

第一百四十五回

参議院農林水産委員会会議録第二十二号

(二〇六)

平成十一年七月一日(木曜日)
午前九時三分開会

委員の異動

六月二十九日

辞任

入澤
肇君

補欠選任

阿曾田
清君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

野間
赳君

竹中
美晴君

高木
賢君

大島正太郎君

農林水産大臣官

農林水産省構造
改善局長

農林水産省農業
園芸局長

農林水産省食品
流通局長

農林水産技術会
議事務局長

食糧庁長官

常任委員会専門
事務局側

北爪由紀夫君

鈴木
威男君

三輪喜太郎君

堤
英隆君

山本
徹君

岸
宏一君

国井
正幸君

佐藤
昭郎君

中川
義雄君

長峯
基君

森下
亘君

久保
彰君

郡司
満治君

薬科
風間
祀君

木庭健太郎君
阿曾田
清君

大沢
辰美君

石井
二二君

中川
昭一君

佐藤
正紀君

科学技術厅科学
技術政策局長

国土厅計画・調
整局長

小林
勇造君

加藤
康宏君

外務省經濟局長

農林水産大臣官

房長

農林水產省經濟
局長

竹中
美晴君

渡辺
好明君

本田
浩次君

福島啓史郎君

岸
宏一君

国井
正幸君

佐藤
昭郎君

中川
義雄君

長峯
基君

森下
亘君

久保
彰君

郡司
満治君

薬科
風間
祀君

木庭健太郎君
阿曾田
清君

大沢
辰美君

石井
二二君

中川
昭一君

佐藤
正紀君

農林水産大臣官

房審議官

説明員

本日の会議に付した案件

○食料・農業・農村基本法案(内閣提出、衆議院
送付)

○委員長野間赳君) ただいまから農林水産委員
会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る六月二十九日、入澤肇君が委員を辞任され、
その補欠として阿曾田清君が選任されました。

○委員長野間赳君) 食料・農業・農村基本法案
を議題とし、前回に引き続き質疑を行います。
質疑のある方は順次御発言を願います。

○岸宏一君 おはようございます。

この法案の問題で大臣に御質問申し上げるのは
考えてみるともう三回目になってしまったんで
す。余り質問することもなくなりましたが、ひと
つよろしくお願いいたします。

今まで衆議院や参議院を通じて長い質疑があつ
たわけあります。聞くところによりますと、衆
議院では三十数時間、それから我が参議院におき
ましては十数時間、この委員会だけでも質疑が行
われているということをございますが、大臣も大
変だと思います。

ところで、大臣としてこの長い質疑を通じて、
法案を出されたときと、各国会議員の皆さんから
さまざまな質問や御意見をちょうだいしていろ
ると参考になるものも多かつたろうと思うんで
す。そんな意味で、今までの質疑を総括してどん
な印象を持たれたか、どんなふうに考えられたか、
そんなことをひとつお聞かせください。

○國務大臣(中川昭一君) おはようございます。

今、岸先生からお話をありましたように、当委
員会におきましても長時間、大変精力的な御議論
をいただいておりますことにまず厚く御礼を申し
上げます。

衆議院で三十数時間、そして当委員会でも既に
十数時間ということでございますが、率直に個人
的な感想から申し上げますと、御議論の内容が非
常に私自身も勉強になり、考え方をさせられるところ
が多いということをまず申し上げ、先生方に厚く
御札を申し上げます。

四十年近くぶりの日本の農政の基本を議論して
いただいておるわけでございますが、特に新しい基本法に
議論が必要でございますが、特に新しい基本法に
おきましては、国民全体にかかわりのある食料、
あるいはまた国民全体にかかわりのあるそれを生
産する農業、そしてその生産地域である農村の地
域あるいは空間というものが新しくこの基本法の
中に大きな柱として入ってきたわけでございま
す。そういう意味で、そういう議論を初めとしてこ
の法案の提出に至る経緯あるいはまたこの法案の
趣旨等につきまして、個別政策あるいは基本理念
を含めまして国民的に議論が深まっているとい
うふうに理解をさせていただいております。

衆議院におきましては三点の修正があつたわけ
でございまして、法案の趣旨が一層明確化された
というふうに理解をしておりますが、当委員会に
おきましても引き続き御議論をいただき、何とし
ても国民的な理解あるいは国民的な支持のもと
で、特に国の責務としての我々の仕事あるいはま
たそれぞの責務や努力目標が図られまして、四
つの理念を初めとするこの食料・農業・農村基本
法の目的が十分達せられるようにしていただきたい
というふうに考えております。

重ねて、当委員会での御議論と、国民的な合意
のものとの新しい食料・農業・農村政策が遂行で
きますように引き続き御指導をよろしくお願ひ
いたします。

○岸宏一君 ところで、大臣は農家の皆さんや農
業その他について非常に深い愛情というふうに
うか、そういうものをお持ちの方だというふうに
思いますが、いつぞや堺屋長官が何か関税率の問
題で御発言なさったのにかみついたと言つては失
礼ですが、強く抗議をしたといつてはでしょうか、
それから禁煙デーのたばこに關してもたばこ農家
のためを思つて積極果敢な御発言をなさつた、こ
ういうお話を新聞で承知しましたが、それは事実

で
し
ょ
う
か

○國務大臣(中川昭一君) ことしの一月にたまたま堺屋長官がパリで、そして私がモロッコに出張しているときに、堺屋長官のたしかソルボンヌ大学の講演の中で、今度、米を関税化する、一〇〇%の関税というような内容の御発言がございました。私自身も大変失礼な言い方をしたと、またその表現方法について失礼になるであろうということを実は予測しながらといいましょうか、念頭に置きながらああい、発言をしました。

私自身あの発言の用語については反省をし、また堺屋長官にも直接お詫びを申し上げたところでございますが、その背景といたしましては、年末の関税化決定、そして生産者の皆さんのが大変御心配をされている中で、大変に内閣の重要な位置におられる方が事実と違うことを御発言されることによって生産者、関係の皆さん方にまた新たな不安を与えるということに対し、農政の責任者として強い危機感を持ちました。

海外でのことでございました、お互いに。したがいまして、生産者を初め一般の国民、特に事情を知らない一般的の国民の皆さんに、この問題が事実と違うということをどうやってマスコミを通じて知つてもらうかというために、若干過激かつ不適切な表現を使つたということをご存じます。

堺屋長官におかれましては早速事実関係を調べられまして、決して一〇〇%なんという数字ではないということを御理解いただき、堺屋長官からも自分には事実についての誤認があつたというふうにお話をしていただきましたし、私も御本人にあるいは公の場で大変不適切な表現を使つたこと、特に大先輩であり、私が堺屋長官に向かつてああいう単語を使うということ自体、世の中にとつてみれば中川は何を言つておるんだということになりますが、とにかく事実ができるだけ生産者や国民の皆さんに御理解をいただきたいということでああいう発言をしたわけでございます。

堺屋長官には御理解をいただき、また私自身もことでああいう発言をしたわけでございます。

あの単語、用語につきましておわびを申し上げ、また今回の関税化の事実について御理解をいたただいたわけでございます。

それから、たばこ耕作者関係のことにつきましては、世界禁煙デー、禁煙週間というものが五月にございまして、たばこが有害か無害かという議論が閣議の後の閣僚懇談会の中でございました。禁煙週間の間、皆さん禁煙に努力をしてくださいと言おうという提案がございました。

私自身が、先生方に大失礼だとは思いながらも、たばこをついつい吸いながら委員会に出席していることを毎回反省しながら出してしまってはビースモーカーでございますけれども、とにかく日本には、つい数年前で六万戸、そして現在では三万戸を割ったとはいえ、地域の重要な産業としての葉たばこの生産農家が現にいらっしゃるわけをございまして、その方々も一生懸命努力をされておるわけでございます。

日本の農業あるいは農家の一部分を占めておる伝統的な葉たばこ耕作に対し、あたかも政府として不快な感情を与えることは私としては納得のできないところでございましたので、厚生大臣に対し日本の中葉たばこ耕作者の立場というのも御理解をいただきたいということで、たばこあるいは葉たばこ耕作者について厚生大臣とちょっと議論をさせていただいたというのが実情でござります。

○岸宏一君 大臣、そういう大臣の率直なお気持ちを披露すること、これがやはり多くの農民の皆さんから恐らくは支持されるものと私は思うんであります。ですから、そんなに誤ったことじやないんじやないか、むしろ私は大臣のお話を喜んでお聞きました、こんなことがございました。

ところで大臣、その後、この参議院の委員会の審議に入りましてさまざまな御質問があつたわけでございます。ところが、そういう率直な御意見

とは裏腹に、この委員会での御答弁に何となく自分を抑えて抑えてというふうにされているような、そういう印象を感じざるを得ないわけですね。ですからあのとき言つたようなそういう積極的な率直な御答弁あるいは御論議をこういう委員会などでやっぱりやつた方がいいんじゃないのか。

例えば、一度や二度間違つても、後からそれは間違いでしたと訂正すればいいことであつて、ぜひ大臣の生の声をいつも私は聞きたい、それが農家の皆さんに対しても大きな自信あるいは大きな希望を与えることになるからだと、こういうふうに思うわけです。どうでしようか、そういう点では。

○國務大臣(中川昭一君) 先生からの大変ありがとうございます。時々予定外の発言もしてしまうわけですが、といいましょうか、アドバイスをいただきました。決して自分を抑えて答弁しているわけではありません。先生方からも御指導、おしかりをいただきながら、できるだけ誠実に、率直に答弁をさせていただきたいというふうに思います。

○岸宏一君 決して失礼などはしておりません。

大御丁寧な答弁ではござります。

そこで、私はお伺いしたいんですが、この新しい法律そのものは大変立派なものだと思います。しかし、農業の現状を見ますと、やはり農家人口がどんどん減少し、農家戸数も減少し、自給率も下がる、そういう非常に難しい局面にあるわけでございます。それだけに、この法案が国民に対する理解を深める、最初の質問で申し上げたのにお答えいたいたいわけですけれども、国民の理解も深まつたとおっしゃつていましたが、そんなに深まつてゐるとはやっぱり言えないとんじやないか。これからもつとつと、まずこの理念なり基本的な考え方なり、こういうものを国民に訴えていく必要があります。

そこで、大臣として何か、国民に訴えるためにおれならこうやりたいと。例えば、大臣が農家で

ない皆さんのところへ直接行つて農業の重要さを遊説して回るとか、あるいは、きょうは林野厅長官もいらっしゃいますけれども、天皇陛下が全国植樹祭に出席されたことでどれほど日本の森林が立派に造成されたか知れない、その影響は非常に大きいものがあると思うんです。実は、平成十四年に私の町でおかげさまで全国植樹祭が行われるようになつたが、これだけでも大変地域の皆さんには喜んでいらっしゃるわけです。ですから、新しい法律ができるあるいはできた、そこで国民に理解を求めるための新しいアクションなり新しいイベントなりを大臣として個人として何か一つぐらいあつてもいいんじやないかと、こういう思いを実は強くするわけなんですけれども、率直にどうですか、大臣。

○國務大臣(中川昭一君) 今の法案の審議につきましては、一部農業関係の専門誌では逐一報道されておりますけれども、確かに一般国民の中にはこの参議院の当委員会での非常に有意義な議論の過程というのはなかなか国民に知らされていないというのが現状だらうと思います。

先ほど国民的理解があふれつつあるというような趣旨の発言をいたしましたが、特に消費者の皆さんを初めとする、農業に直接携わらない、しかしこの参議院の当委員会での非常に有意義な議論の過程というのはなかなか国民に知らされていないというのが現状だらうと思います。

遂行の大前提でございます。そういう意味で、私は、農政の責任者としての立場と同時に、農政を国民に知らせるための広報の第一線にいなければいけない存在だらうというふうに思います。

そういう意味で、具体的には消費者団体の皆様方、これはあくまでも全国団体の皆様方でございまますから人數的にはいつも二、三十人でございますけれども、できるだけ、一時間二時間かけましてこの基本法あるいはWTOを始め時々の農政の重要な問題につきまして御意見をいただき、また現状を御説明しておるところでございます。また、消費者の部屋というのが農林省にござりますけれども、あそこにもできるだけ私自身顔を出して、

<p>そこに来ていただきております皆さん方いろいろ言葉を交わしてお話を聞かせていただくとか、また農林省のホームページの中に基本法を初めとする農政のポイントにつきましてできるだけ迅速に情報を載せていくというようなことにも努力をしておるところでございます。</p> <p>先生御指摘のように、足を運んで農政、特に基本法の内容といふものを一般の国民の皆さんに御理解をいただくということは非常に大事なことでございまますので、今、省庁を挙げて幹部が全国に散つて説明をしておりますけれども、私自身が今まで以上に消費者を初めとする一般国民の皆さんに御審議の模様あるいはまたこの法律案のポイントについて一生懸命説明をしていかなければならない責任があると思っております。</p> <p>さらに大事なことは、子供たちへの理解が必要なのではないかということ、文部大臣には大変御理解をいただいておるわけでございますので、有馬大臣の陣頭指揮のもと、文部行政の中でも特に子供たちに対する農業・農村あるいは自然に対する親しみといいましょうか、コンタクトというものができるようになります。これは私が先頭にならなければなりませんけれども。</p> <p>政府全体を挙げて、この法案の御理解をいただきながら、当委員会での御審議を支えていただきたいという言葉が適切かどうかわかりませんが、国民的な理解と合意というものを大前提としながら、この法案が成立をさせていただきましたならば政策の遂行をしていかなければなりませんし、また審議の過程というものを皆さんに御理解いただく努力を今まで以上に、先生の御指摘もいただきましたので、頑張っていきたいといふふうに考えております。</p> <p>○岸宏一君 大変御丁寧なお答えでございましたが、私はこの際、新しい法律ができるなら、来年度の新しい予算で何かピックアップして、あるいはそれを毎年やっていく、そういうことを考えることも必要なのではないか、国民の理解を得るために。そんなことを大臣それから官房長にぜひ</p>	<p>ひつお考へいただきたい。</p> <p>特に、国民の理解を得にくい点を一つ申し上げたいと思いますが、私も議論を聞いておりまして一番難しいと思つているのは自給率の問題です。この法案によりますと、国内の農業生産の増大を図ることを基本的にやるわけですから、常識的に自給率は五〇%以上かなというふうにみんな考えると思うんですね。</p> <p>これは、大臣としてはまだ目標を何%にしたいなんということはお答えになつていなかはずですがけれども、お答えになりましたか。</p>
<p>○國務大臣(中川昭一君) 現在の自給率あるいはそのトレンドというものを前提として、二条、あるいは十五条の基本計画の中、あるいはまた十五条三項の自給率の向上を図ることを旨としというような条文で、今までの自給率では国内生産を基本としと言えないのではないかということは再三答弁をさせていただいております。</p> <p>では、どのぐらいになつたら基本とするのかと云ふことにつきましては、向上ということにつきましては努力をしその実現を図つていただきたいと考えておりますが、具体的に何%ということになりまますと、いろいろな要件あるいはまたいろいろな要因、極端に言えば消費者マインドも含めましていろいろござります。</p> <p>現在作業中ということで、具体的に何%という</p>	<p>ことに、これは実現をしていかなければいけない目標でござりますので、もちろん私も実現可能な、高ければ高い数字を掲げたいところでございますが、それでも、基本計画という非常に重たい計画の中における機会においても申し上げておりません。</p> <p>○岸宏一君 確かに、これを五〇%以上とかそれを目標にするということは申し上げられませんので、いかなる機会においても申し上げておりません。</p> <p>現時点でははつきりと何%以上とそれを目標にすることも必要なのではないか、国民の理解を得るために。そんなことを大臣それから官房長にぜひ</p>
<p>ひつお考へいただきたい。</p> <p>特に、国民の理解を得にくい点を一つ申し上げたいと思いますが、私も議論を聞いておりまして一番難しいと思つているのは自給率の問題です。この法案によりますと、国内の農業生産の増大を図ることを基本的にやるわけですから、常識的に自給率は五〇%以上かなというふうにみんな考えると思うんですね。</p> <p>これは、大臣としてはまだ目標を何%にしたいなんということはお答えになつていなかはずですがけれども、お答えになりましたか。</p> <p>○國務大臣(中川昭一君) 現在の自給率あるいはそのトレンドというものを前提として、二条、あるいは十五条の基本計画の中、あるいはまた十五条三項の自給率の向上を図ることを旨としというような条文で、今までの自給率では国内生産を基本としと言えないのではないかということは再三答弁をさせていただいております。</p> <p>では、どのぐらいになつたら基本とするのかと云ふことにつきましては、向上ということにつきましては努力をしその実現を図つていただきたいと考えておりますが、具体的に何%ということになりまますと、いろいろな要件あるいはまたいろいろな要因、極端に言えば消費者マインドも含めましていろいろござります。</p> <p>現在作業中ということで、具体的に何%という</p>	<p>ために皆さんこういうふうな努力をしてください、消費者はこうしてください、農家の皆さんはこうしてください、こういうふうに、例えば一%上げることを基本的におこなつて、この辺に対する御配慮もお願いします。それで、この辺に対する御配慮もお願いします。それから、この辺に対する御配慮もお願いします。それから、この辺に対する御配慮もお願いします。</p> <p>同時に、なぜ自給率の向上が必要かということをもう少し国民に広く知つていただきなきゃいけない、こういうふうに思います。ぜひこれを今後わかりやすくお示しいただくようにすべきではないかといふふうに思います。これは時間がありませんからよろしく申し上げたい。</p> <p>そして、目標ですから、到達できないと後から怒られるとかそういうこともあるでしょうけれども、どうなんでしょう、これぐらいは欲しいんだよということをやっぱり大臣が言つてもいいと思うんです。それが達成できなかつたときにはなりふれども、それは仕方がないことですから。目標をやつぱりある程度示すことは大事だと私は思つていますということだけ申し上げておきます。</p> <p>大臣の答弁が大変熱が入つておりますので質問の時間がもうあと三分しかありませんから、これは答弁は要りません。それで、お考へいただきたいことは米の問題です。</p> <p>来年度の生産調整をどうするかということいろいろとお悩みだらうと思います。今までのやり方をただ単に踏襲するということだけはぜひ改めていただきたい。新しい基本法ができる、あるいはできたその直後にこの計画が発表されるというような形になるのですから、せっかく新しい法律ができるのに生産調整のやり方は何にも変わらないんだな、じゃ農業もさっぱり変わらないだろうというふうに国民に思われるなどを私は一番恐れます。ですから、ぜひ新しい視点で、この方法論については私は申し上げません、ぜひ新しい方法で生産調整をやっていただきたい。そして、苦しいでしようが、農家の皆さん、国民の皆さんのがつたという認識を私もいたしておりますとあります。</p> <p>今、政府が提案をいたしております新しい基本法案の法律名というのは農業基本法ではないわけでありまして、食料・農業・農村基本法ということもあります。その基本理念というのも、食料の安定供給等々四本の柱で成り立つておると思うわけであります。したがいまして、現行基本法と比べましてその法目的の範囲というのは格段に広がつたという認識を私もいたしておりますとあります。</p>

ります。

これまでの農政というものは農業生産者や農業生産といふことに力点が置かれまして、消費者の視点といふのが若干軽視をされた面がある点は否めないと思つておるところであります。法案の名称からも国民全体の視点から農政を改革するという姿勢がうかがえるわけでありまして、農業者のみならず消費者も大いに期待をいたしておるところではないかと私は考えております。

いずれにいたしましても、食料・農業・農村政策といふのは国民の生活に直接関連するものでありますし、新たな基本法といふのは国民各界各層の期待に十分こなえられるものであるべきだと思うわけであります。

そこで、国民全体の視点に立つた新しい基本法といふものについて、改めて大臣の決意をまずお伺いいたしたいと思います。

○國務大臣(中川昭一君) 今、先生御指摘のように、新しい基本法におきましては四つの理念、その第一番目に国民に対する安定的な食料の供給、これは平時、不測時両方にわたって国内生産を基本とし、備蓄あるいは輸入を組み合わせてやっていくということが第一でございます。したがいまして、国民全体に密接なかかわりのある法律だということでござります。

そして、これも国民全体にかかわりのあることだと思いますけれども、農業・農村の果たす多面的な役割といふのが大事である、機能を發揮させることが大事であるということでございます。この二点を支えるために、農業の持続的な発展、そしてまた農村の振興といふこの四つの理念から成り立つておるわけでございまして、この大きな四つの柱のほかに、どうやって国際的な貢献をするかとか食料の輸出についても実は条文の中にあります。それでございまして、さあざまな大事なポイントが新しく盛り込まれているわけでございます。特に、今後予想される人口と食料とのアンバランスの中で、国民に対しても安定的な食料供給をしていくことを初めとするこの四つの理念を実

現させていかなければなりません。

そのためには、生産者はもとより、消費者ある人は食品産業を始めとする国民全体の理解と共通認識のもとで國の責務あるいは自治体の責務あるいは生産者の努力目標等も含めまして、國民に対する命と暮らしの安全と安心を確固たるものにして、そして農業者に対しては自信と誇りを持てるような農政、新しい食料政策といふものを遂行しないかなければならないというふうに理解をしております。

○森下博之君 次に、昭和三十六年、現行法の制定をされた時期と今日の国内外の食料問題の大きな違いは何かということについて承りたいわけであります。

申しますでもなく、食料といふのは国民の生活に欠くことのできない基礎的な物資であるわけあります。いかなる場合におきましても安全、良質な食料を國民に供給する、そういう意味での食料政策を推進していくことは、まさに私は政

府の当然の責務であろうかと思うわけであります。私は、現行基本法になかった食料政策の視点を新たな基本法に取り込み、食料の安定供給といふことを本法案の基本理念の第一に挙げたということは高く評価をいたしておりますところであります。

現行法にはなかつた食料の安定供給を本法案に盛り込むことに至つたのは、現行基本法の制定後、我が國の食料を取り巻く情勢が大きく変化をしたものであると思うわけであります。昭和三十六年当時と今日の国内外の食料問題の大きな違いは何であるか、承りたいと思います。

○政府委員(高木賢君) 現在の基本法が制定されました昭和三十六年当時におきましては、米の自給がほぼ可能な見通しになつてきただということと、同時に我が國の食料自給率もカロリーベースで約八割という水準であります。しかしながら、その後の国民生活の変化、食生活の変化が大きかつたというのが第一点であります。

これは、国土資源に制約がある中で、自給が可

能な品目であります米の消費が大幅に減退をいたしました過剰問題を惹起するに至つた。その一方では、畜産物や油脂の消費が増加をいたしまして、そのえさとなる穀物の、あるいは油の原料となる大豆や米種などの原料農産物の輸入が大きくふえたということが挙げられます。このことによつて、八割近くからの自給率が大幅に低下したというふうになりました。それから、近年、國民の食品の安全性あるいは品質に対する関心も非常に高まつております。

一方、国外の情勢を見ますと、御案内のように、世界の人口はふえる一方でございます。また、中国を始めとする國の食生活の高度化、日本がたどつたと同じように肉類の消費がふえていくとなりますと、穀物に対する需要が一層増大するといふことが需要面では環境問題の頭在化によります生産拡大への制約、こういうことが出てまいりまして、短期的にも不安定な要素が出ておりますし、中長期的に見ますと逼迫する可能性がある、こういうことが見込まれるに至つております。

以上のようないくつかの要素が、中長期的に見ますと逼迫する可能性がある、こういうことが見込まれる不安定な要素、こういうことが昭和三十六年当時と違う今日の大きな事情であろうかと思います。そういうことを背景といたしまして、ただいま御指摘がありました食料の安定供給に対する国民の不安が高まっている、あるいは一方で健康というものの価値が非常に高まりまして、健康で充実した生活の基礎としての良質な食料に関する関心が高まっている、こういうことが今日の特徴的であります。

岸委員御指摘のように、大臣、早い機会にこの目標値というものを設定して公表すべきものだと私は考えております。この点はもちろん答弁は結構でございます。

次に、食料自給率の目標を達成するためには、目標値というものを設定して公表すべきものだと私は考えております。この点はもちろん答弁は結構でございます。

次に、食料自給率の目標を達成するためには、目標値というものを設定して公表すべきものだと私は考えております。この点はもちろん答弁は結構でございます。

次に、食料自給率目標の達成につきましては、難しい点も当然あるわけであります。具体的にどのよ

うな手段で目標を実現していくか、その戦略を示さるべきだと私は思うわけであります。基本計画におきまして目標を設定するということを法文に明記されたのでありますから、具体的な取り組みについても当然一定の構想はお持ちでありますかと思うわけであります。この際、その方針を承つておきたいと思います。

○政府委員(高木賢君) 自給率の向上のための方針というか戦略といふことがあります。

食料自給率の目標は、法文にもありますように、国内の農業生産と食料の消費に関する指針として

定めるということをございますが、その中で、やはり何といいましても今輸入されているものに国産のものが振りかわっていくことが大事な点であろうかと思います。特に、麦や大豆、飼料作物などは自給率の低いものでありまして、振りかわる可能性が非常に高い、また食品としても重要な位置づけを占めているものであろうと思います。

したがいまして、いろいろなものが、果樹や野菜やあるわけですけれども、特に麦、大豆、飼料作物という点は重点に置くべき品目であるというふうにまず思つております。コストの低減なりあるいは実需者、消費者のニーズに応じてこれが選択されていく、外国産のものと振りかわしていくといふことが大事でありまして、そういう実需者なり消費者のニーズが生産者に的確に伝わるような仕組みにしていくことがます必要であると思ひます。

そのために、価格政策の見直しによりまして消費者ニーズが生産者に的確に伝わるような仕組みにしたい。また、生産者の側は、いいものをつくればそれが評価されて実需者に好まれるということを通じまして生産意欲の増大にもつなげていきたいというふうに思つております。

それから、土地の面でいいますと、現在まだ耕作放棄地が非常にござります。これを解消して有効利用していかなければならぬ。また、耕地利用率も、まだ裏作が可能な地帯でも必ずしも十分裏作が行われていないという問題がありますので、耕作放棄地の解消と耕地利用率の向上ということは特に重点的な課題として取り組まなければならぬと思います。

それから、今日の食生活の実態を見ますと、加工食品のウエートが非常に高い。外食あるいは中食と言われているもののウエートも高いわけでございますので、現場の農業生産と消費者との間をつらつて消費者との間を取り持つてもらわなければ

いけないわけでありまして、言葉として言えば農業サイドとの連携の強化あるいは新製品の開発ということにならうかと思いますが、こういった点も重要な点であろうと思います。

これらの点に政府が取り組むことはもとよりですけれども、農業者あるいは食品産業の事業者におかれましても、十分みずから課題として取り組んでいたく必要があると思つています。特に今具体的に、麦、大豆あるいは飼料作物ということも申し上げましたが、耕作放棄地の解消あるいは耕地利用率の向上ということになりますと、地域段階で関係者が相集つて、地域農業の再構築をして、地域におきます生産努力目標を立ててそれを確実に実行していく、こういう体制をとることが特に大事かなというふうに思つております。この点は生産者団体と十分これから話をしていくかながれればならない問題だと思います。

それから一方、今申し上げたのは主として生産面でございますが、消費の面では、これまでもある申し上げてきたところでございますが、食べ残しどとが廃棄の量が相当なものになっております。

このむだをなくすということは非常に大切なことだと思います。

それからもう一点は、油分の摂取が過多になっておりまして、糖尿病も十年間で倍増するというようなことにもなつておりますので、この際やはり現在の食生活を見直してバランスのいい栄養をとるということの国民運動を起こしていかなければならぬと思います。これは厚生省のような栄養を担当するところと十分連携してやっていかなければいけない。そのため、健全な食生活の指針の策定ということとか、あるいは日本型食生活の普及ということに關しまして国民的な運動もこれから起こしていかなければならないというふうに思つております。これは消費者団体の御協力も

また、食品産業につきましては、生産者と消費者を媒介する事業者でありますから、まさに消費者のニーズにこたえ、かつそれを生産者に的確に伝えて、今日の食料消費の実態、一方ではきちんととした食事をとろうという運動もございますが、一方では女性の方の就業率も高まりまして食生活

の普及ということに關しまして国民的な運動もござります。

特に、不測時におきましては、もともと国内生産を基本としと言ひながらも完全に自給でやっていかないのが我が国の農業の実態でございますので、そういう中で、不測時におきましても必要最低限の食料が適切に供給されることは必要であるということで、十九条におきましては、そのためには必要な食料の増産、あるいは流通の制限その他、かなり不測の事態というものを、各國の例あるいは我が国の経験等も参考にしながら、いろいろな体制をこれからとつていくべく万全を期していかなければならぬと思つております。

なお、これを確保するためには農林省だけではなくなかなか難しいことでござりますので、政府全体、そして生産者の方々の御努力、そして国民的な御理解というものも、この問題につきましても極め

ます。それを通じてその需要が増加するということが国内生産の拡大につながると思うわけがありまます。このためには、食料自給率の目標を達成していくために、政府だけでなく、生産者あるいは消費者といつた関係者がそれぞれの課題に一体となって取り組んでいくことが必要であろうかと思ひます。

これららの点に政府が取り組むことはもとよりですけれども、農業者あるいは食品産業の事業者におかれましても、十分みずから課題として取り組んでいたく必要があると思つています。

具体的にどういう取り組みが考えられるか、承ります。

○政府委員(高木賢君) 農業者自身につきましては、やはり生産の現場で直接携わっているわけでありますから、今御指摘のありましたように、本当に消費者に好まれるもの、消費者から評価されるもの、あるいは麦でしたら麦を原料としている加工業者である製粉業者から評価される品質のものをつくりしていく。しかもまた、大豆なんかにつきましては量のまとまりということが大変重要な課題になつております。外国産のものはまとまり量のものがどんと来るのに対して、国産の場合にはばらつきがあるということで、どちらかといふと敬遠されかねない、こういう状態がありますので、ロットのまとまりということにつきましては、特に生産者サイドあるいは生産者団体を含めまして取り組んでいかなければならぬ重要な課題であるということにも思つております。

また、食品産業につきましては、生産者と消費者を媒介する事業者でありますから、まさに消費者のニーズにこたえ、かつそれを生産者に的確に伝えて、今日の食料消費の実態、一方ではきちんととした食事をとろうという運動もございますが、一方では女性の方の就業率も高まりまして食生活の簡便化の傾向も出でております。それ自体が悪い

というわけにはいきませんけれども、その中で栄養のあるもの、きちんとした国産の農産物を使つたものが消費されていくように、間に立つ人にも御尽力いただかなければならぬというふうに思つております。

で重要な一つの要件ではないかというふうに考えております。

○森下博之君 食料の備蓄の問題について承りました

いわけあります。

一昨日ですか、佐藤委員の質問と重複するかも

わかりませんが、現在の食料備蓄の状況、我が國

の食料安全保障を確保する上で備蓄の役割とい

うものについて承りたいと思います。

○政府委員(高木賢君) 食料の供給につきましては、国内生産とともに輸入ということで現実に賄われておるわけでありますけれども、御案内のように、国内生産につきましては不作ということが

間々生じかねないわけでございますし、輸入につ

きましても、過去の例からいきますと、世界にお

きます不作、あるいはミシシッピ川が凍結したと

か、港湾労働者がストライキをしたというような

輸送における障害がありまして、円滑に輸入がで

きないという事態が生じたわけでございます。こ

ういう経験にかんがみまして、備蓄制度といふこ

とで幾つかの主な品目につきまして備蓄をやつて

おります。

米につきましては、特に平成に入つてからの大

不作も勘案いたしまして、百五十万トンを基本に

プラス・マイナス五十万トンという一定の幅を

持つて運用しているということをございます。こ

のほか、小麦につきましては年間の外需需要の約

二・六カ月分、飼料穀物につきましてはトウモロ

コシ、コウリヤンの年間需要量の約一カ月分、食

品用の大豆につきましては年間需要量の約二十日

分といふものを予算的に措置いたしまして備蓄を

しております。この数値は民間での保有量も勘案

して定めております。こういうことで、過去にお

ける不作あるいは輸入障害の経験からいたします

と、その程度の短期的な供給不足に対しても十分

対応が可能な水準が確保されているというふうに思っております。

ただ、備蓄というのは一時的、短期的な供給不足の事態に備えるべきものでありますから、事態が長期化するということになりますと、先ほど大

臣から御答弁申し上げましたように、本法案の十二条に規定しているような生産、流通両面の対策が必要になるというふうに考えております。

○森下博之君 新しい基本法の中では、不測の事

態となつた場合において必要な対策を講じること

により、国民が最低限度必要とする食料を確保す

るということが明記をされておるわけであります

が、この最も厳しい状態というのは、食料の輸入

が全くなくなつた場合も想定されるわけであります

。こうした場合に、国民が最低限度必要とする食

料とは具体的にどの程度の食料水準を念頭に置か

れておるのか、お答えいただきたいと思います。

○政府委員(高木賢君) 御指摘がありましたよう

な輸入が一切ない場合でもどうなのかということ

でござります。

これにつきましては、現状程度の農地と農業生

産技術という前提を置きまして試算をいたしてみ

ますと、一人当たり大体一千七百六十キロカロリー

の供給熱量に相当するものを供給することが可能

だというふうに考えております。これは、現在の

生産を転換いたしまして熱量効率を最大化した場

合に、国内生産だけでどれだけ供給が可能かとい

うものでござります。それで、千七百六十キロカ

ロリーという水準、これは大体昭和二十二年から

二十三年ぐらいの水準でございまして、この程度

の水準が一応最低限必要なというときの目安にな

ります。それでは、千七百六十キロカロリーとい

うものでござります。それで、昭和二十二年から

二十三年ぐらいの水準でございまして、この程度

の水準が一応最低限必要なというときの目安にな

りますが、そういふふうなふうに思つております。

○政府委員(高木賢君) 御案内とのおり、具体

的な仕組みにつきましては現在、検討会で検討を

急いでいるところでございまして、十二年度の概

算要求にはぜひ間に合わせたいと思つております。

○政府委員(渡辺好明君) 御案内とのおり、具体

的な仕組みにつきましては現在、検討会で検討を

めに思つて再度お答えをいただきたいといります。

○森下博之君 次に、中山間地域への直接支払い

があります。

私は、各委員皆さん御質問になつたことと重

複する点があると思いますが、衆議院で農基法が

通つた段階で各地からたくさんの方々が意見を述べてあります。この中山間地域への直接支

払いの財源というのを、もしその市町村が一定の

負担を強いられるといつたしますと、私はこの制度

そのものの十分な効果が期待できなくなるので

はないか、また実施自体も困難になるのではないか

かという心配をいたしております。

この直接支払いについては、まだその全容はも

ちろん明らかになつていなければなりません。

で、私が早計な質問をすることは失礼かとは思ひ

ますが、そういう中にあります必要な財源とい

うのは、端的に申し上げれば、国ですべて見ていて

ただくといふことでなければ私は非常に困難では

ないかと思うわけであります。

その点、お伺いをいたしました。

○政府委員(渡辺好明君) 御案内とのおり、具体

的な仕組みにつきましては現在、検討会で検討を

急いでいるところでございまして、十二年度の概

算要求にはぜひ間に合わせたいと思つております。

そこで、大変時間をいたしておりますので、

現行基本法の前文、「わが国の農業は、長い歴史

の試練を受けながら、国民食糧その他の農産物の

供給、資源の有効利用、国土の保全、国内市場の

拡大等国民経済の発展と国民生活の安定に寄与

してきた。」またその後で「われらは、このような

農業及び農業従事者の使命が今後においても変わ

ることなく、民主的で文化的な国家の建設につ

てきわめて重要な意義を持ち続けると確信す

る。」

何回読んでも胸が震え立つような、本当に熱い

ものを感じるのがこの前文であり、また次の総則

も匹敵するような格調の高い前文であるから、私

はやっぱりこの新基本法にも前文を置いてほしかったというふうに思います。提案理由で過去の農政の反省の上に立って新たな基本法を制定する意義を説明しておられるのですから、その四つの理念、基本理念を統括した考え方でぜひ前文を置いてほしかったというふうに思います。

さつき岸委員が農林大臣にすばらしいエールを送つておられましたが、率直に農林大臣の生のお金声で、ああ、実は前文を置くべきだったというふうに思つておられるかどうか、ぜひお答えをいただきたいと思います。

○國務大臣(中川昭一君) まず、この基本法が農政、食料政策全般の基本法であり、いわゆる理念を掲げた法律であるという位置づけにあるわけでございます。具体的には二条から五条まで四つの理念があるわけでございますが、一条でその理念の実現に向けて頑張つていかなければならぬということが明記をされておるわけでございます。

また、先生も御指摘になりましたが、最近の基本法におきましては男女共同参画法を除いて、といふのはこれは議員立法でございますので、政府提出法案といたしましては、最近の立法例として法律の理念といふものを明示しておるわけでございます。

さらに、先生は農業基本法の前文を引用されましたが、これも民主的で文化的な国家の建設とか、あるいはまた公共の福祉を念頭にする国民の責務に属するものだという農業者の使命とかいったものはまさに日本国憲法で明示されておるわけでございますから、日本国憲法に反するような立法といふのはあり得ないわけでございますので、日本国憲法の趣旨に沿つた形でこの食料・農業・農村基本法ができ上がっているということも、これは実に日本国憲法の中の言葉にもあつたなと思いまして、こ

うこと等々を踏まえまして、前文を置かずに各条文の中で基本理念を掲げ、その実現に向けて努力をする責務を我々は負つておるということをございます。

○和田洋子君 御答弁でありますけれども、前文に流れた思いと、また総則でしっかりと書いてあることを思えば、私はやっぱり必要だったという考え方は変わりません。

そして、總理は趣旨説明で述べているというふうにお答えであります。この基本法と趣旨説明が一緒にいつも行くということは考えられません。後世の皆さんがこの基本法を利用するときには、趣旨説明はどうだったかなという感じはな

いというふうに思います。また、男女共同参画社会の前文を大臣は今言われましたが、議員立法であろうと國からの法律であろうと、今までなかつたから今もないというよりは、なかつたけれども今つけるという方が意義がありますし、男女共同参画のあの前文は朝日新聞の先日の社説の中でも前文を引用して書いてあります。そしてまた、大臣はこの農業基本法は消費者の皆さんにも大変関心が高いというふうに先日お答えになりました。もちろん、カロリーベースで四一%だつたり穀物ベースで二八%だつたり、安全な食料、また遺伝子組みかえなんというこの世の中でもう消費者の皆さんのが食に理解を示さない、関心を示さないというわけにはいかない、そういう思いで消費者の皆さんは関心を示されているのだというふうに思います。

必ずしもこの基本法がいいとか悪いとかは私は言いませんが、消費者の皆さんのが関心があるだけではないというふうに思います。分お考えの上、この基本法、次の基本計画などに取り組んでいただきたいというふうに思います。そして、私は基本理念に欠けているものを御指摘したい。新基本法案が掲げた理念は、食料の安定供給の確保、多面的機能の発揮、農業の持続的

発展及び農業の振興の四点であります。これ自体これから農政に絶対に欠かすこととはできないものだというふうに思いますけれども、しかし何か欠けたものがある。それは、胸を打つものがない、情熱がない、無機質であるということと同時に、農業基本法が最大の課題としてきた他産業就業者との所得の格差の是正、すなわち農業者の生活水準を確保しなければならないという政策課題に対応していない、これが欠けているからだというふうに思います。

国民の要請にこたえて食料の安定供給に努めるとか、農業の多面的機能が十分に發揮されるよう努めるとか、農業の自然循環機能が維持増進されるよう持続的発展を図るという諸課題は、農政に課せられた課題だというふうにも思いますが、実はこれは農業者に課せられた課題なんです。しかし、農業経営の安定とか豊かな農村なしにはこういうことは実現できないとすれば、新基本法に

この肝心な所得の格差の是正というのが欠けていたことが農業者の皆さんに落胆をさせている一番の原因ではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○國務大臣(中川昭一君) まず、この新しい基本法が決して無機質ではないというふうにぜひ御理解をいただきたいとおもっています。例えば、三条の多面的機能の中に自然環境の保全あるいは景観の形成、文化の伝承といった農村ならではの、単に農業生産活動と直接かかわりないとは申し上げませんが、密接なかかわりはありますけれども、本来の農業生産活動の目的ではないけれども国民的に非常に重要な役割を農業・農村が果たしておるということ、あるいは教育的な側面、消費者と生産者が共生する、お互いに理解を

持つて協力をし合うというようなことがポイントになつておりますので、極めてこれは有機的な新しい食料・農業政策の基本法というふうに御理解をお願いいたしたいと思います。

また、他産業との所得格差の是正が基本理念に入つてないという御指摘でございますが、過去

の経緯の中で生産性におきましては他産業の生産性の方がはるかな伸びを示した結果、格差は正に

のだとおもいますけれども、しかしこれは至りませんでしたけれども、生活水準につきましては世帯員一人当たりの所得で勤労者世帯を上回り、格差は大体是正されたというふうに理解をしております。

そういう中で、この法案の理念、農業の持続的な発展でありますとか、あるいはまたいろいろな諸施策を農業・農村に果たしていくことなどを基本的な考え方として位置づけた上でこの法律であるといふふうに御理解をいただきたいと思います。

○和田洋子君 確かに、農家と勤労者世帯の一人当たりの家計費の比較をしてみると、農家の家計費は勤労者世帯をかなり上回っているというふうな統計が出ています。それは事実であります。自立経営農家の下限農業所得もおよそ勤労者の一般的な所得水準に達しているというふうに言われております。

平成十年度の農業白書には、平成九年の販売農家における勤労者世帯を一〇〇とする一四・二%であり、勤労者世帯の水準を上回っている万円で、全国の勤労者世帯を百二十九人の比率は六〇・三%であります。一方、全国の勤労者世帯の世帯員は三・五三人であり、このうち就業者は一・六六人ということであるとすればその比率は四七・〇%であります。これは勤労者世帯の世帯員は二・四九人、二・五人ぐらいです。就業者は二・四九人、二・五人ぐらいです。就業者の比率は六〇・三%であります。一方、全国の勤労者世帯の世帯員は三・五三人であり、このうち就業者は一・六六人ということであるとすればその比率は四七・〇%であります。これは勤労者世帯と専業主婦の家庭者間の比較でいえば共働き世帯と専業主婦の家庭を比較しているようなもので、比較の対象には全然ならないというふうに私は思っています。

さらに、販売農家の就業者一・四九人がすべて農業に従事しているとすれば、これは農政がすばらしい成果をもたらしたというふうに思いますが、それでも、多くの場合は他産業にその所得の源泉を求めており、そういう世帯員がいることが所得の水準を押し上げているという結果になつていると

いうふうに思います。中には一家を挙げて農業に専従して高い農業所得を得ている農家もありますが、これは販売農家の数から見れば微々たるもので、自立經營農家の下限所得が平成九年の場合一戸当たり六百十三万円であると申し上げました。しかし、これ以上の所得を確保している自立經營農家のシェアは戸数にしてわずか5%にしかすぎないんです。こうしたことから考えれば、必ずしも農業者の所得が上がつたというふうには思ひません。

農業所得と製造業賃金との格差は長期的に見て縮小しなかつたというふうに農業白書でも述べられていますが、最近の傾向として農産物の価格が抑制傾向で推移をしているため、十年度の統計が明らかになれば格差はさらに拡大するのではないかというふうに思われます。農家として高い所得水準が確保されていればよいという考え方があるとすれば、それは農政の役割を否定することにもなりかねないというふうに思います。

新基本法案においても、農業で生きていくこうといふ意欲のある農家が農業所得によって勤労者並みの生活水準を確保するという目標を施策で展開する、そういう理念を明確にお示しいただきたいというふうに思います。

○政府委員(高木賢君) 今御質問の最後にあります、まさに農業を本業として意欲を持つて取り組んでいこうといふ方の位置づけにつきましては、この基本法の二十一條で「効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立する」ということと明確にしているところでございます。この「効率的かつ安定的な農業経営」というものは、主たる従事者の年間労働時間が他産業並みの水準で、主たる従事者一人当たりの生涯所得が他産業従事者と遜色のない水準、そういった農業経営の実現を図ることを念頭に置いたものでございます。

そのためには、コストの節減も一つありますよ

う、また積雪地帯で最近行われておりますよう

に、モチ米をつくるだけじゃなくて、それにまで加工して付加価値を向上するといったような多角的な農業経営の展開によりまして農業所得を得ています。こういうような動きもあるわけでございますが、まさにそういったものを支援していくといふうに考えております。

これは全国一律画一的なものではもちろんございません。まさに、當農の類型あるいは地域の特性に応じてその経営が発展できるようにしようと抑制傾向で推移をしているため、十年度の統計が明らかになれば格差はさらに拡大するのではないかというふうに思われます。農家として高い所得水準が確保されていればよいという考え方があるとすれば、それは農政の役割を否定することにもなりかねないといふうに思います。

新基本法案においても、農業で生きていくこうといふ意欲のある農家が農業所得によって勤労者並みの生活水準を確保するという目標を施策で展開する、そういう理念を明確にお示しいただきたいというふうに思います。

○政府委員(高木賢君) 今御質問の最後にあります、まさに農業を本業として意欲を持つて取り組んでいこうといふ方の位置づけにつきましては、この基本法の二十一條で「効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立する」ということと明確にしているところでございます。この「効率的かつ安定的な農業経営」というものは、主たる従事者の年間労働時間が他産業並みの水準で、主たる従事者一人当たりの生涯所得が他産業従事者と遜色のない水準、そういった農業経営の実現を図ることを念頭に置いたものでございます。

そのためには、コストの節減も一つありますよ

う、また積雪地帯で最近行われておりますよう

タード・ブラウン氏によると、中国が経済成長により畜産物の消費がふえ、食料作物の需要が急増することです。中国は二〇一五年には一億七千五百六十万人の穀物を輸入しなければいけなくなるというふうに言われております。

新基本法の第二条第一項は、世界の食料情勢について「国民に対する食料の安定的な供給について、世界の食料の需給及び貿易が不安定な要素を有していることにかんがみ」云々と規定されています。世界銀行のように楽観視して見通して二十一条、二十二条で経営対策を総合的に講じていく、あるいは体系的に講じていくことで農業経営の継続発展ができるようになります。そのことを通じて、また四条に農業の持続的な発展という基本理念がございますが、まさに経営あるいは手といふものが継続発展することが日本農業の持続的な発展の大きな柱でありますから、当然そういうことで対応していくことでございます。

○和田洋子君 六月二十九日の国井委員の質問でも、どうして農業者の所得が上がらなかつたかといふ御質問に対し、大臣は集積された農家がなかなか集積したからというふうなお答えだったと思いますが、しかしこれは地域的なこともあります。

北海道に私たちも行ってまいりましたけれども、北へ進むと、農業者が一番苦労しておられる。その集積の結果の借財、また農業構造改善事業の償還金の問題など本当に苦労しております。これは、FAOからのデータの提供などを受けまして見通し、予測作業を行つたものでございます。二通りやつております。

○政府委員(高木賢君) 世界の食料需給の見通しについてのお尋ねでございます。

農林水産省も昨年、世界食料需給モデルを用いて二〇一五年の世界の食料需給の予測作業を行つております。これは、FAOからのデータの提供などを受けまして見通し、予測作業を行つたものでございます。二通りやつております。

一つは、単純シナリオといいますか、今までの傾向がそのまま続いたらどうなるかといふことが一つ。それからもう一つは、これから予想されるであろう生産の制約要因、例えば单収の伸びが鈍化するであろうとか農地面積がこれまでのトレンドどおりには進まないとかいったことから生産の伸びが鈍化するということを見込んだ生産制約シナリオ、二つのシナリオを設定してシミュレーションを行つたわけでございます。

单純な趨勢によりますと、世界の穀物生産の生産量二〇一五年で二十九億トンといたします。これは実はほかの、いろいろお話をありましたFAOの予測とか世界銀行なりあるいは九十五億人になると言われています。これにより、世界の食料は七五%増産が必要との見通しです。また、ワールドウォッチ研究所のレス

タード・ブラウン氏によると、中国が経済成長により畜産物の消費がふえ、食料作物の需要が急増することです。中国は二〇一五年には一億七千五百六十万人の穀物を輸入しなければいけなくなるというふうに言われております。

新基本法の第二条第一項は、世界の食料情勢について「国民に対する食料の安定的な供給について、世界の食料の需給及び貿易が不安定な要素を有していることにかんがみ」云々と規定されています。世界銀行のように楽観視して見通して二十一条、二十二条で経営対策を総合的に講じていく、あるいは体系的に講じていくことで農業経営の継続発展ができるようになります。そのことを通じて、また四条に農業の持続的な発展という基本理念がございますが、まさに経営あるいは手といふものが継続発展することが日本農業の持続的な発展の大きな柱でありますから、当然そういうことで対応していくことでございます。

○和田洋子君 六月二十九日の国井委員の質問でも、どうして農業者の所得が上がらなかつたかといふ御質問に対し、大臣は集積された農家がなかなか集積したからというふうなお答えだったと思いますが、しかしこれは地域的なこともあります。

北海道に私たちも行ってまいりましたけれども、北へ進むと、農業者が一番苦労しておられる。その集積の結果の借財、また農業構造改善事業の償還金の問題など本当に苦労しております。これは、FAOからのデータの提供などを受けまして見通し、予測作業を行つたものでございます。二通りやつております。

○政府委員(高木賢君) 世界の食料需給の見通しについてのお尋ねでございます。

農林水産省も昨年、世界食料需給モデルを用いて二〇一五年の世界の食料需給の予測作業を行つております。これは、FAOからのデータの提供などを受けまして見通し、予測作業を行つたものでございます。二通りやつております。

一つは、単純シナリオといいますか、今までの傾向がそのまま続いたらどうなるかといふことが一つ。それからもう一つは、これから予想されるであろう生産の制約要因、例えば单収の伸びが鈍化するであろうとか農地面積がこれまでのトレンドどおりには進まないとかいったことから生産の伸びが鈍化するということを見込んだ生産制約シナリオ、二つのシナリオを設定してシミュレーションを行つたわけでございます。

单純な趨勢によりますと、世界の穀物生産の生産量二〇一五年で二十九億トンといたします。これは実はほかの、いろいろお話をありましたFAOの予測とか世界銀行なりあるいは九十五億人になると言われています。これにより、世界の食料は七五%増産が必要との見通しです。また、ワールドウォッチ研究所のレス

タード・ブラウン氏によると、中国が経済成長により畜産物の消費がふえ、食料作物の需要が急増することです。中国は二〇一五年には一億七千五百六十万人の穀物を輸入しなければいけなくなるというふうに言われております。

新基本法の第二条第一項は、世界の食料情勢について「国民に対する食料の安定的な供給について、世界の食料の需給及び貿易が不安定な要素を有していることにかんがみ」云々と規定されています。世界銀行のように楽観視して見通して二十一条、二十二条で経営対策を総合的に講じていく、あるいは体系的に講じていくことで農業経営の継続発展ができるようになります。そのことを通じて、また四条に農業の持続的な発展という基本理念がございますが、まさに経営あるいは手といふものが継続発展することが日本農業の持続的な発展の大きな柱でありますから、当然そういうことで対応していくことでございます。

○和田洋子君 六月二十九日の国井委員の質問でも、どうして農業者の所得が上がらなかつたかといふ御質問に対し、大臣は集積された農家がなかなか集積したからというふうなお答えだったと思いますが、しかしこれは地域的なこともあります。

北海道に私たちも行ってまいりましたけれども、北へ進むと、農業者が一番苦労しておられる。その集積の結果の借財、また農業構造改善事業の償還金の問題など本当に苦労しております。これは、FAOからのデータの提供などを受けまして見通し、予測作業を行つたものでございます。二通りやつております。

一つは、単純シナリオといいますか、今までの傾向がそのまま続いたらどうなるかといふことが一つ。それからもう一つは、これから予想されるであろう生産の制約要因、例えば单収の伸びが鈍化するであろうとか農地面積がこれまでのトレンドどおりには進まないとかいったことから生産の伸びが鈍化するということを見込んだ生産制約シナリオ、二つのシナリオを設定してシミュレーションを行つたわけでございます。

单純な趨勢によりますと、世界の穀物生産の生産量二〇一五年で二十九億トンといたします。これは実はほかの、いろいろお話をありましたFAOの予測とか世界銀行なりあるいは九十五億人になると言われています。これにより、世界の食料は七五%増産が必要との見通しです。また、ワールドウォッチ研究所のレス

タード・ブラウン氏によると、中国が経済成長により畜産物の消費がふえ、食料作物の需要が急増することです。中国は二〇一五年には一億七千五百六十万人の穀物を輸入しなければいけなくなるというふうに言われております。

新基本法の第二条第一項は、世界の食料情勢について「国民に対する食料の安定的な供給について、世界の食料の需給及び貿易が不安定な要素を有していることにかんがみ」云々と規定されています。世界銀行のように楽観視して見通して二十一条、二十二条で経営対策を総合的に講じていく、あるいは体系的に講じていくことで農業経営の継続発展ができるようになります。そのことを通じて、また四条に農業の持続的な発展という基本理念がございますが、まさに経営あるいは手といふものが継続発展することが日本農業の持続的な発展の大きな柱でありますから、当然そういうことで対応していくことでございます。

○和田洋子君 六月二十九日の国井委員の質問でも、どうして農業者の所得が上がらなかつたかといふ御質問に対し、大臣は集積された農家がなかなか集積したからというふうなお答えだったと思いますが、しかしこれは地域的なこともあります。

北海道に私たちも行ってまいりましたけれども、北へ進むと、農業者が一番苦労しておられる。その集積の結果の借財、また農業構造改善事業の償還金の問題など本当に苦労しております。これは、FAOからのデータの提供などを受けまして見通し、予測作業を行つたものでございます。二通りやつております。

一つは、単純シナリオといいますか、今までの傾向がそのまま続いたらどうなるかといふことが一つ。それからもう一つは、これから予想されるであろう生産の制約要因、例えば单収の伸びが鈍化するであろうとか農地面積がこれまでのトレンドどおりには進まないとかいったことから生産の伸びが鈍化するということを見込んだ生産制約シナリオ、二つのシナリオを設定してシミュレーションを行つたわけでございます。

单純な趨勢によりますと、世界の穀物生産の生産量二〇一五年で二十九億トンといたします。これは実はほかの、いろいろお話をありましたFAOの予測とか世界銀行なりあるいは九十五億人になると言われています。これにより、世界の食料は七五%増産が必要との見通しです。また、ワールドウォッチ研究所のレス

でござります。

○和田洋子君 わかりました。

それでは、食料安定供給の基本的な考え方についてお尋ねをいたします。

修正後における新基本法案の第二条第一項は、国民に対する食料安定供給の基本的な考え方として、「国内の農業生産の増大を図ることを基本とし、これと輸入及び備蓄とを適切に組み合わせて行わなければならぬ。」と規定しています。

農政改革大綱が「世界の食料需給について長期的にはひつ迫する可能性もあると見込まれる中で、国民の必要とする食料を安定的に供給するとともに、不測の事態における食料安全保障を確保するため、国内農業生産を食料供給の基本に位置付け、可能な限りその維持・増大を図っていく。」というふうに述べていることと想えると当然のことであったというふうに思いますが、輸入に全幅の信頼を置けないために国内生産の増大が必要なのでありますから、あくまでも食料供給の基本はたことは適切な判断であったというふうに思います。

そういう意味で、今ほどの質問にもありましたのが、食料安全保障問題にどういうふうに対応していくか、そしてまた輸入と備蓄の適切な組み合せとはどういうものであるか、お答えをいただきたいと思います。

○政府委員(高木賀君) まず、後者の方から申し上げますと、今も御指摘になりましたように、世界の食料需給あるいは貿易が不安定な要素を持つておるということになりますと、国民への食料の供給は第一義的には輸入とか備蓄ということではなくて、国内農業生産の増大を基本として位置づけるということです。その上で足らざるものがあればそれは輸入によるという事でありますし、また国内生産につきましても増大を基本としていくわけですが、時には不作ということもありますからそのことも念頭に置かなければいけない。また、輸入につきましてもいろいろ

な理由で十分な輸入量にならない、一時的に減るというようなことがある可能性が当然あります。

そこで、では国内生産をどうして増大させていたしまして備蓄というものを備えなければいけないといふふうに思っています。

たしかに国内農業生産の増大を図つていくといふことを行いまして、それがまたいざというときにも対応できる力を国内に蓄えるということになりますが、このままではいかないかといふふうに思つております。

したがいまして、国内の農業生産につきましては、需要の動向に応じまして生産性の向上なり適地適産を進めるということでの維持増大を図るといふことになりますけれども、これはやはり

その目標を明確に掲げるということが第一に重要なことではないかと思います。

そういう意味で、食料自給率の目標ということを基本計画で定めることにしておりますけれども、その場合にはトータルとしてのいわばカロリーベース一本の自給率ということではなくて、米、麦、大豆などの品目別に自給率を策定する、その積み上げで全体の食料自給率の目標となるものを出そうというふうに思つておりますが、生産の物別にいえばやはり物別の自給率といふふうを出さなければならないというふうに考えております。その上で地域段階それぞれのよう

に目標をこなしていくのかということが大事になります。

そういう意味で、行政と生産者団体が一体となりまして、地域のレベルあるいは研究者も加わつた、あるいは普及組織も加わつた地域農業におき

て、あるいは農業生産の増大を図つていかなければならぬと思います。

それから、全体の仕組みといたしましては、実需者なり消費者のニーズが生産者に的確に伝わる

よう、そういう価格形成の実現を図らなければならぬと思います。やはり、需給事情なり品質評価というものが的確に反映された価格形成でな

いと、製品のよしあしにかかわらず同じ価格で売れるんだとかいうことになりますと需給のミスマッチが出てまいりという意味で、価格政策の見直しをしていかなければならぬというふうに思

います。ただ同時に、そのことが意欲のある担い手の経営への打撃になつてはいけませんので、価格政策の見直しに伴いましては経営安定対策をしっかりと講じていくことが必要であろうと思いま

す。それから、当然のことながら自然災害が頻発するわけでございますが、これに対する補償制度といふものも維持発展させていかなければならぬことではあります。

それから、パックグラウンドとしての技術、先ほど地域農業の中でも申し上げましたけれども、やはり日本の狭い国土ということを有効活用する

上では技術のウエートが非常に高いと思います。そこで、その開発にちゃんとターゲットを定めて取り組んでいかなければなりませんし、それから全国

各地域ではまた実態が違いますので、地域地域に合った形での普及といふものも図つていかなければならぬと思います。

それから、大きな生産のグラウンドとしてはやはり農地でございます。必要な農地の確保をする

と同時に、その農地がいい農地、生産力の高い農地になつていく必要がありますので、その生産基盤の整備ということもやつていかなければならぬ

と思います。

こういった総合的な取り組みをして、国内農業生産の増大を図つていくことでございま

す。具体的には、基本計画においてどういうことをやるかということを整理していきたいというふうに思っています。

そういう意味で、行政と生産者団体が一体とな

りまして、地域のレベルあるいは研究者も加わつた、あるいは普及組織も加わつた地域農業におき

て、あるいは農業生産の増大を図つていかなければならぬと思います。やはり、需給事情なり品質評価というものが的確に反映された価格形成でな

は心がけていかなければならないと思います。主

要輸出国と安定取引に関する取り決めを幾つかしている事例もございますが、その着実な実施をする、それから日ごろから海外における生産動向、

供給動向の情報を的確に把握いたしまして、単一の国だけじゃない、輸出国の多角化への摸索といふこともしていかなければならぬというふうに思

います。

それから三つ目は、先ほども申し上げた備蓄で

ございますが、これは国内の不作だとあるいは海外の、それはいつても一時に輸入が途絶える

あるいは減少するという事態も起こらないではありませんので、当面の役に立つという意味での備蓄、これの取り崩しで対応するということがあろ

うかと思います。

これがいわば平時の姿でありまして、これにも

うちよと長期的に食料供給の不安、凶作が連年

続くとかあるいは輸入が途絶するというような事

態の場合に最低限どう対応していくかということにつきましては、これは日ごろからシミュレー

ーションをしておきました、いざというときに生産あるいは流通の制限等の対策をきちんと講じてい

く、こういうことで対応していきたいといふふうに考えております。

○和田洋子君 新基本法案は第二条の第二項で食料供給の基本的な考え方を明らかにしています。そこでは規定されているのは「農業の生産性の向上を促進しつつ」という視点です。現行基本法のもとで最も重視されてきた課題は生産性の向上を通じて農業経営の安定と他産業との所得格差の是正であつたわけですが、そのためには経営規模の拡大と機械化とか農業・化学肥料の多

投による省力化が推進されてきたような経過があるといふふうに思います。この結果がもたらした

喪失であつたし、農業の持続的発展に赤信号がともつたことであろうといふふうに思います。

今回の基本法案はその反省の上に立つて新たな

に整合性があるのかなというふうに私は思いました。生産性の向上を食料供給の基本理念に掲げたことと矛盾はないのでしょうか。

○国務大臣(中川昭一君) 農業における生産性の向上というのは基本法の中でも生産性の向上を促進し、新しい基本法の中でも生産性の向上を促進することは先生御指摘のとおり条文でも書かれているところでございます。

一方、四条には、持続的な農業の発展という中で、地域の特性あるいは担い手の確保、優良な土地条件、さらには技術といったものが効率的に組み合わされた望ましい農業構造と同時に、農業の自然循環機能というものが両々相まちまして農業の持続的な発展というものが果たされるというふうに理解をしております。

その際に、自然循環機能といふもので、例えば環境保全型農業というものを導入した直後におきましては、確かに単収の低下と作業時間の増加等の効率性あるいは生産性と相反する面も出てまいりますけれども、中長期的に見ますと、地力の増進あるいは運作障害の減少ということによりまして農薬・肥料等の減少という効果も上がつてまいりますし、また消費者ニーズ、有機でありますとか安全性の高い農産物のニーズにこたえるといふ面からも付加価値というものが生まれてまいりますので、この持続的な農業の発展ということ自然循環機能とは、この持続的なということは長いタームというものの視点に入れた農業という面で矛盾はないというふうに考えております。

○和田洋子君 先日の委員会でも指摘をされましたが、例えは化学肥料を抑えて堆肥にするというふうなことを阿曾田委員も言われたと思いますが、全国で流通しているのでもなく、また畜産、耕種の立地がうまくかみ合わされていなければ利用ができないわけです。そして、一トンが五千円を上回る価格だというふうなことからすれば、使いたい切れないというのも問題だというふうに思いました。

そして、肥料の散布を手でするというよりは、

今度は新しい機械を買わなくてはいけないということになるとすれば、もう本当にこれは一例にしかすぎませんが、自然循環機能を維持しながら生産を上げながら輸入農産物に太刀打ちできる価格形成を図ることが本当に可能なんでしょうか。もしこれがそんな農家の参考になるような生産と経営の指標をお持ちでしたらお知らせいただきたいと思います。

○政府委員(樋口久俊君) 実は、それと逆の部面からの御説明になろうかと思いますけれども、現在土づくりが非常におくれているといいますからなり減退をしてきて堆肥の施用が少なくなっています。これは、先般、法律を御審議いただきましたときにある御説明を申し上げましたけれども、もしそういうことがございましたら一般的な収量とか品質が低下していく。これは、有機物の含有量が減少したり、あるいは塩基バランスが崩れるという現象が出てくるわけでございまして、最終的には農家の皆さんのが収入減につながる。

先ほど大臣からもお話を申し上げましたけれども、これを防止するために土づくりを進めることで確保するという効果もござりますので、単に投

入するコストだけではなくて、経営の観点から土づくりを進める、堆肥を施用する、そして一定の品質のものをつくっていくということを今やらないといふことは、端的に言うと二つあるわけでござります。一つは物的労働生産性であります。一つは物的労働生産性がどれだけ生産されるかといいます。もう一つは比較生産性であります。つまりして、就業者一人当たりの純生産額で、金額で他産業との比較を行つものでございます。

これらは率直に言つて「長」短があります。物的労働生産性につきましては、投下労働時間当たりの物の生産量の増加というこの動向について端的にわかりやすい、一時間当たりどれだけでききたか、こういうことでありますからわかりやすいわけですが、反面、物ということになりますので、総生産量とか所得や収益の動向の把握といふこともあります。しかし、収入が減つてしまつては、何よりもお話を申し上げましたけれども、これを防ぐために土づくりを進めることで確保するという効果もござりますので、単に投

入するコストだけではなくて、経営の観点から土づくりを進める、堆肥を施用する、そして一定の品質のものをつくっていくということを今やらないといふことは、端的に言うと二つあるわけでござります。一つは物的労働生産性であります。一つは物的労働生産性がどれだけ生産されるかといいます。もう一つは比較生産性であります。つまりして、就業者一人当たりの純生産額で、金額で他産業との比較を行つものでございます。

一方、比較生産性は就業者一人当たりの純生産

度必要とする食料は、凶作、輸入の途絶等の不測の要因により国内における需給が相当の期間著しくひっ迫し、又はひっ迫するおそれがある場合においても、国民生活の安定及び国民経済の円滑な運営に著しい支障を生じないよう、供給の確保が図られなければならない」というふうに規定しています。

○和田洋子君 国民が最低限度必要とする食料の確保についてお尋ねします。

新基本法案の第二条第四項で、「国民が最低限度必要とする食料は、凶作、輸入の途絶等の不測の要因により国内における需給が相当の期間著しくひっ迫し、又はひっ迫するおそれがある場合においても、国民生活の安定及び国民経済の円滑な運営に著しい支障を生じないよう、供給の確保が図られなければならない」というふうに規定しています。

○和田洋子君 国民が最低限度必要とする食料が経済社会を維持していくために不可欠なぎりぎりの水準を意味する危機管理に係る問題でありますので、抽象的な表現ではなくて、具体的にどのくらいの必要カロリーが確保されなければいけないか、お示しをいただきたいと思います。

○政府委員(高木賢君) 国民が最低限度必要とする食料ということでお尋ねですが、これはこれまでの歴史的経験から見てどの程度かということになりますとそれは適さない面がございま

す。

ただ、この中ではかりがたいものといたしましたは、先ほどもお話をありましたが、今後環境への負荷がどうなるのか、減ったのかふえたのかとか、あるいは付加価値が向上した、その分をどう見るのかといった点などにつきましてもう一工夫が必要かと思います。そういったものの評価もできるように、先ほどは二つと申し上げましたが、今後の評価の指標のあり方につきましてはさらに検討すべき課題があるというふうに思つております。

そこで、この新基本法案が「農業の生産性の向上を促進しつゝ」という課題に対する政策の効果を検証するに当たつてどのような指標を念頭に置かれるのか、お示しをいただきたい。

○政府委員(高木賢君) 生産性の向上をはかる物差しとしては、端的に言うと二つあるわけでござります。一つは物的労働生産性であります。もう一つは比較生産性であります。つまりして、就業者一人当たりの純生産額で、金額で他産業との比較を行つものでございます。

新基本法案の第二条第四項で、「国民が最低限度必要とする食料は、凶作、輸入の途絶等の不測の要因により国内における需給が相当の期間著しくひっ迫し、又はひっ迫するおそれがある場合においても、国民生活の安定及び国民経済の円滑な運営に著しい支障を生じないよう、供給の確保が図られなければならない」というふうに規定しています。

○和田洋子君 国民が最低限度必要とする食料が経済社会を維持していくために不可欠なぎりぎりの水準を意味する危機管理に係る問題でありますので、抽象的な表現ではなくて、具体的にどのくらいの必要カロリーが確保されなければいけないか、お示しをいただきたいと思います。

○政府委員(高木賢君) 国民が最低限度必要とする食料ということでお尋ねですが、これはこれまでの歴史的経験から見てどの程度かということになりますとそれは適さない面がございま

ロカロリーの供給が可能ということでございました。これは昭和二十一年ないし三年ごろの水準というところでござりますから、その当時、まあまあ不十分、不足はあったと思いますが、それなりに日本国民が生きてきたという経験に照らしますと、この辺のところが最低限度の目安かなというふうに思つております。

今のは現状の農地と技術を前提としておりまして、このほか本当にござなったときには家庭の庭、菜園での増産もありましょうし、河川敷などの活用ということも考えられますので、現実問題としてはこれよりふえる可能性があるといふうに思つております。

○和田洋子君 新基本法の十九条では、「国は、最低限度必要とする食料の供給を確保するため必要があると認めるときは、食料の増産、流通の制限その他必要な施策を講ずるものとする。」と規定されております。

第一項に規定する場合において、国民が最低限度必要とする食料の供給を確保するため必要があると認めるときは、食料の増産、流通の制限その他必要な施策を講ずるものとする。」と規定されております。

流通制限については、国民生活二法と言われる國民生活安定緊急措置法及びいわゆる買い占め売り惜しみ防止法の活用による流通規制ないしは価格の統制とか配給制度の実施が想定されるというふうに思いますが、食料の増産については、どうぞつくつてくださいといふうにお願いする政策になるのが、何か具体的な作付統制などのハード手法が考えられているのか、いかがでしょうか。

食糧法による食料生産の調整の例や緊急時における売り渡し命令の例はありますけれども、特定農産物の増産を義務づける制度はないというふうに思いますが、いかがですか。お答えいただきたい。

○政府委員(高木賢君) 現在の制度では、御指摘のように特定の農産物を作付けるべしというものはございません。流通につきましては、いわゆるオイルショックのときに二つの法律がございまして、流通の制限ということについては持つております。

それでは、いざというときにどうなるのかといふことでございますが、結論的に言えれば、いざと

いうときの対応策について今検討中の段階でありますけれども、これまでの検討の成果の一つといふことはございませんが、この辺のところが最低限度の目安かなというふうに思つております。

○和田洋子君 第三項の「多面的機能の發揮」ということでお尋ねをしますが、国土の保全とか水源の涵養とか自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承など農業・農村が有する多面的機能について、法案が規定しているように農村で農業生産活動が行われることによって生み出され、維持されるものだというふうに思います。そして、先ほど大臣も、決して無機質ではない、文化の伝承などいろいろあるというふうにお答えをいただきました。

しかし、これらの機能が将来にわたって適切かつ十分に發揮されるためには、効率的かつ安定的ないい小規模農家を含めて地域に人が住んで集落機能が維持されて初めて可能などというふうに思います。

私が言いたいことは、現在の農村集落の現状を見ますと、集落の居住者が保有する農地が十ヘクタールあるいは二十ヘクタールという例はかなり多いのですけれども、例えば一九九二年の「新しい食料・農業・農村政策の方針」が示しているように、稻作で十から二十ヘクタールの單一經營農家五万戸、五ないし十ヘクタールの稻作にプラスして集約作物の複合經營十万戸、計十五万戸といふような姿になつてくるとすれば、生産向上のためには大変すばらしいことだというふうに思いますが、一つの集落に一つか二つの経営体というか、

○和田洋子君 新しい基本法におきまして、そういった経過なり実例、その経験が、一体本当にそういったことが実行されたのかどうかというふうに思つております。

○和田洋子君 第三項の「多面的機能の發揮」ということでお尋ねをしますが、国土の保全とか水源の涵養とか自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承など農業・農村が有する多面的機能について、法案が規定しているように農村で農業生産活動が行われることによって生み出され、維持されるものだというふうに思います。そして、先ほど大臣も、決して無機質ではない、文化の伝承などいろいろあるといふうにお答えをいただきました。

しかし、これらの機能が将来にわたって適切かつ十分に發揮されるためには、効率的かつ安定的ないい小規模農家を含めて地域に人が住んで集落機能が維持されて初めて可能などというふうに思います。

農村空間を維持していくための多面的な機能と議論であろうと思ひます。ただ、それを経営体としてどういうふうに見ていくかということも一つの農村空間を維持していくための多面的な機能といふものをより發揮していくためには、例えば環境に負荷を与えない農法でありますとか、生産と生活基盤が一体となった総合的な農村整備の推進でありますとか、特に中山間地域等の条件不利地帯における多面的な機能の確保を図るために施設を推進していかなければなりません。

同時に、農村空間を維持していくために、家族経営あるいはまた家族経営の一形態、発展段階としての担い手の確保等々も含めた多面的機能に資するような望ましい農業・農村構造の確立とかもう一つ重要な要素であります。

そこで、地方が使うお金は多過ぎる、公共事業を育成して、高校生まで立派に育てて、大学に供を大学に入れて、それで東京に全部お金を送っています。そういう人たちがみんな東京で就職をして、東京に税収が上がるという仕組みになつてきます。地方は税収が上がりません。

そして、地方が使うお金は多過ぎる、公共事業はもう地方はだめと。中央では海に道路までつづっている時代に国県道がまだ砂利道であつたりするわけでありますから、公共事業云々、そして地方がどうの、地方にお金を使い過ぎる、農政にお金を使い過ぎるというのは私は当たらないといふふうに思ひます。農林省はそういうためのお金であれば大きな額をして大蔵省に文句を言つてもいいというふうに思ひますので、ぜひ頑張つていただきたいと思います。

農業の多面的機能について平成十年度の白書は、農林水産省農業総合研究所が平成十年六月に行つた代替法による試算結果を公表しています。それによりますと、一年間の全国における試算額は六兆九千億、うち中山間地域は三兆円に達して

いるというふうに言われています。

従来、農業については農産物の産出額など経済的側面にのみ関心が払われてまいりましたが、近年、多くの国民に農業・農村の有する多面的機能を評価する機運が盛り上がりてきて、農業・農村が健全であればその副次的効果としてこれだけの機能を發揮するわけで、環境に負荷をかけるだけの他産業とは基本的に異なる農業の本質がここにあります。

農業・農村の重要な性はGDPの比率などで量的に記述されるだけではなく、多面的機能を的確に評価した施策の展開が求められてくるというふうに思いますので、ぜひ農林大臣の力強い御発言をお願いします。

○國務大臣(中川昭一君) まず、先ほどの先生のお話で、担い手といふか効率性を追求する農業と、家族経営といいましょうか小規模経営とどちらが農業・農村地域にとっても付加価値としてどうふうに大事なポイントだろうというふうに思つことは大事なポイントだらうというふうに思つております。

○和田洋子君 望ましい農業構造についてお尋ねをいたします。

第四条における「必要な農地、農業用水その他農地などの農業資源及び農業の担い手が確保され、地域の特性に応じてこれらが効率的に組み合わされた望ましい農業構造」の確立といふ表現につきまして、それをいたたまいます。

○政府委員(高木賢君) まず、後段の方の望ましい農業構造といふところを申し上げますと、農業生産は御案内のように農地、農業用水などの農業資源、それから人としての農業の担い手、これらの組み合わせとして、やはり当然現行の技術水準が前提になるわけですから、最も効率的な、いわば最適な組み合わせというものが求められる

しかし、先ほど生産性の御質問もございましたけれども、どういう形態であつても生産性を向上させたりあるいは所得をふやしたりといふことは、これもまた農業においての基本的な目標といいましょうかニーズだらうと思います。

〔委員長退席、理事岩永浩美君着席〕

そういう中で、今、代替法の六兆九千億という御指摘がございました。まさに、これは直接価格に乗つけるという評価方法ではないわけございません。いわゆる外部経済効果、農業活動の外部の経済効果の一定の評価として六兆九千億というものがございます。これを組み入れたらどうかといふ御指摘でございますが、なかなかこの評価その

ものが、一つの定量的な試算としての数字であり、我々もよくこの数字を使うわけでござりますけれども、もう少しこれを農業・農村の実態に即して適切に評価ができるような研究をする必要があるというふうに考えております。

そういう中で、繰り返しになりますけれども、環境に負荷を与えない農業の推進とか、あるいは農村空間で生産、生活あるいは多面的機能が一体となつた農村整備でありますとか、特に条件

不利地域における多面的な機能の確保を図り、それが農業・農村地域にとっても付加価値としてどうふうにプラスになつていいかというふうに思つことは大事なポイントだらうというふうに思つことは大事なポイントだらうというふうに思つております。

○和田洋子君 農村の振興についてお尋ねをいたします。

現行の農業基本法は、第二条の「國の施策」というところで「農村における交通、衛生、文化等の環境の整備」により「農業従事者の福祉の向上を図ること」と規定しています。所得水準だけではなくて、生活環境とか福祉の側面においても都市部との間に存在する格差の是正を図ることが國の重要な施策の一つとして位置づけています。しかし、現行農業基本法が農村生活について言及しているのはこの第二条の第一項八号のみであります。

この反省の上に立つて、新政策では「食料政策」とか「農業政策」に引き続いて「農村地域政策」

という項目を起こして、具体的な政策の展開の方に向を明らかにしているわけです。また、平成八年九月の農業基本法に関する研究会の報告の中でも

「新たな基本法の制定に向けた検討に当たって考

慮すべき視点」の一つとして農村地域の維持発展ということを指摘しています。このような流れは

当然のこととして食料・農業・農村基本問題調査会に引き継がれて、基本法で第四節を設けて具

体的に規定しているのだというふうに思います。

農村の振興に関する理念を表明したこの第五条

は、農村が農業の持続的な發展の基盤たる役割を

果たしているという認識から「農業の有する食料

その他の農産物の供給の機能及び多面的機能が適

切かつ十分に發揮されるよう、「云々」ということ

が申しますのは、先ほど申し上げております

が、多面的機能の發揮についても、当委員会に所

属の先生方は多分当然のようにお受け取りになつ

ておられると思いますけれども、ほかの分野の

方々、政府部内におきましてもほかの省の方々は必ずしもこれは今までお認めになつてこなかつた

という経過があるわけです。

その一方で、新政策では「農村地域政策」の中

で、多様性を持つた地域社会の中で個性ある多様な地域社会を発展させることが、国民が生活の豊かさとゆとりを実感でき、多様な価値観を実現で

きる社会をはぐくむことにつながるというふうに

言っております。

食料・農業・農村基本問題調査会では、農村地

域は農業や農業に関する地場産業が地域経済上重

要な位置を占めており、農村地域は食料の安定供

給の役割を果たしているとともに、多くの住民で

地域社会が形成され、国民の約四割が居住してい

る実態を踏まえてこの新しい農業基本法というものが開拓してきていくというふうに思います。

現行農業基本法が一項しか設けていないので新

しい基本問題調査会は農村地域が維持発展できる

ように力強く言つているのに対して、新しい農業

基本法の農村のあり方が少し、せっかく上から農

村をしつかりさせなさいと言うのに、タッチが弱

いんじゃないかなというふうに読めるんですけれども、いかがでしょうか。

○政府委員(高木賢君) 結論的に申し上げれば、決してそういうことはないというふうに思つております。

○政府委員(高木賢君) 結論的に申し上げれば、決してそういうことはないというふうに思つております。

と申しますのは、先ほど申し上げております

が、多面的機能の發揮についても、当委員会に所

属の先生方は多分当然のようにお受け取りになつ

ておられると思いますけれども、ほかの分野の

方々、政府部内におきましてもほかの省の方々は必ずしもこれは今までお認めになつてこなかつた

という経過があるわけです。

そういう中で、今回、基本法案の作成過程で開

係省庁とも大変激しい折衝をいたしまして、多面

的機能の發揮ということについて一条を設けると

いうことで合意を見た経過もございます。そういう

中で、農業がそういう役割を果たしているとい

うことまではまいりました。

〔理事岩永浩美君退席、委員長着席〕

それから、そつなると農村の位置づけはどうな

るのかということでございますが、まさにこの三

条にも書きましたけれども、「農村で農業生産活動が行われることにより」ということで、多面的機能の点でも農村で農業生産活動が行われるという形ではありますけれども、農村の機能ということでも位置づけたわけでございます。それを受けまして五条では、今御指摘もありました、「食料その他の農産物の供給の機能及び多面的機能」と、この両面から農村の位置づけを明確にしております。それが「農業の持続的な発展の基盤たる役割を果たしている」ということもあわせて明記をしております。

この点につきましてもいろいろ議論がありまして、農村と一口に言つても都市近郊の農家以外の方方が大多数を占めている地域と中山間地域などというところはやはり実態が違うのじゃないか、一色で農村とくくれるのかというような議論も当然ありました。そういう中で、農村振興ということも食料の供給あるいは多面的機能を支える柱であるということで明確に位置づけたわけでございます。このことの意義も現行基本法にない画期的なものではないかというふうに思つております。

具体的に、内容的にどうかといいますと、実は「農業の持続的な発展」ということと重なる部分も多々ございます。農村の土地利用に関しましては、農地の利用のあり方をどうするのか、土地利用秩序というものはどうするのかというとに密接に絡んでまいりますが、農地の利用に関しましては、「農業の持続的な発展」の方で「二十三条、二十四条」というようなことで整理をいたしましたので、そこで書いております。

それから、人の要素も農村では非常に大きいわけでございます。農村の女性、高齢者は非常に大きな位置づけを持つておるわけですから、この法案では農業の担い手というものがまず第一義的ではありませんかということで、二十六条、二十七条の方に書いてございます。

それから、先ほど来御議論ありますが、農村におきまして集落というものが大変重要な地位を

持つてゐるわけですから、同時にそれは當農業組織としても機能しているという側面がありますので、農業生産組織という方面で集落を基礎とした農業者の組織というのも規定してございま

す。
そういう意味で、農村振興の方がやや条文の数も少ないと印象は否めないんだけれども、「農業の持続的な発展」の方で農村の構成員たる要素あるいは土地の利用に関する要素というのもかなり整理してござりますので、これは全体としてごらんいただければ、特に中山間地域等の振興なり都市と農村の交流という都市との共生のあり方なりあるいは農村の総合的な振興とい

うことで、農林水産省の施策だけでなくて各省の施策も講じてもらひながら総合的に農村の振興を図る。そのことが我が国の農業を支え、食料と多面的機能の基礎になるものであるという位置づけは、この法文上はかなり明確に出てきているのではないかというふうに私としては思つてはいる次第でございます。

○和田洋子君 新政政策以降の農政というのは、食料の安定供給とか多面的機能の發揮とか自然循環機能と調和した持続的農業の展開などを農業・農村に強く求めるると同時に、政策もそれに沿つてシフトをされております。今日の農業・農村にこれら課題に取り組めるだけの余力があるのか、農業・農村に求め過ぎているのじゃないかなというふうに私は思いますが、いかがでしょうか。

○政府委員(高木賀君) 端的にお答えすれば、やはりそれだけの期待が現実にあるのではないかと思ひます。それに比べて対応がバランスを欠いては、「農業の持続的な発展」の方で「二十三条、二十四条」というようなことで整理をいたしましたので、そこで書いております。

だから、人の要素も農村では非常に大きいわけでございます。農村の女性、高齢者は非常に大きな位置づけを持つておるわけですから、この法案では農業の担い手というものがまず第一義的ではありませんかということで、二十六条、二十七条の方に書いてございます。

それから、先ほど来御議論ありますが、農村におきまして集落というものが大変重要な地位を

考へております。

○和田洋子君 四つの理念というのは、二十一世纪の食料・農業・農村を展望する上で適切な理念だというふうに私も思つています。しかしながら、農業・農村にとつては大変厳しいというふうに思

います。
今、官房長から新しくできる農村振興局と、農業・農村の方たちが流した汗を絶対にむだにしないような、来年もまたつくるぞというふうな、そういう精神が持たれるよう農政であつてほしいということを心から祈念し、指摘をしていきたいと思います。

地方公共団体の責務についてお尋ねをします。現行農業基本法は、第二条において国の施策を八項目にわたって列記しています。また第三条では、「地方公共団体の施策」として「国」の施策に準じて施策を講ずるよう努めなければならぬ」というふうにも規定しているのですけれども、本法律案では農業者の努力、事業者の努力、消費者の役割については規定していません。この相違は、新基本法案が、基本理念の実現は國や地方公共団体のみならず、農業者はもとより消費者まで含めた国民課題として取り組む必要があるという考え方に基づいているというふうに思ひます。國のこれらの規定の中で地方公共団体の責務について規定した第八条は、農業基本法第三条と異なつて、「国との適切な役割分担」を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的・経済的・社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する」と規定しております。この規定の中では、農業基本法第三条と異なつて、「国との適切な役割分担」を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的・経済的・社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する」と規定しております。この規定の中では、農業基本法第三条と異なつて、「国との適切な役割分担」を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的・経済的・社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する」と規定しております。この規定の中では、農業基本法第三条と異なつて、「国との適切な役割分担」を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的・経済的・社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する」と規定しております。この規定の中では、農業基本法第三条と異なつて、「国との適切な役割分担」を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的・経済的・社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する」と規定しております。この規定の中では、農業基本法第三条と異なつて、「国との適切な役割分担」を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的・経済的・社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する」と規定しております。この規定の中では、農業基本法第三条と異なつて、「国との適切な役割分担」を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的・経済的・社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する」と規定しております。この規定の中では、農業基本法第三条と異なつて、「国との適切な役割分担」を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的・経済的・社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する」と規定しております。この規定の中では、農業基本法第三条と異なつて、「国との適切な役割分担」を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的・経済的・社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する」と規定しております。この規定の中では、農業基本法第三条と異なつて、「国との適切な役割分担」を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的・経済的・社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する」と規定しております。この規定の中では、農業基本法第三条と異なつて、「国との適切な役割分担」を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的・経済的・社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する」と規定しております。この規定の中では、農業基本法第三条と異なつて、「国との適切な役割分担」を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的・経済的・社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する」と規定しております。この規定の中では、農業基本法第三条と異なつて、「国との適切な役割分担」を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的・経済的・社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する」と規定しております。この規定の中では、農業基本法第三条と異なつて、「国との適切な役割分担」を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的・経済的・社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する」と規定しております。この規定の中では、農業基本法第三条と異なつて、「国との適切な役割分担」を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的・経済的・社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する」と規定しております。この規定の中では、農業基本法第三条と異なつて、「国との適切な役割分担」を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的・経済的・社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する」と規定しております。この規定の中では、農業基本法第三条と異なつて、「国との適切な役割分担」を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的・経済的・社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する」と規定しております。この規定の中では、農業基本法第三条と異なつて、「国との適切な役割分担」を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的・経済的・社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する」と規定しております。この規定の中では、農業基本法第三条と異なつて、「国との適切な役割分担」を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的・経済的・社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する」と規定しております。この規定の中では、農業基本法第三条と異なつて、「国との適切な役割分担」を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的・経済的・社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する」と規定しております。この規定の中では、農業基本法第三条と異なつて、「国との適切な役割分担」を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的・経済的・社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する」と規定しております。この規定の中では、農業基本法第三条と異なつて、「国との適切な役割分担」を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的・経済的・社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する」と規定おります。

○和田洋子君 適切な役割分担とはどういうことですか。

○政府委員(高木賀君) 役割分担というのはどう

いふことを念頭に置いておるかということであり

ますが、例えは食料の安定供給ということと申し

上げますと、國家存立の基盤を確保する上で国が

直接的に実施することが必要なもの、例えば備蓄

とか輸入においての調整措置、こういうものは国

家固有の仕事であろうということを思ひます。

それから、全国的な規模あるいは全国的な視点

で行われるものでの国との関与が必要なもの。例えば、

農業共済制度というのは地域だけの設計ではなく

なかなり立ちがたいということを思ひますから農

業制度と。あるいは、農地の確保という点は、地

域地域の実情というものは当然ありますけれども、

全体的に農地を確保しなければならないということ

を設けて対応していきたいというふうに思ひます。

○政府委員(高木賀君) ただいまのお尋ねでござ

りますが、まさに御指摘のとおりでござります。

現行の農業基本法では、地方公共団体の施策に

ついては「國の施策に準じて施策を講ずるよう

請があるわけですから、農地法のもとで、統一的な制度のもとで運営をする。こういったことが必要な制度のものだと思います。

また、大規模な投資とか、あるいはリスクが大きい、民間にゆだねただけではうまく進まないというようなものとしては、基礎的な研究開発なり大規模な農業基盤整備というものもございます。

それから、冒頭申し落としましたが、国との関係でいえば、国際協力といったことも当然国がやらなければならぬことだと思います。

しかば、どういうものが地方公共団体と協力する分野としてあるかといいますと、例えば地場産業の発展という点で、食品産業に対する支援措置というものは、国だけでなくその地域地域の実情での対応が必要になつてまいります。

それから、先ほどお尋ねがありましたが、効率的、安定的な農業経営の育成なり、あるいは望ましい農業構造の確立といった点も地域の実情が加味される必要が当然あるわけございまして、国の施策と相まっての地方公共団体の施策というのも、その独自性を發揮する上で必要なものがあるかと思います。

それから、その地域の農業を支える人材の育成の確保だと、最近かなりの地域で行われております第三セクターの活動の促進とか、こういった分野はまさに、国の施策といふこともありますけれどもその地域の独自の取り組みといふことも必要になってまいりますわけで、地方公共団体が国と相協力して実施することが適切だといふ分野が出てまいります。

こういったことで、例えば技術の開発、先ほど基礎的なものは国と申し上げましたけれども、現場で応用して現地にどのような適応ができるかと、いう実証的な研究は地方公共団体が中心になつて行うというふうに、研究においても基礎と応用というようなことで役割分担がされるのではないかというふうに考えております。

○和田洋子君 次は、第九条に「農業者及び農業

に関する団体は、農業及びこれに関連する活動を行つた場合には、基本理念の実現に主体的に取

り組むよう努めるものとする」と規定されています。「基本理念の実現に主体的に取り組むよう努める」という表現が用いられていますが、主体的な取り組みというのは、あくまでもみずからのことなかどうかなという思いがするんですが、

どうですか。

○政府委員(高木賀君) 今回の新しい基本法においては、先ほども地方公共団体と国との関係で申し上げましたが、それぞれの地域なり農業者あるいは農業に関する団体の位置づけというものが、端的に言えば従来よりは大きくなつてきているわけございます。これは食料自給率の目標達成についても同様だと思いますが、国だけが何か請け負つてやるということでお事事が達成できないことは当然であります。

したがいまして、これはすべての分野、地方公共団体だけでなく農業者、農業に関する団体、事業者、消費者ということで、国民の皆様方がそれを置かれた地位に応じてこの基本理念に関して何らかの寄与をしていただきたいということです、それぞれの強弱といふことで整理しているわけございます。

特に、農業者と農業に関する団体は、農業につきまして本当に第一義的ななかわり合いを持つ方々であります。國の施策なり地方公共団体の施策を享受する側にいるというだけではなくて、日本には目をといふうには言いませんが、消費者の皆さんに何を食べるとまでは言わないけれども、その國民は小麦の政策に制覇されてしまった。日本の國民は小麦の政策に制覇されてしまった。日本人には目をといふうには言いませんが、消費者の皆さんに何を食べるとまでは言わないけれども、その地域の独自の取り組みといふことも必要になつてまいります。米を食べるとばかりになるなんという、キッチンカーが走つて、日本には目をといふうには言いませんが、消費者の皆さんに何を食べるとまでは言わないけれども、その地域の独自の取り組みといふことも必要になつてまいります。これはそういう位置づけでございまして、何か國が施策としてそういうことをしろということまで言つておるものでもございません。

○和田洋子君 農業者は主張的にとまでは書いてあります。事業者までもそういうふうに言つた理由も同じでしょ

うか。

○政府委員(高木賀君) 食品産業の事業者は、農業者と比べまして全体的に食料・農業・農村にかかり合つておるわけではないわけですねけれども、食料の供給という面では、現在の傾向からしまして、加工のウエートがかつてと比べものにならないほど大きくなつておりますし、さらには外食、中食という形での国民生活とのかわりも強くなつております。したがいまして、食品産業の事業者もその努力ということではやつていただかなければならぬわけであります。

ただ、農業者というように第一次的にトータルで農業・農村にかかわり合つておる方と若干位置づけが違う、二次的と言ふとちょっと失礼になるかもしれません、二義的な面が多いということです、表現ぶりにつきましては基本理念とのかわり合いとの関連で多少変えておるということでござります。

○和田洋子君 次は消費者ですけれども、消費者の皆さんに御理解をいただいて、食料の消費生活の向上に積極的な役割を求めておる規定だとうふに思います。

皆さんいろいろなところで何回もおっしゃるようになります。

に、日本の米政策といふのは外国の麦政策に負けたというふうにいつも言われます。米を食べるとばかりになるなんという、キッチンカーが走つて、日本には目をといふうには言いませんが、消費者の皆さんに何を食べるとまでは言わないけれども、その地域の独自の取り組みといふことも必要になつてまいります。これはそういう位置づけでございまして、何か國が施策としてそういうことをしろということまで言つておるものでもございません。

きいスパンの中ではそれが日本の国民に米が定着する大きな要因になるというふうに思いますので、ぜひ積極的なそういう施策、支援が必要だと思います。

○政府委員(福島啓史郎君) 今、先生から御指摘がありましたように、我が国の食生活の現状といふことは、食料の相当部分を海外に依存する一方、脂質の摂取割合が世代によつてバランスが崩れているという面もありますし、また御質問にございました食べ残しなり食品の廃棄という資源のむだの問題もあるわけでござります。

こういうことから、この十二条の規定を受けました十六条二項におきまして、食料消費の改善及び農業資源の有効利用に資する観点から、健全な食生活に関する指針の策定、それから食料の消費に関する知識の普及や情報提供等を推進するなどの施策の方向が示されているわけでござります。

それで、この基本法制定後、厚生省とも十分連携いたしまして、この健全な食生活に関する指針を策定すると同時に、これに則しまして食生活を見直す全国的な運動を展開したいというふうに思つておるわけでござります。

その場合には、当然のことながら、先生御指摘がありましたように、消費者団体への活動支援も行っていかなければなりませんし、また広範な関係者の賛同、協力を得て、食を考える国民会議といったようなものも組織しながら運動を展開する必要があります。また、マスコミなどを通じた積極的な情報提供、さらには子供たちに対する食教育の充実など、各般にわたり食生活の改善や食料品の廃棄、食べ残しの削減等に努めてまいりたいというふうに考えておるところでござります。

○和田洋子君 基本計画について少しお尋ねをしたいと思います。

私たち、基本計画はぜひ国会で承認をすべきだというふうに主張しましたが、国会に報告ということで修正をされたわけです。基本法の中核を形成する重要な位置づけでなされると理解していい

定して施策を講ずるという現行の基本法から基本計画を定めるというふうになつたその経過をお尋ねいたします。

○政府委員(高木賢君) 現行のいわゆる長期見通しは、まさに文字どおり見通しということでございまして、その取り組みのための施策の裏づけということは法律上要求されておらないわけでござります。つまり、言いかえますと、今的基本法の仕組みの問題として、そういった需要なり生産の見通しというだけではなくて、今度は「食料自給率の目標」ということで明確にするわけですからとも、あわせて施策の裏づけといふものの制度的仕組みが必要だというふうに考えた点が第一点でございます。

これは、これまでの基本法が、基本法でせつかく考えたことが個別政策とつながりが欠けていた、そのことによってだんだん乖離が生じてきただ、いうことが反省点の一つでございまして、その反省の上に立つて基本法の定める方向と施策の裏づけのリンクについての仕組みとして基本計画という制度を考えたわけでございます。

それからもう一つは、近年におきます行政運営の透明化の要請の中で政策の効果に關する評価、これをきちんとビルトインした仕組みにしなければいけないのでないかということでございま

そういう点で基本計画というものを策定し、その中で目標だけでなく施策に関する規定も置くとともに、おおむね五年ごとに見直すということを政策の効果に関する評価を踏まえて行うということをあわせて導入するということにいたしましたわけでございます。

卷之三

なつていくのではないかとうふうに思います。

（和田義泰） 日経の目標が人としての生き方を語
やつしていくとすれば、それは担い手のいる農家と
いうことなんですねけれども、担い手ということに
就いては、私たちは他元に帰ってみます上、

ふうに思つております。今後、少子化が進んでいく中で、ますますその問題というのが大きくなつていかないよう、担い手がしつかり支えていくような農業・農村にしていかなければならぬと思つております。

もう本当に扱い手がない、その一言に尽きると
思います。扱い手、お嫁さんが来ない農家なんで
す。皆さん、お母さんもお父さんも一番危惧さ
れているのはうちの息子に嫁が来ないからです。
何で嫁が来ないか。それは所得がないからです。

いつもいつもいろんなところで議論がされます。が、それは必ず所得のところに行くというふうに思います。現行基本法は所得の格差を是正するとのことだったけれども、今的基本法はいろんな

ところで、そういうことを、経営安定とかいろんなことを言いながらも、所得の格差を是正するというきちんとしたものがない。若い手が育つために、は、農家にぱつちりとした所得があつて、農家の生活が豊かで明るいものであつたら必ずお嫁さん

が来る。自分の息子に嫁はもらいたいけれども娘は嫁にやりたくない、それが今の農家のお父さんはお母さんの思いです。

そういうことからすれば、担い手対策を手ぬるい担い手対策ではなくて、そういうことを本当にきちんとしていただきたい。このことをお答ええただいて、私の質問を終わります。

○國務大臣(中川昭一君) これから農業の中心的な役割を担い手が文字どおり担っていくわけでありますけれども、その中で、お父さんの後を繼いで農業をやりたい、しかしあ嫁さんが来ないと云ふことは、これは農政の一つの課題というか問題点であるわけであります。所得と申し上げるよりも、所得については冒頭、一人当たりが上回つたとか、先生はそうではないとか、いろいろやりとりがございましたけれども、所得面もあるのかもしれませんが、それだけではなくて、例えば労働時間の問題でありますとか、あるいは住んでいる地域の生活基盤がまだ立ちおくれておるとか、そういういろいろな面があるのでないかという

ふうに思つております。今後、少子化が進んでいく中で、ますますその問題というのが大きくなつていかないように、担い手がしっかりと支えていけ

のような農業・農村にしていかなければならぬと思つております。

なお私自身の個人的な考え方なんですけれども、女性の労働力が農村において六割、過半を占めているという現状は、私はこれはいかがなものかなと率直に思います。育児あるいは家事等々をしていろいろな形で女性の役割をきちつと報いられるよがら、しかも農業労働力としても過半を占めておるというのは、女性に大変過重な負担がかかつてゐると言わざるを得ません。今後、家族協定とかいう形で女性の役割をきちつと報いられるような農政を進めていくことを考えておりますけれども、現状を一言で申し上げるならば、農村における女性の労働といふものは、非常に重要であるといふ言い方も現実かもしれませんけれども、過重であるのではないかというふうに私自身は考えております。

○風間禪君 お昼を回つて恐縮です。公明党の風間です。

いずれにしても、坦い手をきちつと確保し、日本の農業・農村を維持発展させていくために、その一つとしての後継者対策、そしてまたお嫁さん対策というものは非常に重要なものになつていくというふうに考えております。

○政府委員(渡辺好明君) この新基本法の第三十五条の一項におきまして、「山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域」、これを「中山間地域

等」という。というふうにされております。

したがいまして、先般御説明をいたしました農林統計上の山間農業地域と中間農業地域、これはここに書いてあります概念よりは、統計上の範囲でございますけれども、やや狭いというふうに思ひます。

○風間純君 そうしますと、いわゆる地域振興五法と言われるお山村振興法とか過疎法とか特定農山村法などいろいろあります、この五法で言う中山間地域との整合性はどうなりますか。

○政府委員(渡辺好明君) 先般、地域振興五法を御議論いたきましたときには、中山間地域等に対する直接支払いの対象地域としてこの五法を現在、検討中であるということを申し上げた次第でございます。大部分はこれとオーバーラップするというふうに思われますので、その意味からこの五法をまず第一のネットにすべきだという議論が現在行われておるところでございます。

○風間純君 議論がどこで行われているんですか。あなたがそう思つておるんですか。

○政府委員(渡辺好明君) 直接支払いをどの地域に対し、またどの地域内のどういった農地に対して行うかという御議論を検討会で行つておるところでございますし、その結論はまだ出ておりません。十二年度の概算要求に向けて出していくつもりでおりますので、言つてみれば最後の線を引くところについてはこれから議論にまちたいと思つております。

直接支払いをするかどうかということです。いざいります。○風間純君 そこで、今お話をあつた直接支払いに行く前に、その前にもう一回ちょっと確認したいと思います。

○風間純君 私の認識では、「中山間地域等」の「等」というのは生産条件の不利性のある部分、つまりこれは平場でも含まれる、私の認識ではそう思つておるわけありますけれども、条件不利地域の考え方について農水省としても、どう考へておるのか伺いたいんです。

○風間純君 そうしますと、いわゆる地域振興五法と言われるお山村振興法とか過疎法とか特定農山村法などいろいろあります概念よりは、統計上の範囲でございますけれども、やや狭いというふうに思ひます。

○国務大臣(中川昭一君) ここで言つております

条件不利地域といふのは、今いろいろ構造改善局法と書いてあります概念よりは、統計上の範囲でございますけれども、やや狭いというふうに思ひます。

○風間純君 そうしますと、いわゆる地域振興五法をそのまま定住条件の不利にもつながりかねない、あるといつたような観点から中山間地域といふものを定住条件不利地域といふことに順序がまた、言い方がありますが、生産性が低いということは、それによつてもすれば耕作放棄にもつながりかねない、ある

といつたようになりますが、生産性が低いことによるということが一言で言えばその条件不利でござりますが、生産性が低いということは、それによつてもすれば耕作放棄にもつながりかねない、ある

といつたようになりますが、生産性が低いことによるということが一言で言えばその条件不利でござりますが、生産性が低いということは、それによつてもすれば耕作放棄にもつながりかねない、ある

といつたようになりますが、生産性が低いことによるということが一言で言えばその条件不利でござりますが、生産性が低いということは、それによつてもすれば耕作放棄にもつながりかねない、ある

といつたようになりますが、生産性が低いことによるということが一言で言えばその条件不利でござりますが、生産性が低いということは、それによつてもすれば耕作放棄にもつながりかねない、ある

といつたようになりますが、生産性が低いことによるということが一言で言えばその条件不利でござりますが、生産性が低いということは、それによつてもすれば耕作放棄にもつながりかねない、ある

といつたようになりますが、生産性が低いことによるということが一言で言えばその条件不利でござりますが、生産性が低いということは、それによつてもすれば耕作放棄にもつながりかねない、ある

といつたようになりますが、生産性が低いことによるということが一言で言えばその条件不利でござりますが、生産性が低いということは、それによつてもすれば耕作放棄にもつながりかねない、ある

といつたようになりますが、生産性が低いことによるということが一言で言えばその条件不利でござりますが、生産性が低いということは、それによつてもすれば耕作放棄にもつながりかねない、ある

もう一つ、多面的機能という観点からいふと、この三十五条で言つておる「中山間地域等」は、

今、林野行政についてのさまざまな議論がまた一方ではあるわけでありますけれども、今度衆議院で上がって参議院でまた議論しなければならない、農業振興地域整備法の中身とともにラップし

てくるかもしませんが、森林や林業関係についても地理的条件が悪いわけでありますから、この中にもこの中山間地域等の振興ということは当然含まれると、含まれるというふうにおっしゃるんだろうと思うけれども、要するに、具体的にどう

なかと、この一步踏み込んでお答えをいただきました。

○風間純君 そうしますと、いわゆる議論になつておるところであります直接支払いは、条件不利性というのが直接支払いの根拠になるわけですけれども、条件不利地域といふのは、今、大臣のお話によると、生産性の不利性だけじゃなくて定住も含めたといふことになると、定住条件もよくするということになると、生活条件の不利性も含まれると、いふうに考えていいんですか。

○政府委員(渡辺好明君) 議論を整理させていた

だきますと、三十五条の一項で「必要な施策を講ずるものとする」というふうに書いてあります

中山間地域等の定義について言えど、かなり広い概念になると思います。ただ、その中で、二項にござりますように、「生産条件に関する不利を補

正するための支援を行う」という施策の対象としてはまだそこから絞り込まれるというふうにお考えいただいたらと思ひます。

○風間純君 そうすると、直接支払いとの関連でいうと、三十五条の一項よりはむしろ二項の方が支払いの対象範囲ということになつていくといふふうにとつてもいいわけですか。

○政府委員(渡辺好明君) 私どもは直接支払いの法律上のよりどころと、第三十五条二項であります。

○國務大臣(中川昭一君) 結論的に言えば、どうぞ

よう、林と農が非常に近接しておりますし、現に林家の四割は農業も兼ねておるという現状ありますから、そういう意味で中山間地域あるいは山間地をどういうふうに保全していくかというこ

とにつきましては、これは大きな政策課題になつておるわけであります。

したがいまして、水の方も、今水産の基本法の議論を、検討会でいろいろな議論をやつておりますが、林政全体のことにつきましても基本的な議論を今検討会で専門家の方々とやつております。

ただし、この議論の中で、林地は条件不利地域だから直接支払いをやるかやらないかということにつきましては全く中立的であります。そういう方向でとかやらないとかいうことについては、検討会の作業の最中でもございまして、これについては私から現在お答えができないでござい

ます。

○風間純君 いずれ答えざるを得ないときが来るんだから、今答えてもいいと思うけれども、今は検討中ですから、それはあれにしますが。

では、先ほどの直接支払いと絡んでますが、定住条件を整備していく上でこれまで農水省が

いろんな人、地域あるいはジャンルに対して施策を行つてきているわけですが、まずいすれにしても若い人や女性や高齢者が住みよい農村を行つてきています。

いる農村というふうに考えていただきたいと思ひます。

○風間純君 そうすると、それは林業基本法、あるいは大臣も所信表明の中で水産業に対する新しい基本法といったような制定も視野に入れている

というふうにおつしやつてしまつたが、そういうものの方で、つまり林業をやつしているところは中山間地域に入るわけありますね。そうすると、三十五条で言つておる新農業基本法は、今のお話を

だと一項に別に林業、水産業に対する振興の観点があるからこそでは含まれないと断言するわけですか。

○國務大臣(中川昭一君) 結論的には、どうぞ

たゞ、中山間地域は、先生今おつしやられた

いかなきやならない問題だと思います。

市が九五・八%、中都市が六三・一%に比べて町村は二一・五%、こんなに差があるわけです。あるいは道路舗装率についても、八六・八%の舗装率、これは大都市ですが、町村では六四・八%と。いずれにしても、十年程度の水準の隔たりがあるわけで、この二つに限ってもそうでありますから、まず污水处理施設の普及率をどう整備していくのかということと、それから道路舗装率の整備についてもどう整備されていくのか、農水省としてもこれまでもやつてきてることでありますから、さらにもうちょっと進めていくような気持ちを含めての方針を伺いたいと思うんです。

○政府委員(渡辺好明君) 絶対水準のは正の問題と、それからその地域の実情に合わせた整備ということと二つあると思うんです。

例えば、污水处理施設について言えば、人口が密集しているようなところでは流域下水道を使い、それから合併浄化槽を使い、そして人口の密度が非常に低いようなところでは集落排水というふうな分担と連携になると思うんです。

絶対水準について言えば、今、先生から御指摘がありましたように、町村部二二%という非常に立ちおくれた水準を是正するという点で、私たちの守備範囲である集落排水というものに対しまして、第四次土地改良長期計画、最終年度は平成十一年度でありますけれども、現況一万四千集落を三万五千の農業集落について整備したい、そういう計画を持っておりまして、この進展状況は非常に要望も強いわけでありますけれども、これから先も着実に進めていきたいというふうに思つております。

道路の整備につきましても、農道でやるのか、集落道でやるのか、あるいは国県道でやるのか、それぞれ分担関係がござりますけれども、これは建設省とも国レベル、県レベル、それぞれ連携、話し合いの場を持つておりますので、そういう中で分担をしながら計画的に進めていきたいというふうに考えております。

いざれにいたしましても、私どもは第四次土地

市が九五・八%、中都市が六三・一%に比べて町村は二一・五%、こんなに差があるわけです。あるいは道路舗装率についても、八六・八%の舗装率、これは大都市ですが、町村では六四・八%と。いずれにしても、十年程度の水準の隔たりがあるわけで、この二つに限ってもそうでありますから、まず污水处理施設の普及率をどう整備していくのかということと、それから道路舗装率の整備についてもどう整備されていくのか、農水省としてもこれまでもやつてきてることでありますから、さらにもうちょっと進めていくような気持ちを含めての方針を伺いたいと思うんです。

○政府委員(渡辺好明君) 絶対水準のは正の問題と、それからその地域の実情に合わせた整備ということと二つあると思うんです。

例えば、污水处理施設について言えば、人口が密集しているようなところでは流域下水道を使い、それから合併浄化槽を使い、そして人口の密度が非常に低いようなところでは集落排水というふうな分担と連携になると思うんです。

絶対水準について言えば、今、先生から御指摘がありましたように、町村部二二%という非常に立ちおくれた水準を是正するという点で、私たちの守備範囲である集落排水というものに対しまして、第四次土地改良長期計画、最終年度は平成十一年度でありますけれども、現況一万四千集落を三万五千の農業集落について整備したい、そういう計画を持っておりまして、この進展状況は非常に要望も強いわけでありますけれども、これから先も着実に進めていきたいというふうに思つております。

道路の整備につきましても、農道でやるのか、集落道でやるのか、あるいは国県道でやるのか、それぞれ分担関係がござりますけれども、これは建設省とも国レベル、県レベル、それぞれ連携、話し合いの場を持つておりますので、そういう中で分担をしながら計画的に進めていきたいというふうに考えております。

いざれにいたしましても、私どもは第四次土地

改良長期計画を持つておりますので、これをきちんと進めるということでお対処したいと思います。

○風間紀君 これも今の道路のことと言えば、北海道なんかでも農道空港がつくられて、当初の目的とはかけ離れたような感もあるわけであります、その地域住民にとってみれば、一方ではちゃんと農産物を運んでいるんですよ。それは僕は否定しませんから。大臣のいるところもあるでしょう。

いずれにしても、今、改善局長がおっしゃったように、定住条件をきちっと、都市と農村との交流という、文化的な交流だけじゃなくて、若い人やあるいはまさにさつきのお嫁さんのお話じなどですけれども、来ていただいて、きちっとした町づくり、村づくり、要するに農村づくりを超えた町づくり、村づくりをしていく上でもこれは絶対大事だと思うのですから、そういう意味で、私は公共事業をもつとこれについておち込んでいい、投資してもらいたいと思ってるわけです。きっととした農業が日本の農業の再生につながるということを確信しているから、そう言うわけあります。

さらに、この定住条件の整備でいえば、北海道なんかもそうなんですが、要は病院や診療所、幼稚園といった医療や教育の現場においても、大変な中間地域あるいは山間地域になりますと極めて市町村営の割合が高くなっているわけです。市町村営、要するに公営ですね。これはもう民間参入を促しても採算性の面からなかなか進出してこれないという側面も大きい。

一つは、やっぱり広域行政のおくれが私はあるんじゃないかと思うわけです。そこは農水省は余り今までタフチはしてこれなかつた部分もあるかも知れないけれども、しかしちゃんと定住条件を整備していくという観点に立てばもつとかかわっていつてもらいたいんです。そうしないと、そういうインフラが整備されないと、幾ら農水省

が若い人に新規就農者においでと言つても来ないわけです。

そういう意味で、広域行政のおくれによって効率が悪くなっている部分があることも否定できません。車でたかだか三十分以内に同じ診療所の内科と小児科は一つも要らないわけでありましすし、また幼稚園に至つては、学校同様、一部事務組合にした方がうまくいく場合もあるんですね。そういう意味で、総理府のアンケート調査によれば、近隣の市町村までの交通アクセスが整備されればすべての施設を自分のところの市町村等に整備しなくてもいい、あるいは施設が分散してもいい。例えば、隣の町では内科と産婦人科があれば隣の村では眼科と小児科があるというような形にしてもいいというふうにお答えなさる方が七割近くアンケート調査では出ているわけであります。

そういう状況ですから、今後、農村地域の定住条件の整備を総合的に、かつ広域的に進めていくことが必要ではないかと思うわけであります。それについてのいわば農水省としての考え方、どうやっていくつもりなのか、今までそういう部局はないんだろうけれどもどうなのか、これは中央省庁再編の方とも絡んでくるわけですけれども、まず伺いたいと思います。

○政府委員(渡辺好明君) 一番端的な事例として生活環境の立ちおくれを挙げられました。それから、高齢化につきましても都市の十五年とか二十年先を言つてはいるわけですが、今、先がおっしゃられた医療、福祉、教育、そういう関係の定住条件の整備につきましても私どもはやはり積極的にかかわっていくことが大事だらうと思います。

これまでの手法は、どちらかといいますと、そ

ういった医療・福祉施設の整備のための用地の整備というふうな形でしか関与はしまりませんでしたけれども、先般のウルグアイ・ラウンド受

け入れに伴う関連対策をまとめましたときにも食

料・農業・農村対策検討本部をつくりまして各省

府にいろいろと呼びかけて対策を実現していただ

いた経緯がございます。

今般、この基本法案におきまして農村の振興といふことが位置づけられ、新しい設置法の中でも農林水産省が農村の総合的な振興のための企画、立案をするというふうに規定がされておるところでございます。こういう状況になつてまいりましたので、私どもは積極的にイニシアチブをとつて関係省庁と連携してこういった農村の整備を進めていきたい、というふうに思います。

○風間紀君 構造改善局長がお答えすることなるほど私は今ふつと思つた。あなたの頭の構造をまだ改善しなきやならないと思うんですけども、要するに、例えば農業の土地利用にしても基本整備にしても、そういう構造改善をやるだけじゃなくて、まさに今、農水省がそういう村づくりをとつて、まさに今、農水省がそういう村づくりの観点に立つて積極的にイニシアチブをとつていただきたいとおっしゃつてくださったことは私も大変心強いと思います。

そういう意味で、先ほど和田議員の質問の答弁にもありましたように、要は、農村問題をもう農水省だけでやつていられない時代なんです。横断的にやつていかないといふ定住条件の整備については、中央省庁との連携なくしてはうまくいかないわけであります。

そういう意味では、今回新しい国土交通省への統合が決まつた北海道開発庁については、公共事業に限つてではありますけれども、そういう省庁間の役割分担についての調整に大きな役割を果たしてきたわけでありますから、農村についてもやっぱり公共事業だけじゃなくて介護あるいは医療、福祉といった問題について総合的に施策を企画する部署が必要だと私はかねがね思つておつたわけですけれども、先ほど農村振興局というお考えがあると伺いましたが、もつと具体的に。

○政府委員(高木賛君) まず、この基本法案におきましても、「農村に関する施策に係る部分については、国土の総合的な利用、開発及び保全に関する国の計画との調和が保れたものでなければ

ならない。」ということで、今御指摘のあります施設の基本にたように、他省庁も講じております施設の基本になる全国総合開発計画というようなものもござりますが、そういうもののとの調和が保たれた中で行うということでございます。言いかえれば、農村に関する施策は農林水産省だけがやるわけではなくて関係各省が協力してやつていくということがあります。

その中で、今、基本計画につきましては、食料・農業・農村政策審議会の意見を聞かなければならぬわけございまして、この委員も総理大臣の任命ということでございますが、その審議会の運営に当たっては関係各省と協力しながらやつて、こうという考え方を持っております。

それから一番目に、農林水産省としての取り組みの体制はどうかということでございますが、二〇〇一年一月のいわゆる中央省庁再編におきまして、今御審議をいたしております新しい農林水産省設置法というものの中では、新たに農山漁村及び中山間地域等の振興ということが農林水産省の任務として位置づけられております。この任務を遂行する組織といたしまして、内部部局を再編成いたしまして農村振興局といふものを設ける予定でございまして、ここが固有の農林水産省として取り組むべき、例えば先ほど来御議論になつております中山間地域等に対して直接支払い制度を導入するとなればその所掌をいたしますし、関係省庁と相協力して農村の振興を図るというときの農林水産省の担当局ということになるわけでございます。

○風間紀君 相当大きな事業を含めてやつていかなきやならないと思うから、どのくらいの人数とか規模でやるのか もうちよつと詳しく教えてください。

○政府委員(高木賢君) 今は局の柱が決められた段階でございまして、具体的に何をどう配置して員数をどうするかというのはもうちょっとと調整をさせていただきたいと思います。

○風間紀君 人ががらがらと動いてまた大きい

のがどんとできるというだけに終わらないようになります。それによりまして生産基盤と生活基盤の両方を総合的に整備するわけでありますけれども、平成七年度にこの事業を導入いたしまして以来、広域連携型を導入したんですが、年々実施地区、それから採択地区もふえているという状況にございます。

来年四月からの介護保険の導入に向けて、JAなどでも介護・福祉サービスを実際にやつて、思っています。

ありますけれども。一方では、中央省庁再編と地方分権推進法を特別委員会で議論しておりますけれども、あの分権一括法案の行き着くところの一つは市町村合併ではないかというふうに私は思つてます。

その前段階としてやっぱり広域的な連携ということが当然議論になつていくでしょうし、そういう意味で今農林水産省が、農山漁村、山村の中にいる農業をやつしている人も含まれるんだろうと思うけれども、その広域連携を図る場合に、集落ごとにあります。

あるいは町村ごとの役割分担についてある程度考えざるを得ないんじゃないかと思いませんが、どういうふうに決定していくつもりなのか、伺いたい

と思います。

○政府委員(渡辺好明君) なかなか難しい課題でありますけれども、例えば私どもで事業をやりますときには、一つの集落あるいは一つの町村では効率的でない、あるいはむしろ市町村の域を越えた方があるのではないかというふうな事業、あるいは同じようなものをそれぞれの市町村が持つよりは分担して持つ方がいいのではないかというふうなケースが生じます。その場合には、市町村同士が話し合いをいたしまして一つの計画を立て、そしてそこに事業を投入していくというふうな、いわゆる広域連携タイプの事業というのも持っております。最近、やはり各市町村は、こういった景気の停滞あるいは中山間地域等農村の活性化が見られないという状況の中でかなり真剣になつてきておりまして、この広域連携タイプの事業に対する要望が強くなっています。

具体的に申し上げますと、中山間地域総合整備

事業の中には広域連携タイプがあるわけでござります。それによりまして生産基盤と生活基盤の両方を総合的に整備するわけでありますけれども、二〇〇五年までにというふうになりますから、この家庭向けの光ファイバーが開通してさらに五年後によくCATVのデジタル化が完成するというふうになります。これは電気通信の方の話ですけれども。

そうなりますと、農林省として今進められています。それがどのぐらいあるんですか。

○風間紀君 それはどのくらいあるんですか。

○政府委員(渡辺好明君) 実施地区的推移で申し上げますと、現在、中山間地域総合整備事業は平成十年度で百一地区、事業全体が五百十二地区でございますので二割ぐらいを占めております。八

年度、九年度はそれぞれ三十七と六十四地区ございましたので、年々倍増に近い伸びを示しております。また、新規採択につきましても、平成八年度の二十六地区から平成十年度三十七という形で、採択地区数も毎年増加をしているという状況にござります。

○風間紀君 さらに、定住条件の整備で、マルチメディアが充実してきた、いろいろなインターネットの導入も、聞くところによると、農業者で二万戸近い方々がインターネットを使われている

というふうに聞いています。

もう一つは、我が国全体の光ファイバーの整備目標が、現在、都道府県の所在地を中心にして先行準備期間で今やつております。今後二〇〇五年までにファイバー・ツー・ザ・ホームという家

庭向けの光ファイバー網が全國整備されるんです

が、農林省としても、お聞きしましたら田園地域マルチメディアモデル整備事業とすることになりました。

その意味で、今モデル的に整備しているこの田園地域マルチメディアモデル整備事業について、さらにどんどんどんどんやるのかどうかといふことが問われるわけですが、私は見直さ

なきやならない時期が来ると思っているのですから、見直すつもりがあるのかどうかを含めて農

水省に御意見を伺いたいと思います。

○政府委員(渡辺好明君) 大変有意義な御指摘をいただきましたので、御指摘を踏まえて十分検討をしたいと思っております。

○政府委員(渡辺好明君) 大変有意義な御指摘をいただきましたので、御指摘を踏まえて十分検討をしたいと思っております。

この田園地域マルチメディアモデル整備事業、

平成十五年度までに十五地区以内ということで平成九年度にスタートいたしました。現在、十地区

についてその事業を実施してきておりますけれども、十年度末では一地区が供用開始というふうな

状況にござります。おっしゃられたように、情報通信は日進月歩でありますし、それからこの基本法案におきまして、三十四条二項です、農村地域の情報通信基盤の整備ということが位置づけられておりますので、そうしたことも念頭に置きなが

ら十分勉強させていただきたいと思います。

○風間禪者 ですから、これは農水省さんだけがこうなつていいで、ウイングを広げてくれないよにしないと、せつかくモデル整備事業を起しました。しかし、それが利益が少ないとなるとまたここでロスが生じるんじやないかと僕は思うのですからお伺いしたんです。

さらに、定住条件についてありますけれども、今後このマルチメディアが充実していくと、在宅勤務、これは専業農家の方じやなくて兼業農家の方に該当する話になると思いますけれども、勤務が珍しくない段階に入れば、農村に住む人が農家でなければならないということも生じてきます、数は少ないとしても。現に、北海道にも作家の方で日高の方に別荘と菜園と、これは営業まではいきませんが、農業にいそんで創作活動をやっていらっしゃる方もいるわけあります。恐らく、これからも作家や音楽家あるいはいわゆる文化人の方が農村に入って生活しながら創作活動に励んでいくということも出てくるあります。恐らく、それからも作家や音楽家あるいはいわゆる文化人の方が農村に入って生活しながら創作活動に励んでいくということも出てくるあります。恐らく、それからも作家や音楽家あるいはいわゆる文化人の方が農村に入って生活しながら創作活動に励んでいくということも出てくるあります。恐らく、それからも作家や音楽家あるいはいわゆる文化人の方が農村に入って生活しながら創作活動に励んでいくということも出てくるあります。恐らく、それからも作家や音楽家あるいはいわゆる文化人方が農村に入って生活しながら創作活動に励んでいくということも出てくるあります。恐らく、それからも作家や音楽家あるいはいわゆる文化人方が農村に入って生活しながら創作活動に励んでいくということもあります。

○政府委員(渡辺好明君) 農業経営の近代化とい

ンターの中の情報機器を私どもが分担して整備するというふうなこともいたしました。具体的に申しますと、阿蘇テレワークセンターというところに私どもの予算で情報機器を整備する、もちろん私たちの整備の対象というのは農業側からのと、農業側からくる話にもなるかと思うことがあります。そういう事例もございます。

先ほど申し上げましたが、基本法案の中に情報通信基盤の整備というのが位置づけられておりましたし、世の中の進展が非常に速いものですから、そういう点を念頭に置きながら、各省庁と連携をとって、農村におけるテレワークの条件整備がどれだけできるかということに意を用いていました。先ほど申し上げましたが、基本法案の中に情報通信基盤の整備というものが位置づけられておりましたし、世の中の進展が非常に速いものですから、そういう点を念頭に置きながら、各省庁と連携をとって、農村におけるテレワークの条件整備がどれだけできるかということに意を用いていました。

○國務大臣(中川昭一君) 先ほど来先生から農山村の生活基盤あるいは定住条件整備のための情報通信についていろいろ御指摘がございました。

要は、農山村にいながらきちんと情報インフラを整備するということがポイントであると思

います。その意味で、いろいろなインフラがあるわけで、先生御指摘のように、地下のケーブルあるいは電話線あるいは地上波あるいはマイクロウエーブ、そして衛星といろいろあるわけですが求められていると思いますけれども、これに関してはどんな政策、政策というオーバーな大きさなものではないにしてもお考えを持つているのか、伺いたいと思います。

○政府委員(渡辺好明君) 農業経営の近代化といふことで非常に経営自体が高度化をしてまいりました。そのため非常に小さな規模の農場でも、それから担い手のレベルといいますか、そういうものも非常に小さくなっています。都市との交流も盛んなれば、そのためいろいろなものが必要になりますし、また都會の方々が農村地域に住ん

で仕事をするテレワーカーといふこともこれから出てくるわけでございます。

もちろん、私どもだけでこれを全部やるというわけにいきませんので、この点につきましては、平成九年度には郵政省と連携をしてテレワーカー

センターの中の情報機器を私どもが分担して整備するというふうなこともいたしました。具体的に申しますと、阿蘇テレワークセンターというところに私どもの予算で情報機器を整備する、もちろん私たちの整備の対象というのは農業側からのと、農業側からくる話にもなるかと思うことがあります。

これは建設省も若干関係してくる話にもなるかと想いますけれども、とにかく農村において何が優先的で何を重点的にやつしていくかということを少

し省内で検討して、農業者を中心とする本当に農村に昔から住んでいた人、あるいは新規に田園地帶で自分の別荘なり家できちっと東京やニューヨークと結んで仕事ができるような人を受け入れるような体制づくりというものをしていくよう、私は省内あるいは関係省庁と積極的にこれから検討していく必要があるというふうに考えております。

○風間禪者 引き続いで定住条件の整備でありますけれども、基本問題調査会の農村部会での発言でこういうのがあつたそうです。「直接支払によつても定住が保障されるわけではない。また、一部の個人に現金を配分するというのは行政として非常に困難。これらを踏まえると、農地の維持管理等の仕事を行う農地保有合理化法人や第三セクターに対する財政支援とし、実質的なデカップリングの機能を發揮してもらうことが適切ではないか」というふうな意見があつたそうであります。

これは、意見は意見でありますから、いずれにし

か、そういう意味で、今のテレワーカーも含めまして、アメリカなんかでは農村あるいはとんでもなく離れたところにいながら情報インフラ、パソコン等によって十分仕事ができる。私の地元にもそういうことをやりたいといって東京から打診をしてくる人が時々おられます。

そういう意味で、何が必要かということでは、いろんなツールがあつて、全部を整備すれば一番いいんでしようけれども、時間もかかる、あるいはその間に技術も進歩をしていくということで、CATVあるいはまた光ファイバー、衛星等いろいろなツールを最終的にはきちんとネットワーク、多種なネットワークを整備しなければいけない

められているけれども、基本方針が大臣の腹にきちっとおさまっていないとダメですよ。大臣に基づく方針を聞かせてちょっとだいと言つているんであります。

○風間禪者 第二十六条に「女性の参画の促進」という項目が入ったのは、私は大変画期的なことであるんじゃないかなと思います。やっぱ男女共同参画を農業の関連のところにも認めてくれたといふことは大きいことだと思いますけれども、法律ができるここと残念ながら旧態依然たる農村での

男性社会というのが転換するかどうかというのは別問題でありまして、本当にこの男女共同参画社会ができるかどうかということは、農水省としても農村のあり方の中での部分でいうと十分な手を尽くす必要があると思います。

そういう意味で、家族協定による女性農業者の位置づけあるいは女性の農業者年金への加入といふのはもう画期的なことだと思いますが、まだまだ法律の二十六条に込められている「女性の農業経営における役割を適正に評価」、だれが評価するのかなと思うけれども、結局これも農業委員あるいは農協が評価するのは男社会の中でもさわしく評価するということだから、ちゃんと適正評価されるかどうかという担保もないんじゃないかなと思つてます。

いざれにしても、法にきちつとこうやつて載せた以上は女性参画に対する施策をどうこれからさらに進めようとしているのか、今考えられていることがあれば教えていただきたいと思うんです。

○政府委員(植口久俊君) お答え申し上げます。今、先生御指摘ございました第二十六条のことろで、まさに一番最後のところにそういう「環境整備を推進する」という規定になつてゐるわけでござります。

御指摘ございましたように、農山漁村では男女共同参画の現状を見ますと、農業経営において女性が大変重要な役割を果たしていただいているということにもかかわらず、一般的には男性優位でなかなか家庭中心の色彩が残存しているという事情にあるということは否定できないと思います。

農林水産省としましては、そういう環境整備を推進するという観点から、女性の地位の向上それから適正な評価を確保するというために、幾つか御紹介いたしますと、一つは経営内あるいは家族の中でも確保するということで、この内容は御説明申し上げませんが、家族経営協定の普及を図るというのが一つの柱になつております。

それから、地域的といいますか社会的といいますが、そういう地位の向上という観点からは、現

そういう意味で、家族協定による女性農業者の位置づけあるいは女性の農業者年金への加入といふのはもう画期的なことだと思いますが、まだまだ法律の二十六条に込められている「女性の農業経営における役割を適正に評価」、だれが評価するのかなと思うけれども、結局これも農業委員あるいは農協が評価するのは男社会の中でもさわしく評価するということだから、ちゃんと適正評価されるかどうかという担保もないんじゃないかなと思つてます。

べての県で十一年度中に女性の方がどういうところへどういう数字で参画してもらうかという指標なり目標なりを設定していただくということが大体できるだらうと私どもは見込んでおりまして、そういうことで御指導しているところでござります。

それから、何よりも女性の皆さん、農村の婦人の方の経済的基盤が確立するということが地位の向上なりそういう評価につながる、先立つものがあるということと精神的だけでなく実質的にも地位の向上につながるかということで、現在いろいろな形で農産加工等、そういう企業活動へ熱心な空気が見られるわけでございまして、私どもとしてはそういう活動へ無利子の資金を融資するという形での支援を申し上げております。このところ、かなりその企業数が増加をしてきておりまして、前年までは大体四千ほどございましたのが、現在これは十一年二月に調査をいたしまして六千にふえておりまして、こういう活動で経済的基盤を確立されるということも効果があろうかと思っておるところでございます。

○風間親君 こういう男女共同参画の問題について、正直な情報といふものを消費者に正しく伝えていくことということも最近は特に重要なことがあります。

それとも安全性能とか適正な取り扱いにされども、しかも安全性とか適正な取り扱いに付いての正しい情報といふものを消費者に正しく伝えていくことということも最近は特に重要なことだらうというふうに思つております。

そういう消費者のニーズにこたえるためにも、農産園芸局長が答弁するというのもまたおもしろいなと思いましたが、男女共同参画室長も兼ねていらっしゃるんだなと思って伺つております。

農水省が食料品消費モニターを通して調査したアンケートによりますと、消費者行政に対して食品の安全性を望む回答が最も多く、七七・七%になつています。いろんな調査目的や項目は異なりますけれども、前回の一九九二年に行つた調査でやはり食品安全性ということに対しても最も高い関心が示されているわけあります。年代別に見ても、今の二十歳代、三十歳代のいわゆるもう

子供を産んだ人でなくてこれから子供を産む人たちの層の方の関心が極めて高いわけであります。二番目は、ちなみにごみ、環境、リサイクル、三番目はぐつと落ちて価格、流通、こういうふうになつていくんです。

農水省としては、一般論で答えるしかないかと思ひますけれども、どのように食品の安全性確保について努めていくかということが基本的には何をとどりながら一層の充実を図つていただきたいと思つております。

○風間親君 そうですね、十六条に入つてあります。済みません。

食品の安全性につながるんですが、野菜の栄養価について若干伺いたいんですけど、今いろいろ野菜が出ていますが、野菜の栄養価を示すデータがあるんです。これは食品成分表と言ふんですけれども、これは一体どこがやつてあるのかと思つたら、何とびっくりしたことになります。お願いします。

○政府委員(加藤慶宏君) 先生御指摘の日本食品標準成分表でございますが、これは戦後いろんな野菜が出ていますが、野菜の栄養価を示すデータがあるんです。これは食品成分表と言ふんですけれども、これは一体どこがやつてあるのかと思つたら、何とびっくりしたことになります。

○國務大臣(中川昭一君) 基本法十六条に食品の安全性の確保、品質の改善、それから表示の適正化等について項目がございますが、具体的には農薬取締法、薬事法等での使用規制とか、加工・流通段階で卸売市場等における品質管理、衛生水準の向上等に対する整備の推進、あるいは安全なものを供給するということは当然のことでございま

す。このところ、かなりその企業数が増加をしてきておりまして、前年までは大体四千ほどございましたのが、現在これは十一年二月に調査をいたしまして六千にふえておりまして、こういう活動で経済的基盤を確立されるということも効果があろうかと思っておるところでございます。

○風間親君 こういう男女共同参画の問題について、正直な情報といふものを消費者に正しく伝えていくことということも最近は特に重要なことだらうというふうに思つております。

そういう消費者のニーズにこたえるためにも、役所の一階に消費者の部屋、あるいはホームページでいろいろな情報を公開する、例えばダイオキシン問題、環境ホルモンあるいは家畜クローネン等で話題になつたときには直ちにホームページでそのことにつきまして情報提供をするようにいたしました。

たわけござります。また、農林省の消費者の部屋に子供電話相談室というのを設けまして、特に都会の子供たちには素朴な疑問から大変興味ある疑問まで含めていろいろな問い合わせをいただい

ておるところでござります。

これからも食を考える国民会議等を通じまして、昭和二十五年と二十九年とを比較して、もどうもならないですが、少なくとも最後に

ちゃんと出ているものが四訂と言われて、一九八〇年ですからもう十八年前のものがデータで出ていました。今、局長はその後二年ごと新しいものを追加してということがありますが、びっくりしました。

ビタミンCと鉄分とカルシウムが含まれている野菜の変遷表というのがあります。三十年でホウレンソウが百五十ミリグラム・パー・百グラム、百グラム中百五十ミリグラムが六十五ミリグラム、半分以下になつていています。鉄分は、ホウレンソウの鉄分が十三・〇ミリグラムが三・七、三十年の月日の中に、しかも出てきている数字は平均値でありますからなかなかとらえ方が難しいですけれども、いずれにしても鉄分は三分の一か三分の一以下。二ラに含まれる鉄分も二十分の一になつて、ワケギに含まれている鉄分も三十分の一になつていて、こういうよう国内の健康を維持増進させていくという観点から野菜の栄養価の低下は目に余るものがあるんです。実際に僕らが買つても、予冷で中央市場に入つてきて、中央市場から一般のスーパーでもお店でも行つていて、また時間がたつごとに、特にビタミンCは気温やなんかに応じてどんどんなくなつていきます。さらに水につけておくと、大根なんかでもそうですねけれども、色が変わる。空気中に置いておいても色が変わるくらいにどんどんビタミンCが抜けていく。ビタミンCというのを体内合成できませんから食品でしか摂取できないわけであります。

そういう意味で、これは大変物づくりに一生懸命になつてもらっているのはわかるんだけれども、実際には何が原因かはいろいろあると思うんですね。複合的な要因がたくさんあると思いますが、いずれにしても野菜の栄養価の低下は目に余るわけであります。このことについての認識と対策を、科学技術庁に伺つてもどうかなと思うけれども、やつてているところだから伺いたい。

○政府委員(加藤謙宏君) 今、先生の御指摘になりました数字でございますが、実は一番最初の初

版、昭和二十五年につくられましたときは戦前のいろんな文献を集めてつくったようございまして。二訂版以降は我々がきちっと実験をして確認した数字でございますので、二訂版以降から比較していただいた方が多分よろしいのではないかと思いますが、それでもホウレンソウ等につきまして減つては、現実に合うといいますか、実態の数字の成表が必要でございますから、時々改訂しているところでございます。

我々としては、この成分表に基づきまして、これを基礎的なデータとしまして、集団の給食とかいろいろな栄養管理、栄養指導、そういうものに役立てていただきたいということでございます。

対策と申しますのは、先生御指摘のように科技

府で直接できるところは余りないわけでございますが、むしろ我々といたしましては、そういう野

菜を含めた食物の基礎的な研究でしようか、そういうことを通しまして何か役立つように貢献していきたいと考へています。

○風間赳君 まさに、対策は科技府に求めても大変なことです。ただ、出てきたデータをただ表にしてつくつてはいるだけじゃ、この食品成分表は何も科技府でやる必要はないんじゃないかと私は思

いますよ。むしろ、厚生省とか農水省が食の安全性という観点からもやつていくべきです。仕事をとつたら困るかなと思うけれども。

○委員長(野間赳君) 午後一時三十分開会 いたいと考へています。

○委員長(野間赳君) ただいまから農林水産委員会を開いたします。

休憩前に引き続き、食料・農業・農村基本法案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○須藤美也子君 前回は私、第二章の一節、一節

を質問いたしましたので、きょうは第三節を中心

に質問したいと思います。

先ほど来いろいろお話をありましたが、後継者

が育たない、その上離農があつて、こういう

農業の現状をどのように認識しているのか、まず大臣にお尋ねしたいと思ひます。

○國務大臣(中川昭一君) 後継者につきましては、依然として減つてはいるとはいえ、例えば新規就農といふものは一時に比べてふえてくる状況でございますし、またいわゆる外からの担い手あるいは後継者が参入できるような支援措置というのもいろいろと講じておるところでございます。

○國務大臣(中川昭一君) 後継者につきましては、依然として減つてはいるとはいえ、例えば新規就農といふものは一時に比べてふえてくる状況でございますし、またいわゆる外からの担い手あるいは後継者が参入できるよう支援措置というのもいろいろと講じておるところでございます。

○風間赳君 まさに、対策は科技府に求めても大変なことです。ただ、出てきたデータをただ表にしてつくつてはいるだけじゃ、この食品成分表は何も科技府でやる必要はないんじゃないかと私は思

いますよ。むしろ、厚生省とか農水省が食の安全

性という観点からもやつしていくべきです。仕事を

とつたら困るかなと思うけれども。

○委員長(野間赳君) 午後一時三十分に再開する

こととし、休憩いたします。

午後零時四十二分休憩

（北海道農業の現状と農家の意向）の中ではつき

た。新潟の農家の父ちゃんからこう言われました。自分の娘、十八歳、高校を卒業して就職した。夫婦二人で働いて、汗水流して農業をやって、娘の給料に及ばない。農業はこの先どうなるのか、やつていけない、こういうふうに訴えられました。

価格の低迷が現場の農家の経営に相当大きな影響を与えている、こう言わざるを得ないと痛切に感じてまいりました。高校生のアルバイト料よりも農業の所得、手当というものが少ない。こういう現状をどう考えているのか、それをお聞きしたいんです。どうですか。

○政府委員(高木官房君) その事例がどの場合とどの場合を比較したのか定かでありませんけれども、要するに労働力の評価が、たまたまかどうかわかりませんが、お嬢さんの方が評価の高い分野に行かれたのだろうと思ひます。それから、農業者の方も、何をつくつて何を売つているのかよくわかりませんが、お嬢さんの方は評価の高い分野に行かれたのだろうと思ひます。

○須藤美也子君 高木官房長、何を答弁しているんですか。わかり切つていることじやありませんか。農業所得は製造業で働く労働者の賃金の三分の一しかないということは統計上もはつきりしています。だから、こういう施策もいろいろ皆さんの方で出していらっしゃるわけでしょう。私は稻作の問題を言つてゐるんです、新潟はお米の産地ですから。

「北海道農業の現状と農家の意向」というこういう立派な、ことし三月に出したのをごらんになつてはいると思います。この中で、農業をやめた農業を中止あるいは縮小したい、これが一四%です。この理由は、農産物価格の低迷、これが三割です。このままではやめざるを得ない。米価の低下で出稼ぎに行き、女性の労働が大変になつている。野菜農家も価格低迷で離農があつて、しかも生産意欲をなくしている、そういう現状が今農村の分野で大きく広がつてゐる。

りこういう結果が出ているんです。ことしの三月です。恐らく日を通していらっしゃると思うんです。これは農林水産省北海道統計情報事務所が出てるんですから、ごらんなって思っているとこうです。これが現状なんです。

私は、価格の低迷、これが最も今農業に対して、何をつくても採算がとれない、そういう状況の中で生産意欲を失っている、後継者も育たない、そこには大きな原因がある、こういうふうに考えております。

そういう点で、私は、今回の第三節の「望ましい農業構造の確立」の点なんですが、価格の安定を抜きに後継者、担い手の育成はできないと思いませんけれども、基本法案はそれが保障され、農家が希望を持って後継者を育てる、こういう内容のものになつてるのでしょうか。

○國務大臣(中川昭一君) 先ほど官房長も答弁いたしましたように、いろいろな形態があるわけでございまして、北海道の場合には專業比率が高いと思いますが、何をつくとももうからないと云うのはちょっと言い過ぎではないかと私は言わざるを得ません。

しかし、北海道の大規模な米作農家の所得が非常に減少しておるということについては、私もそういう認識を持っております。だからこそ、昨年から新しい稻作經營安定対策ということで、その年の価格が、高ければ高いほどいいわけでありますが、価格が変動した場合には、この基本法案の三十三条二項にありますように、変動によって育成すべき農業経営に影響が及ぶときに、それを緩和するため必要な施策を講ずることで、その一つとして經營安定対策ということで、いわゆる激変、激減と言つた方がいいんでしようけれども、激変を緩和するための經營安定対策等を講じておるところでございます。

○須藤美也子君 この間も大沢委員が価格問題について質問いたしました。三十三条一項では「農産物の価格が需給事情及び品質評価を適切に反映して形成される」、市場原理にゆだねるということ

ですね。それから、二項には「国は、農産物の価格の著しい変動が育成すべき農業経営に及ぼす影響を緩和するために必要な施策を講ずる」とあります。この「影響を緩和する」の「緩和」はどの程度なんですか。

○須藤美也子君 影響があつた場合に、その程度を一〇〇%及ばないようにするということはもちろんであります、もちろん打撃を受けないようにという趣旨でございます。

○政府委員(高木賢君) 影響があつた場合に、そのなんですか。

そうすると、一〇〇%は補てんしないという意味ですね。すると、稻作經營安定対策のようなものなんですか。

○政府委員(高木賢君) 稻作經營安定対策は稻作におきます經營安定対策でありますから、その一つの具体策であります。

○須藤美也子君 この二項に書いてある「緩和」というのはもつと違う意味にとれるわけですか。

○國務大臣(中川昭一君) 三十一条一項で、価格

いうのは需給事情によって決定されるということございまして、今、先生は一〇〇%という言葉でございまして、これがまさに需給を反映した価格であるわけだと思います。それがまさに需給を反映した価格であるわけだと思います。

自分の山形のこと申し込み上げるので大変恐縮なんですがれども、山形県で六年にこの基本方針を出しました。しかし、このときに基準になつた米価は二万三百円だったんです。一九九四年前後の米価だったんです。新潟県は二万三千円であります。今現在、米価は、山形県は一万八千円、それから新潟県は二万円です。この基準に合わせて他業界並みの労働時間と所得を明示した。例えば、山形の場合は、他業界並みの労働時間二千時間、一人当たりの所得は年間五百万円、主とした農業従事者一人にして一千萬の所得をこのようにやれば確保できますよ、こういうことを示したのが新規政策、新政策だつたわけです。

ところが、現在は逆に、他業界並みどころか、それ以上に減収しております。こういう状況の中でも、今回も、この第三節の第二十二条 規模の拡大その他農業経営基盤の強化の促進を図る、営農の類型及び地域の特性に応じて云々となつておりますけれども私は、現在のこの進めてきた新政策、こういうものではもう現状に合わない、もう既にこの計画を見直すべきではないか、これをさらに推進するのではよいもつて農業が破綻してしまう、こういうふうに考えますが、いかがで

經營はもとより、非常に不安定な經營状況にある、先行きが見えない。ですから、そういう状況では農業経営の安定は図れないのではないか。「農産物の価格の形成と經營の安定」とありますけれども、こういう内容では現場の農民はこれに期待することができない、經營を安定することはできな

い、こういうふうに言わざるを得ません。もう一つの例を申し上げたいと思います。

一九九一年、新政策を出しました。これは他業界並みの労働時間と所得保障、所得を保障する、そのためのいろいろな類型をつくって基本計画を出した。それにあわせて、全国都道府県でも農業経営基盤の強化促進の基本方針を各市町村に明示いたしました。そのときは個別経営体が三十五万から四十万、組織経営体が四、五万ですか、国はこういう形の計画を立てた。

今は一定の仮定を置きますので、もちろんそのときは直接稻作とはリンクはいたしませんけれども、この政策の中では地域における他業界といふ言葉を使っておりまして、地域における他業界従事者と生涯所得において遜色がない、それから労働時間において遜色がないという言い方をしております。その場合、經營改善計画を立てますときには一定の仮定を置きますので、もちろんその当時の米価というのが一つの参考にはなると思いますけれども、これがそのまま横に滑っていくありますけれども、これがそのまま横に滑っていくあるいは上昇するというふうに確定をされているわけではないわけでございます。

今、山形の例を引かれましたけれども、私どもの集計でも、稻作単一經營の場合で約三四%、三分の一の認定農業者の方々が七百万から九百万というところに所得の目標を置いております。

これは直接稻作とはリンクはいたしませんけれども、統計情報部が十年の十月にアンケートを認定農業者の方々からとりました。確かに、米価の低下その他農業經營を取り巻く情勢は非常に厳しい事態にあるわけでござりますけれども、認定農業者の方々それぞれが目標を達成すべく、コストダウン、經營の複合化、販売・加工部門への取り組みその他、經營改善に努力をされてるところでございまして、このアンケートによりましても、おおむね六割の方が相当の努力はあるが何とか達成が可能というお答えをいただいておるところでございます。

こういった意欲をさらに具体化するために、こういった方々に対し施策を集中いたしまして、何とか目標が達成できるようになつたないと考えておりますし、この制度が誕生いたしまして五年が立ちますので、そのレビューの際にはそうしたことを十分配慮して新たな改善計画へと歩を進めたとお考えしております。

○須藤美也子君 認定農家の皆さんは大変だと

ですか。

○政府委員(渡辺好明君) 新政策のことについて言及がございましたので、ちょっとお答えをさせていただきます。

他業界従事者というお言葉を使われましたけれども、この政策の中では地域における他業界といふ言葉を使っておりまして、地域における他業界従事者と生涯所得において遜色がない、それから

言つていますよ。この間の仙台の地方公聴会でも、坂本進一郎さん、十町歩をつくっている稻作の専業農家の方から、一俵当たり四千円から五千円下がつた、年間五百万円の減収になつた、減反は押しつけられ、しかも米価は下がる、これでは先行きの計画が立てられない、こういう実態を公述、発言されました。

こういう現状を見ないで、認定農家はいい方に行つて、いい方に行つていると、言つながら錯覚を起つんですね。今、米価は上がる状況にありますか。むしろ下がる方向に来ているでしょう。そういう状況の中で、この計画は実現不可能だ、こういうことを認めて、現状を見ながらそれをもつと引き上げていく計画を進めていただきたいと思うわけです。

もう一つ、さらに価格を不安定にする動きが出ております。

六月の農省の検討文書、新たな米政策大綱推進状況等という文書の中に、作況指数が一〇〇を超えた場合、生産オーバー分を主食用以外に処理する機動的な対応について検討している。備蓄、加工、えさ米、工業用があるわけですねども、備蓄、加工は輸入米でいいだと思います。そうすると、作況指数が一〇〇を超えた場合はえさ用か工業用の米になつてしまつ。そうなると、米価は三十分の一に下落するのじゃないですか。そういう計算がいろいろマスコミ等でも報道されています。三十分の一ということは一俵千円から六百円。これで農業をやれますか。こういう動きをどう考えますか。

○政府委員(堤英隆君) 生産調整のねらいというのは、結局のところ、生産数量をコントロールして自主流通の価格その他を一定の価格水準に維持するということであらうと思うんです。そういう形で計画どおり生産調整をしましても、作況が一〇〇を超えることによりまして、作況が一〇三とか一〇八になればその分だけその年の分から見ると過剰になつてくるということです。が発生しました場合には従来は生産者団体は調整

保管ということをやつておりました。御案内とおりでございます。

調整保管も一つの有効な手段ではあります、市場隔離を一たんしますけれども、結局は主食用としてそのまま持ちますので、自主流通米の価格は下がるという方向にどうしても働くという面はありません。それから、一年間調整保管を持ちましても、結局、翌穀年度でまた自主流通米として売るということになりますから、その面においても価格の低下ということがあり得る。それから、全体の消費があえない限りは、こういうことを繰り返せば結局は翌年以降の生産調整目標面積を大きくせざるを得ない。

こういうようなことをいろいろ考えました際に、計画どおり生産調整をしても作況が豊作によって一〇〇を超えたという場合に、これを例えれば主食の世界から切り離してえさ用等に持つていくことによって、一〇五の五の分をえさ用等、主食の世界から外すことによりまして、一〇〇の世界の分は価格が下がらず予定どおり主食としてそのまま利用できるという面もあるわけでござります。

そういう意味では、稻作經營という観点から見て、今申し上げましたようなやり方、自主的な調整保育という形の方がいいのか、あるいは豊作部

分を主食の世界から外して全体として稻作農家の所得を確保するという方がいいのか、このあたりはこれから議論のあるところだと思います。

そういう意味で、そういう方達も含めて現在生産者団体におきましてもその可能性も含めての御議論がありますので、私どももそういう動きを注意深く見守つていきたいというふうに考えております。

○須藤美也子君 そうすると、今の答弁では、一〇〇を超えた分については、そのほかのえさ米とが工業用とか、そういうものに使われる、検討しているということは認めたわけですね。それがわかれ、今後またいろいろ要望を出していきたいというふうに思います。

続きました、麦も民間委託しよう、こういう動きが農政改革大綱にあります。

これは日清製粉会社の社長さんとお会いになつたんですか、農水省の代表の方が。

位置づけが出ておりますけれども、私どもといたしましても、今後、食品産業の方々と十分意見交換しながら、適切な食料政策の一翼を担つていただこうという趣旨で、主な食品産業の社長さんと大臣をトップといたしまして農林水産省の幹部との間で一般二時間ばかり懇談をいたした、そういうことがござります。その中に正田さんもおられました。

○須藤美也子君 週刊東洋経済に載つております。この中で、この社長さんは、内外価格差が今よりも二倍から一・二倍に下がる、こういうことを言つてゐるわけです。九千円から約五千数百円になるというわけです。今、食料自給率を向上させるために、需要の多い麦、大豆、菜種、これを増産しようとしているのじやないですか。そうじゃないのですか。

○政府委員(堤英隆君) 民間流通についてのお話がございましたので、御説明をさせていただきます。麦につきましては、現在、端的に言いまして、例えば九千円で買いまして二千五百円程度で売るという形にしております。米と違いまして大幅な逆ざやになつております。したがいまして、建前上は間接統制になつてゐるのですけれども、ほとんどの場合が政府として買い入れをせざるを得ないという状況になつております。そういうことでござりますので、生産者の方々も実需者の方々もそれぞれ相手の方々の要望というものが十分つかめない状況で、過去、昭和二十七年以来推移をしております。

そういう意味で、これから内麦の振興を図つて、実需者に喜ばれるいい麦をつくつた方につきましてはその努力に報いる道を開いていこうではないか。結果的には所得があふえるという道を何とか模索したいといふことです。

索したいということで、民間流通への議論をしているところでございます。

したがいまして、例えば民間流通になりました場合に二つ考えておりまして、一つは、民間流通する場合の取引価格につきましては、十年の秋に価格を決めておりますので、それをベースにしましてプラス・マイナス五%の幅の中で取引をしていただこうではないかということにいたしております。

これはとりもなおさず、実需者や消費者の方々に喜ばれるいい品質の麦をつくつた方につきましてはその分だけ取引価格が上がる可能性を開拓をされた農家の方に対する所得の拡大の道が開けるということでございます。

もちろん、それに加えまして、先ほど申し上げましたように、大幅な逆ざやになつておりますので、麦作經營安定資金をこれに加えるということによりまして別途農家の方々の所得を確保していく、こういう形で対応いたしているところでございます。

○須藤美也子君 農政改革大綱にはそういうふうに書いてあります。さらに、大豆、菜種の交付金制度の見直し、これも載つております。

こいつはふうにどんどん民間に移行していく、市場原理が導入されていく、このことによつて農家の経営が一層不安定なものになる。こういう状況の中で、後継者は育たない、農業經營も安定しない。だから、離農が北海道で一番ふえているのでしょう。

こういう状況の中で、私は価格をきちんと安定させる、このことが必要だと思います。労働者たつて最低賃金制度が保障されています。農民にも価格の最低の保障、何をつくっても採算がとれないというのではなくて、今、米は下支えがなくなりましたが、価格保証制度を確立していく、こういうことが私は日本農業の再建にとって最も重要な問題である、こういうふうに思います。そして、生産者の生産意欲を起させていく、こういう点で、今回の担当手、さらには離農をやめさせていくた

めにも、そういう農家経営安定のための施策をやるべきだ、こういふことを強く要望したいわけです。

次に、私は農業法人の問題について質問をいたします。

二十二条に「農業経営の法人化を推進するため必要な施策を講ずるものとする。」と、こういうふうにうたっています。農業経営の法人化は現在まで幾つかあると思いますが、農業法人の経営の状況についてお尋ねをいたします。

七年度、八年度、九年度、この三年間で農業法人の営業利益はどういうふうになっていますか。

○政府委員(渡辺好明君) 稲作主体の農業組織經營体、稻作が第一位の農業經營体でございますけれども、これの経営収支状況を農林水産省が実施しております農業組織經營体経営調査で見ますと、税引き前当期利益は平成七年が二十四万円、平成八年が二百六十五万円、平成九年が八十三万円でございます。

また、損益計算書上では費用に含まれている法人構員に支払われた労務費、借入地代、負債利子等を除外して個別の農家経営と比較が可能な状態に収支を持つてまいりますと、農業所得は平成七年で一千七百六十八万円、平成八年で一千九百五十二万円、平成九年で一千三百七十七万円という実態にございます。

○須藤美也子君 稲作主体の法人經營体の営業利益、これは農水省からいただいた資料で、それを見ますと、七年は二百七十八万円の赤字、八年は二百十九万円の赤字、九年は四百八十九万円の赤字になっています。これでいいですか。

○政府委員(渡辺好明君) 私が先ほどの答弁で税引き前当期利益といふふうに申し上げましたのは、稻作主体の組織經營体ですと現在の状況では当然のことながら転作、生産調整に参加をいたしておりますので、営業利益ということになりますといわゆる転作奨励金等の事業外収益が含まれません。そうなりますと先生が今おっしゃったような数字になりますけれども、営業利益に転作奨励

金等の事業外収益を含めた法人全体として利益を見るのが適当だらうと思いまして、先ほどの税引き前当期利益を申し上げた次第でございます。

○須藤美也子君 私は営業利益について今質問を

しているんです。いたいた資料では、これは問つた質問されたと思います。事業要件の見直しも違ひなく赤字です。こういう状況の中で仮に農業生産法人の株式会社が生まれた場合、一体どうなるのか。

この委員会でも株式会社導入の問題について幾つか質問されたと思います。事業要件の見直しもやる、農業と関連事業が主であればいいというもとでは、利潤を上げなければならぬ株式会社がより効率的な部門に傾斜していく。不採算部門の農地利用型部門の合理化が危惧されるというふうに思います。土地利用型農業から手取り早い事業に傾斜していくのではないか。つまり、農業者内部から生産法人の変質、農地の荒廃につながる危険が大きくなるのではないか、こういう懸念をしています。土地利用型農業から手取り早い事業に傾斜していくのではないか。つまり、農業者内部から生産法人の変質、農地の荒廃につながる危険が大きくなるのではないか、こういう懸念をしています。

○政府委員(渡辺好明君) 二点申し上げたいわけ

であります。内部から生産法人の変質、農地の荒廃につながる危険が大きくなるのではないか、こういう懸念をしています。土地利用型農業から手取り早い事業に傾斜していくのではないか。つまり、農業者内部から生産法人の変質、農地の荒廃につながる危険が大きくなるのではないか、こういう懸念をしています。土地利用型農業から手取り早い事業に傾斜していくのではないか。つまり、農業者内部から生産法人の変質、農地の荒廃につながる危険が大きくなるのではないか、こういう懸念をしています。

私は、株式会社は農業参入にそぐわない、こういうふうに思いますが、いかがですか。

○政府委員(渡辺好明君) 私も検討に参加をいたしました。議事の一過程でそういう御議論がござつたことも事実でございます。ただ、そのとおりまして、議事の一過程でそういう御議論があつたことも事実でございます。ただ、そのところには、いかなる株式会社というものを農業生産においてイメージするかということが必ずしもきちんと固まっておりませんでした。また、株式会社が、商法上の措置だけによってそういうたたきには、いかなる株式会社というものを農業生産においてイメージするかということが必ずしもこれ以外にも構員要件であるとか役員要件であるとか、そういうものもあることとあわせて措置をとるのかということもその当時においては明らかでなかつたわけでございます。

いろいろ議論はございましたけれども、議論のプロセスを経まして、私どもの調査会の最終答申におきましては、株式会社一般は認めないという大原則、そして担い手の經營形態の選択肢の拡大を図る観点から地域に根差した農業者の共同体である農業生産法人の一形態としての株式会社に限り認める、その上で各種の懸念払拭措置について十分な検討を行つて成案を得るということにさせていただいたわけでございます。

○須藤美也子君 株式会社は株式の譲渡が常識であります。株式の譲渡あるいは転用、こういう場合はだれがチェックするんですか。

○政府委員(渡辺好明君) まず、株式の問題でありますけれども、今、先生が株式は自由流通するという御指摘でございましたけれども、商法の改正によりまして、株式の譲渡についてはその譲渡は実質的には何の役目も果たさない。取締役会の承認が必要な会社であつたが、実質的には大会社に株式は実質上売買されてしまい、しようがないので取締役会で認めようかという話になつた。商法改正があつたからといって、農業生産法人の要件を全くことになる危険にさらされなくなつたと思うのは全くの錯覚だと。第六回農業部会では、百害あって一利なしと、こういうふうに渡辺文雄氏は言つておられるわけです。

私は、株式会社は農業参入にそぐわない、こういうふうに思いますが、いかがですか。

○政府委員(渡辺好明君) 私も検討に参加をいたしました。議事の一過程でそういう御議論がござつたことも事実でございます。ただ、そのところには、いかなる株式会社というものを農業生産においてイメージするかということが必ずしもこれ以外にも構員要件であるとか役員要件であるとか、そういうものもあることとあわせて措置をとるのかということもその当時においては明らかでなかつたわけでございます。

私は、株式会社は農業参入にそぐわない、こういうふうに思いますが、いかがですか。

○須藤美也子君 渡辺文雄さんは、商法二百四条は当てにならない、余り規制にならないということを調査会の中で言つておられます。さらに、例えば転用をチェックする農業委員会の存在、これは今、地方分権でどうなつてますか。現在の農地面積よりも三倍にふやす、あるいは農地主事を義務的に置くということにならない、こういう状況の中では、転用の場合厳しく県がチェックするといふふうにはなつていません。なつていると思いませんか。

○政府委員(渡辺好明君) このことにつきましても二つ申し上げたいと存じます。

基本問題調査会の委員からそういう指摘があつたことは事実でございます。しかし、私どもは、これはやはり法律の専門家によってこの部分をき

ちんと詰めていただくということでございますので、法制に通曉した方々に検討をお願いしているところでございます。我々の法務省等とのお話し合いの中では、それは当然できる、日本のいわゆる株式会社の大多数が譲渡制限を有効に使っているという状況もございます。

それから、農業委員会について、地方分権とのかかわりで、必置義務やエリアの拡大ということの御指摘がございました。今、五項目、懸念払拭措置の対象ということを申し上げましたけれども、農業委員会はもちろん主役であります。が、農業委員会だけではなく、市町村や農協や農業者の方々も入った地域の協議会というふうなものを設置いたしまして、地域全体として、株式会社形態をとった農業生産法人が果たして地域に根差した活動ができるかどうか、農地を有効に利用しているかどうかということを確認したい、指導したいということでございます。

○須藤美也子君 地域地域と言いますけれども、農村の集落というのは皆共同でやっています。協業でやっています。ここに株式会社が参入してもなじまない。これは一番よく農水省さんがわかっていると思うんです。それをあえてやる。しかも、このように農業が縮小しているのに、株式会社が参入しても何のメリットもないのに、なぜ株式会社の参入が今議題になっているのか、ここが私は大きな問題だと思うんです。第六回農業部会のとき、農業団体は全部株式会社参入に反対しています。賛成したのは経団連だけであります。これはおかしいじゃありませんか。

経団連はこう言つております。株式会社が農業に参入する、経団連はもう五十四年からそういう方向を打ち出しています。経団連や同友会の農業に対するいろいろな提言を読みますと、ずっと一貫しております。

日経連の永野前会長はこういうことを言つています。日本の狭い土地を農業保護という名のもとに効率的に使つてるのはけしからぬ。農地法を廃止して、余った農地を大企業が自由に使える

ようになりますが、そんなに要らない、百万ヘクタールあります。そこまで言っています。しかも、農業は自然につぶれるからほうっておけばいいと言ふ人もある、農地法改正こそ内需拡大の突破口だからではないということを声を大きくしておっしゃつて、東洋経済の中でこう述べているんです。しかも、農業部会提出の資料を見て思ひざるを得ないんです。しかも、この基本法案の中には株式会社の参入はなくて、むしろ経団連や財界の要望が強かつたからではないか、こういうふうに私は第六回農業

部会提出の資料を見て思ひざるを得ないんです。しかも、この基本法案の中には株式会社の参入は出ておりません。これは農業経営の法人化を一層推進していく中で、この夏までに、もう夏になりましめたけれども、この夏までに懸念する部分を払拭する、こういうことで今検討されている。しかし、その中でも、会長代理の渡辺文雄さんは、そういうのは百害あって一利なし、こういうことをまことに言つておられます。

今どういう状況になつてあるかは結論が出た時点でも質問させていただきたいと思いますが、そういう点では、株式会社参入の問題といふのは、株式会社が農地を購入して、しかも採算がとれないと、そうなつた場合に大規模な農地の荒廃につながるのではないか、これが皆さん最も心配していることなんです。この点について、大臣、きつぱりと答弁していただきたいんです。

○政府委員(渡辺好明君) 先ほど来の御意見、御指摘につきまして、ちょっと一点だけは明確に説明をさせていただきたいんですが、法人化と並んで、何となく農業生産法人が地域農業の和を乱す、というふうに、ちょっと私のが誤解をしているのかかもしれませんけれども、農業生産法人、実際に現地で経営をされている方々は、ほとんどと並んで、何となく農業生産法人が地域農業の和を乱す、といふことが大前提になつて、いろいろな意見があつたと、そういうことを私自身の体験としてこの場でお話ををしておかなければならぬと思っております。

雑誌を引用いろいろなことを先生が今お話しになりましたけれども、とにかくいろんな御意見を最終的には全会一致という形で木村尚三郎

れども、そのときにも明確にこの会長は、地域のために私たちができる、地域と離れて法人はあり得ないということを声を大きくしておっしゃつておられました。

それから、二点目の経済界の指摘についてでございますが、これもはつきり申し上げておきたいんですけれども、私どもは規制の緩和とか撤廃という観点からこの株式会社形態の導入について検討したのではございません。あくまでも農業サイドから、農業者にとってどういうメリットがあるか、メリットと一緒に出てくる懸念についてどういうふうにそれを防止できるか、懸念が防止できればメリットの方が大きく出るわけでございますので、例えば雇用の問題、資金調達の問題、販路の問題、非常にいい点も持つておられるわけでございまして、欠点をなくしメリットを生かすと、いう観点からこの問題を検討させていただいております。

○国務大臣(中川昭一君) まず、幾つか先生御指摘の中で正確を期しておきたいのは、三十二回ですかにわたる基本問題調査会の議論、だれが何を言つたかということについては別にいたさなければならぬと思います。ただ、そういうような発言を、個々にだれとは言わずに発言があつたといふことは公開を後ほどしておるわけあります。

中間報告の段階で、四点でしたか両論併記的な形の中間報告がありました。その後、私も何回か調査会に参加をさせていただきましたが、本当に自由な御意見が飛び交い、そしてその基本は日本農業はいかにあるべきかという、日本の農業、農村あるいは食料というものを真剣に考えた議論がなされたと、そういうことを私自身の体験としてこの場でお話ををしておかなければならぬと思っております。

○須藤美也子君 私も調査会の農業部会議事録と

会長のもとでまとめられたものが基本問題調査会の答申でございます。

構造改善局長からいろいろな理由を説明しながら、極めて限定的かつ地域との整合性といいましょうか協調というものを前提にしながら、そして担当手、地域というものの農業形態の発展の形態として法人化を推進する。法人化という言葉が出でないじやないかという御指摘がありましたが、基本法の中にも株式会社という言葉は一つも出ていないわけでございます。二十二条でも「農業経営の法人化を推進する」、その前提としては、先ほど局長から申し述べたところでございまして、これは前回の当委員会におきまして、株式会社はそういうことによつてより効率的、あるいはまた雇用や休暇の面で非常にメリットがあるのではないかという当委員会の先生からの御指摘もあつたことは先生も御記憶かと思います。そういう意味で、極めて限定的かつ地域あるいは農地をきちっとした形で守り発展をさせていくということがやつていくわけであります。

先生の御指摘の中で一点だけ共通するのは、効率的という言葉を先生はお使いになりました。私どもも、農業をどうやってよりよいものに位置づけていくかという観点から、家族経営も含めいろいろな農業形態をどうやってよくしていったらいいかというふうに、一つの観点からも考えていくことが必要なのではないか、このことも大事なポイントであろうというふうに考えております。

いずれにいたしましても、現在、検討会で検討を進めておるところであります。先生の御懸念のないような形での株式会社という一形態をやつしていくことを目指していきたいと考えております。

そこは時間の関係上割愛した部分もありますけれども、いずれにしても、農業生産法人といえども株式会社化することは農地の荒廃、農業生産の縮小につながるおそれが大きい、耕作主義が失われる危険性が非常に高い、わざわざそのような道に踏み込むべきではない、検討を中止すべきだ、私はこういうふうに最後に強く要望しておきたいと思います。

そこで、残された時間、法人化の推進と同時に家族農業の強化についても触れられておりますので、家族農業について質問いたします。

先ほど認定農家について質問いたしました。今現在、認定農家は十四万、目標は三十万だと思いますけれども、経営体を抜いて。そうすると、あとの自給農家も含めて三百万人の農家は一体どうなるんですか。

○政府委員(高木賀君) 残りといいますか、その方々は、もう認定農業者を超えたレベルの農家がますいちらっしゃいます。その対極には自給的な農家あるいは生きがいを持つ農業を行っている農家、高齢の方が多いかと思います。それから、兼業収入への依存度が大きくて農業はそれほど依存度が少ない農家という方々がおられるかと思います。

こういう方々の問題につきましては、地域農業

まなものがありますが、集落単位で集落の農家が参加しまして、その中で主たる担い手の人があり、ダーチになりまして、ルールを決めて運営をしていく。そして、さらに発展をしますと、ただいま議論がありましたら、地域ぐるみで法人経営になるという形が最近目立つてあります。何も法人経営というものは落下傘的に敵視すべきものではないということを渡辺局長から申し上げております。これまで、地域ぐるみの法人経営というのはまさにその一つの典型例だううと思います。そういう中で法人の構成員として位置づけられていく、あるいは法人まで行かなくても、先ほどの調査でもありました、そこまで行かない組織経営を描いております。

いずれにしても、今一般的なことを申し上げましたら、具体的にどういう施策、対策を講ずるかという政策目的に照らしてそれぞれの農家も位置づけられるべきものだと思います。例えば、生産調整でやりますれば、これは皆さんやつていただきなくちやいけませんから、当然、生産調整に参加する農家は奨励金の対象となるとか、そういうことが想定されるわけでございます。

○須藤美也子君 私はそういうことを聞いている

の振興ということを考えた場合には、機関車の役割を果たすよう主として農業で生きていこうという方がどうしても必要でございます。今そういう方々が認定農業者の中の主流を占めているというふうに思いますけれども、そういう方はまた同時に地域の中で生きているわけでありますから、独立して無関係に生きるというわけにもいきません。

地域内におられる農業の方々と補助労働力の提供なり地域資源の維持管理といった面でいろいろ役割分担をしながら総合的な地域農業の発展ということを目指すという形が想定されます。具体的に言いますと、今行われておりますのは集落営農、これは具体的な運営の仕方にはさまざ

そこで、「農業と経済」の三月号で高木官房長

と同じ名前のかつての高木食糧庁長官、この方が

いく。

こういうことを言っております。米価が仮に一万円に下がつたら兼業農家はやっていけない、しかし大規模農家も同じように苦しくなるから大規模農家は育成しよう、座談会でこういうような兼業農家には大変失礼なことを言つていると私は思いました。このことに対する意見を聞こうと思つたんですけれども、時間がありません。兼業農家を離農させる、つまり離農を促進させる、こ

ういう内容のことを言つていているのではないか、こういうふうに私は考えざるを得ないんです。意見があれば後でお伺いいたします。

そこで、この家族農業の問題で私はいつも取り上げるんですけれども、世界食料サミットの家族農業者サミットに私も出席しました。全中の原田会長がFAOの大会で家族農業者サミットの報告をいたしました。各國政府、サミットの宣言を実行していく上で、家族農業者及び小規模生産者を優先するよう強く要求する、いかなる食料安全保険政策も文字どおり持続可能なものであるためには家族農業者による農業の保護を中心に位置づけなければならぬ、こういうふうにNGOフォーラムの家族農業者サミットでの宣言を高らかに報告をしました。

この立場に立つて、私は、家族農業を守っていく、家族農業を本気になって育成していく、今こそそれが大事だと思うんですが、この全中の原田さんの発言も含めて、大臣からその考え方をお聞きしたい。もし高木事務次官のそれに何か言うことがありますけれども、私が言いたいのは家族農業の育成の問題です。

○政府委員(堤英隆君) 大臣の家族農業に対しまずお答えの前に、「農業と経済」につきましての御指摘がございましたので、これにつきまして私の方から真意を御説明させていただきます。

御案内のように、これは三者によります鼎談と

なっておりますので、当時の高木長官の発言の前

の文章をお読みいただきたいと思うのですが、そ

の中に非常に明確に書いてあります。

これは生産者団体の関係者の方が、初めて全国共補償を導入するということの前でございました

ので、非常に不安なお気持ちになつておられまし

て、こういうふうに発言されております。その共

補償や転作につきまして、加入率が低くて生産調

整の実施率も十分でなかつたような場合には価格

が一方的に下がり続ける。一方的に価格が下がり

続けなければまた生産調整の目標をさらに拡大し

ていかなきやならないということから、そういう

ものが繰り返し繰り返し行われますと、はじめて

生産調整に協力してきた人に過重な負担がかかる

ことになるのではないかという懸念を表明されま

した。

それを受けて当時の食糧庁長官が、仮定の議論

といたしまして、価格が下がり続けるような事態

が生じた場合におきましても、例えば、

で、専業農家に比べて兼業農家の方の中にはコストを余り考えなくていい方もおられるわけである

ことになるのではないかという懸念を表明されま

した。

それで、私は、家族農業を守つて、私は、家族農業を本気になつて育成していく、今こそそれが大事だと思うんですが、この全中の原田さん

の発言も含めて、大臣からその考え方をお聞き

したい。もし高木事務次官のそれに何か言うこと

があればつけ足しても結構ですけれども、私が言

いたいのは家族農業の育成の問題です。

○政府委員(堤英隆君) 大臣の家族農業に対しま

すお答えの前に、「農業と経済」につきましての

御指摘がございましたので、これにつきまして私

の方から真意を御説明させていただきます。

御案内のように、これは三者によります鼎談と

なっておりますので、当時の高木長官の発言の前

の文章をお読みいただきたいと思うのですが、そ

ういうふうに思います。

○国務大臣(中川昭一君) 我が国の農業は家族経営が主体であるということは大前提であると認識をしております。また、認定農家と家族経営とは全く別物であるというようなトーンでのお話をございましたけれども、認定農家のほとんど大半は家族経営でございます。そして、もちろん規模が大きい小さい、いろいろありますけれども、少な

くともなりわいとして農業をやっている方は、その土地を愛し、そして丹精込めて米なり農産物をつくつておられる、自信と誇りをお持ちになつていらっしゃると私は思つておるわけでございます。

そういう意味で、小規模であるから土地が荒れてしまうとか、あるいはまた家族経営の発展段階、扱い手の発展段階としての株式会社がもうからなくなつたら行つちやうとか、そういうことは最初から決めつけることはできないと思います。我が国の伝統的な、また今後もきちっと守つていかなればいけない農業、そしてその中心をなす家族経営については、これからも農家としての誇り、農地に対する、あるいはつくつておる農作物に対する愛情というものはやはり非常に強いものがあり、そしてその気持ちを大切にし、また経営をさらによくするためにいろいろな施策を講じていかなければならぬということで、この基本法を初めとするいろいろな御審議をお願いしておるところでございます。

○須藤美也子君 終わります。

○谷本義君 前回の私の質問は国内生産増大問題を中心にして伺いましたので、本日は農村政策などを中心にしながら伺いたいと存じます。

その前に、遺伝子組みかえ作物問題について若干伺いたいと存じます。去年の八月、イギリスのバズタイ教授がラットを使っての遺伝子組みかえ作物給餌実験の結果を発表されて以来、言うならばイギリスは驟然とした状況になつたといふ話を伺つております。多くの団体がボイコット運動に乗り出す、そしてことしの四月にはネッスル英國を始めとして巨大な商社が遺伝子組みかえ農産物拒否声明をする、続いてスターなどもこれに同調していくといったような状況等々が生まれてまいりました。六月二十九日にはEUが環境相理事会で、この種の作物の販売許可は二〇〇二年まで事実上の凍結を意味する決定を行つております。

アメリカ側の生産状況、例えば大豆でいいます

と、去年は四〇%と伺つておりますが、こ

とは何と遺伝子組みかえ作物が五〇%を超える

だらうといったような話も伺つておるところであ

ります。そうしますと、日本は世界最大のアメリ

カの遺伝子組みかえ農産物のはけ場というような

状況になつていくのではないかと思うのですが、そ

の点、政府はどうお考えになつておるでしょうか。

○政府委員(三輪審太郎君) 組みかえ農産物の貿易に関しましては、科学的に安全性が確保される

ということが前提であると考えております。この

面で、我が国は健康安全については厚生省、環境

省、農林水産省では、環境に対する安全性につきま

して、これまでのOECD等における議論を踏まえまして、科学的な見方に基づき慎重に審査をし

ております。また、最近報告されたように、Bt遺伝子組みかえ植物に由来する花粉についての新

しい科学的報告が出ておりますが、この報告を踏まえまして、これらの組みかえ植物の国内栽培を想定した安全性評価基準の検討に着手するなど、

対応には万全を期しているところであります。

今後とも、その安全性に問題のある組みかえ作物が栽培あるいは輸入されることがないよう適切に対処してまいる方針であります。

○谷本義君 私は安全だと不安全なんというよ

うなことは聞いていないんです。はけ場になるん

だということを聞いているんです。簡潔に答えてください。

われておる状況であるからであります。日本政府がこれまでコードックス委員会などでとつてきた

ような態度をとり続けて、日本とEUの対立的な

状況などが出てきたら、これはもう次期交渉はア

メリカの思うつぼということになる可能性が強い

ですよ。私が心配するのはそこなんです。

政府の次期農業交渉に関する文書を見てみます

と、そこに述べられていることは、遺伝子組みかえ食料の取り扱い等新たな課題については

確認しております。

農林水産省では、環境に対する安全性につきま

して、これまでのOECD等における議論を踏まえまして、科学的な見方に基づき慎重に審査をし

ております。また、最近報告されたように、Bt遺伝子組みかえ植物に由来する花粉についての新

しい科学的報告が出ておりますが、この報告を踏まえまして、これらの組みかえ植物の国内栽培を想定した安全性評価基準の検討に着手するなど、

対応には万全を期しているところであります。

今後とも、その安全性に問題のある組みかえ作物が栽培あるいは輸入されることがないよう適切に対処してまいる方針であります。

○谷本義君 私は安全だと不安全なんというよ

うなことは聞いていないんです。はけ場になるん

だということを聞いているんです。簡潔に答えてください。

が行われるように対応してまいりたいと思つております。

○谷本義君 最後に三つの点を挙げられた。そこのところに對応していくのかなというようなお

話でございましたが、時間もありませんから先へ進ませていただきたいと存じます。

それで、この問題について最後に大臣に見解を承りたいと思うんです。これは遺伝子組みかえであります。それは遺伝子組みかえ農産物の貿易に関しましては、科学的に安全性が確保される

ということが前提であると考えております。この

面で、我が国は健康安全については厚生省、環境

省、農林水産省では、環境に対する安全性につきま

して、これまでのOECD等における議論を踏まえまして、科学的な見方に基づき慎重に審査をし

ております。また、最近報告されたように、Bt遺伝子組みかえ植物に由来する花粉についての新

しい科学的報告が出ておりますが、この報告を踏まえまして、これらの組みかえ植物の国内栽培を想定した安全性評価基準の検討に着手するなど、

対応には万全を期しているところであります。

今後とも、その安全性に問題のある組みかえ作物が栽培あるいは輸入されることがないよう適切に対処してまいる方針であります。

○谷本義君 私は安全だと不安全なんというよ

うなことは聞いていないんです。はけ場になるん

だということを聞いているんです。簡潔に答えてください。

が行われるように対応してまいりたいと思つてお

ります。

○谷本義君 最後に三つの点を挙げられた。そ

のところに對応していくのかなというようなお

話でございましたが、時間もありませんから先へ

進ませていただきたいと存じます。

それで、この問題について最後に大臣に見解を

承りたいと思うんです。これは遺伝子組みかえで

あります。それは遺伝子組みかえ農産物の貿易

に関しましては、科学的に安全性が確保される

ということが前提であると考えております。この

面で、我が国は健康安全については厚生省、環境

省、農林水産省では、環境に対する安全性につきま

して、これまでのOECD等における議論を踏まえまして、科学的な見方に基づき慎重に審査をし

ております。また、最近報告されたように、Bt遺伝子組みかえ植物に由来する花粉についての新

しい科学的報告が出ておりますが、この報告を踏まえまして、これらの組みかえ植物の国内栽培を想定した安全性評価基準の検討に着手するなど、

が行われるように対応してまいりたいと思つてお

ります。

○谷本義君 最後に三つの点を挙げられた。そ

のところに對応していくのかなというようなお

話でございましたが、時間もありませんから先へ

進ませていただきたいと存じます。

それで、この問題について最後に大臣に見解を

承りたいと思うんです。これは遺伝子組みかえで

あります。それは遺伝子組みかえ農産物の貿易

に関しましては、科学的に安全性が確保される

ということが前提であると考えております。この

面で、我が国は健康安全については厚生省、環境

省、農林水産省では、環境に対する安全性につきま

して、これまでのOECD等における議論を踏まえまして、科学的な見方に基づき慎重に審査をし

ております。また、最近報告されたように、Bt遺伝子組みかえ植物に由来する花粉についての新

しい科学的報告が出ておりますが、この報告を踏まえまして、これらの組みかえ植物の国内栽培を想定した安全性評価基準の検討に着手するなど、

が行われるように対応してまいりたいと思つてお

ります。

○谷本義君 最後に三つの点を挙げられた。そ

のところに對応していくのかなというようなお

話でございましたが、時間もありませんから先へ

進ませていただきたいと存じます。

それで、この問題について最後に大臣に見解を

承りたいと思うんです。これは遺伝子組みかえで

あります。それは遺伝子組みかえ農産物の貿易

に関しましては、科学的に安全性が確保される

ということが前提であると考えております。この

面で、我が国は健康安全については厚生省、環境

省、農林水産省では、環境に対する安全性につきま

して、これまでのOECD等における議論を踏まえまして、科学的な見方に基づき慎重に審査をし

ております。また、最近報告されたように、Bt遺伝子組みかえ植物に由来する花粉についての新

しい科学的報告が出ておりますが、この報告を踏まえまして、これらの組みかえ植物の国内栽培を想定した安全性評価基準の検討に着手するなど、

が行われるように対応してまいりたいと思つてお

ります。

○谷本義君 最後に三つの点を挙げられた。そ

のところに對応していくのかなというようなお

話でございましたが、時間もありませんから先へ

進ませていただきたいと存じます。

それで、この問題について最後に大臣に見解を

承りたいと思うんです。これは遺伝子組みかえで

あります。それは遺伝子組みかえ農産物の貿易

に関しましては、科学的に安全性が確保される

ということが前提であると考えております。この

面で、我が国は健康安全については厚生省、環境

省、農林水産省では、環境に対する安全性につきま

して、これまでのOECD等における議論を踏まえまして、科学的な見方に基づき慎重に審査をし

ております。また、最近報告されたように、Bt遺伝子組みかえ植物に由来する花粉についての新

しい科学的報告が出ておりますが、この報告を踏まえまして、これらの組みかえ植物の国内栽培を想定した安全性評価基準の検討に着手するなど、

が行われるように対応してまいりたいと思つてお

ります。

○谷本義君 最後に三つの点を挙げられた。そ

のところに對応していくのかなというようなお

話でございましたが、時間もありませんから先へ

進ませていただきたいと存じます。

それで、この問題について最後に大臣に見解を

承りたいと思うんです。これは遺伝子組みかえで

あります。それは遺伝子組みかえ農産物の貿易

に関しましては、科学的に安全性が確保される

ということが前提であると考えております。この

面で、我が国は健康安全については厚生省、環境

省、農林水産省では、環境に対する安全性につきま

して、これまでのOECD等における議論を踏まえまして、科学的な見方に基づき慎重に審査をし

ております。また、最近報告されたように、Bt遺伝子組みかえ植物に由来する花粉についての新

しい科学的報告が出ておりますが、この報告を踏まえまして、これらの組みかえ植物の国内栽培を想定した安全性評価基準の検討に着手するなど、

が行われるように対応してまいりたいと思つてお

ります。

○谷本義君 最後に三つの点を挙げられた。そ

のところに對応していくのかなというようなお

話でございましたが、時間もありませんから先へ

進ませていただきたいと存じます。

それで、この問題について最後に大臣に見解を

承りたいと思うんです。これは遺伝子組みかえで

あります。それは遺伝子組みかえ農産物の貿易

に関しましては、科学的に安全性が確保される

ということが前提であると考えております。この

面で、我が国は健康安全については厚生省、環境

省、農林水産省では、環境に対する安全性につきま

して、これまでのOECD等における議論を踏まえまして、科学的な見方に基づき慎重に審査をし

ております。また、最近報告されたように、Bt遺伝子組みかえ植物に由来する花粉についての新

しい科学的報告が出ておりますが、この報告を踏まえまして、これらの組みかえ植物の国内栽培を想定した安全性評価基準の検討に着手するなど、

が行われるように対応してまいりたいと思つてお

ります。

○谷本義君 最後に三つの点を挙げられた。そ

のところに對応していくのかなというようなお

話でございましたが、時間もありませんから先へ

進ませていただきたいと存じます。

それで、この問題について最後に大臣に見解を

承りたいと思うんです。これは遺伝子組みかえで

あります。それは遺伝子組みかえ農産物の貿易

に関しましては、科学的に安全性が確保される

ということが前提であると考えております。この

面で、我が国は健康安全については厚生省、環境

省、農林水産省では、環境に対する安全性につきま

して、これまでのOECD等における議論を踏まえまして、科学的な見方に基づき慎重に審査をし

ております。また、最近報告されたように、Bt遺伝子組みかえ植物に由来する花粉についての新

しい科学的報告が出ておりますが、この報告を踏まえまして、これらの組みかえ植物の国内栽培を想定した安全性評価基準の検討に着手するなど、

が行われるように対応してまいりたいと思つてお

ります。

○谷本義君 最後に三つの点を挙げられた。そ

のところに對応していくのかなというようなお

話でございましたが、時間もありませんから先へ

進ませていただきたいと存じます。

それで、この問題について最後に大臣に見解を

承りたいと思うんです。これは遺伝子組みかえで

あります。それは遺伝子組みかえ農産物の貿易

に関しましては、科学的に安全性が確保される

ということが前提であると考えております。この

面で、我が国は健康安全については厚生省、環境

省、農林水産省では、環境に対する安全性につきま

して、これまでのOECD等における議論を踏まえまして、科学的な見方に基づき慎重に審査をし

ております。また、最近報告されたように、Bt遺伝子組みかえ植物に由来する花粉についての新

しい科学的報告が出ておりますが、この報告を踏まえまして、これらの組みかえ植物の国内栽培を想定した安全性評価基準の検討に着手するなど、

が行われるように対応してまいりたいと思つてお

ります。

○谷本義君 最後に三つの点を挙げられた。そ

のところに對応していくのかなというようなお

話でございましたが、時間もありませんから先へ

進ませていただきたいと存じます。

それで、この問題について最後に大臣に見解を

承りたいと思うんです。これは遺伝子組みかえで

あります。それは遺伝子組みかえ農産物の貿易

に関しましては、科学的に安全性が確保される

ということが前提であると考えております。この

面で、我が国は健康安全については厚生省、環境

省、農林水産省では、環境に対する安全性につきま

して、これまでのOECD等における議論を踏まえまして、科学的な見方に基づき慎重に審査をし

ております。また、最近報告されたように、Bt遺伝子組みかえ植物に由来する花粉についての新

しい科学的報告が出ておりますが、この報告を踏まえまして、これらの組みかえ植物の国内栽培を想定した安全性評価基準の検討に着手するなど、

が行われるように対応してまいりたいと思つてお

ります。

○谷本義君 最後に三つの点を挙げられた。そ

のところに對応していくのかなというようなお

話でございましたが、時間もありませんから先へ

進ませていただきたいと存じます。

それで、この問題について最後に大臣に見解を

承りたいと思うんです。これは遺伝子組みかえで

あります。それは遺伝子組みかえ農産物の貿易

に関しましては、科学的に安全性が確保される</

かえ問題についてはアメリカがフランスの閣僚級との間で話し合いをしたいといったような動き等々が出ておるわけでありますから、当然これは話題として出てくるであろうというふうに思われます。どんな考え方で対処していかれるか、その辺のお考えがありましたら一緒に乗りたい。

以上であります。

○國務大臣(中川昭一君) まず、GMO食品とホルモン牛肉の問題は、我が国にとって議論そのものが参考になるといいましょうか、我が国がこれからどういうやり方をしていくかという意味で非常に注目をしておるところであります。

まず、安全性というものが大前提にあることは言うまでもないわけでございます。また、先生の二つの御質問の方に飛んでしまいますけれども、消費者に対する表示の問題というのも、消費者の立場あるいはまた我々の一つのこれから農政のあるべき姿としても、この基本法の中にもありますように非常に大事な視点だろうと考えております。

一方、アメリカとEUのいろいろのやりとりを見ておりますと、やはりアメリカの広い意味での国家戦略みたいなものも私自身感じざるを得ないわけでございますし、またEUにはEUの輸入国側としての戦略みたいなものもあるというふうに考えております。

そういう意味で、このGMOあるいはホルモン戦争につきまして我が国としてどういう立場をとるかということにつきましては、まず専門家による安全性の確認というものを徹底的に追求しないければならないということで、先ほどから技術会議局長が答弁をさせていただいておるところでございます。また、表示の問題につきましては、これは何回も答弁しておりますところでございますが、検討会での議論、パブリックコメント、そしてもうそろそろ検討会自身が結論をお出しいただく時期に来ているというふうに考えております。最終的には、検討会の結論を参考にしながら、農林省として、あるいは私自身がどういう結論にし

ていくかということについて判断をしなければいけない時期だと思いますが、今の時点では、間もなくその取りまとめが出るということをございますので、表示につきましての私の考え方は、大変申しわけございませんけれども、検討会の取りまとめて最終的な判断を先生あるいは当委員会にお示ししたいと思います。

なお、五ヵ国農相会議は、率直に申し上げてEUを別にした三ヵ国はいわゆる食料純輸出国でございます。アメリカ、カナダ等はGMOあるいはホルモンに対して非常に輸出に積極的というか輸出国でございまして、そういう意味で純輸入国は我が国だけございまして、EUは輸出と輸入と両方あるということで、交渉自体輸出国との激しい議論になつていくのではないか。それに対して、WTOあるいはまたAPEC等の議論の一つの前哨戦的な意味もあるわけでございます。このGMOの問題につきましても、その表示の時期とのかわりもありますけれども、我が国の立場というものをきちつと表明していく。

今段階で申し上げられるのは、安全性と輸入国との立場というものが大前提であるということを基にして会談に臨みたいと考えております。

○谷本義君 安全性と輸入国としての立場が大前提になるという、最後の締めくくりの話がそういうことでありますので、大体の見当がつきました。ありがとうございました。

次に、農村政策について、まず最初に大臣に伺いたいのであります。

新法案は農業だけじゃなくて食料もくつけました。農村もくつけました。これは私は大変いいたいのであります。

そこで、法第五条を見てみますと、農業の持続的発展の基盤たる役割として農産物の供給、多面的機能が發揮されるよう条件整備がされなければなりません、こう言っているんですね。どうもこれは役割規定であつて、農村政策に関する基本理念とは少々次元が違うのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○國務大臣(中川昭一君) 四つの理念ということをございますが、私自身も何回か答弁申し上げておきましたけれども、我が国は農業をやる、それからHITAN組もふえてきた。このところは、言うならば急増的状況ですね。ですから、そういう意味で見てみると、どうやら農村社会というものは日本国社会の安定化において一番ポイントとなるのは二条と三条であります。

国民に安定的な食料を供給すること、あるいは農業・農村の果たす多面的な役割、これが消費者あるいは生産者にとって決定的大事なことであるという二つの理念、その二つの理念を実現するといいましょうか、より確固たるものにするため農村の振興という理念が四つ並んでおるわけござります。その農村の振興なり農業の持続的発展ということは、まさに先生がおっしゃるよう、ある意味では二条、三条と同列と言つていいかどうか、私自身もはつきり同列だと申し上げられな、若干性格の違うものを理念として四つ並べておるわけでござります。つまり、二条、三条の理念を全うするためにはどうしても四条、五条が必要だというふうな位置づけとして私は理解をしております。

○谷本義君 食料供給と多面的機能の発揮、そこを軸とした理念というお話をありますけれども、私はそれだけじゃないと思うんです。

例えば、現行基本法がつくられるときに盛んに強調されたものは、農村というものは民族の苗代だということが当時強調されました。これは、経済が成長して、それでも農村から今度は外へ出していく人がふえてくる、そこで規模拡大をやっていきますようといったような発想等々があつてそれがなりません。基本理念の明確化と政策の再構築をやるということをはつきり言つておるわけですね。

そこで、法第五条を見てみますと、農業の持続的発展の基盤たる役割として農産物の供給、多面的機能が発揮されるよう条件整備がされなければなりません、こう言つてますね。それは東京だから、新宿にしたって六本木にしたって夜の夜中まで人が出ているが、犯罪はほとんど起こらない。アメリカの皆さんに言わせるというと、アメリカ民主主義のふるさとである家族農業を早くつぶしたところとそうでないところの違いだなという話が比較的多いです。

それにまた、他産業の分野で申し上げますといふと、これは前の調査会の会長さんがよく言つていらっしゃいますが、日本の中小企業の技術水準の高さというのは、日本の小農技術の水準の高さが基礎にあってそういうものが実現されてきたと。日本の中小企業が競争力を持ったのはそれだけじゃないですね。

もう一つの問題は、大企業の何というか縦型の系列とは違つて横型のネットワーク形成のうま

さ、業者からの協力のうまさ、これが非常に日本の中小企業の競争力を強めたもう一つのゆえんでありました。どこから出でてきたか、これは農村型社会の発想ですよ。

だから、そういうふうにして見てみると、こうした問題というのは私はもっと積極的にうたい上げられていいのではないかと。残念ながら前文がありませんでしたからそうした議論もほとんどなされないままに案ができ上がってしまったという点、僕は非常に残念だと思うのですが、大臣、その辺何かお考えがありましたらお聞かせいただけますか。

○国務大臣(中川昭一君) まさに、先生御指摘のとおり、これは日本だけじゃないのでしょうけれども、いわゆる都市というものは消費の世界であつて、そして何があると農村から人が出てくる。我が国でいえば、鎌倉武士が一朝何かあるときには近くの農村から兵隊を集めるとか、あるいは戦国時代とか、そういう時代が日本だけではなくあつたんだろうというふうに思います。

そして、それは戦後の高度経済成長時代には、兵隊としてではなくて、今度は産業化の中の労働力としてやはり農村から人材が出ていった。しかも、先生御指摘のとおり、日本を支えておる中小企業の技術水準が高いということは人のレベルが高いいということで、やはり農村社会の人材という企業ではないかと私自身日々思つておるわけでございます。

現在は不景気ということもありますし、産業の空洞化という御指摘もありました。また、午前中にはテレワーカーというような御議論もありましたが、むしろ都会のジャングルの中よりも自然に親しみながら若い人でもパソコンと電話線とで仕事をしたいとか、あるいはまた農業そのものに入つてきたいというような方々も結構私の周りにいました。仕事柄かもしれないけれども、いらっしゃるわけでございまして、そういう意味で、農村の位置づけというのは、まさにこういう二十一世紀

を迎えるとしている時代の新たなニーズとしての位置づけといいうものが出てきたのではないかと、うふうに考えております。これは、成熟社会あるいはまた情報インフラの整備というものが、あるいは交通網の整備とか、そういう基礎的なものが充実されたことも一因だと思います。そういうことで、農村の果たす役割が変わってきたという先生の御指摘はまさにそのとおりだらうと思います。

また、そこにはつきりとした理念が入つてないのではないかという御指摘も、その御趣旨はよくわかるところでございますが、そこはまさに農業・農村の果たす多面的機能というところで、それによって自然環境とか景観とか、そういう空間で暮らすことによつて、現代人と言つたらちょっと語弊があるかもしだれぬけれども、そういう人たちは生きがいといいましょうか、どういうお仕事をするかは別にいたしまして、大事なことではなかなればならない。

また、「人材の育成及び確保」という二十五条がござりますけれども、農業に関する教育の振興等で、次代を担う子供たちが自然に親しみながら成人をしていくということの役割というものが、あるのではないかといふうに考えて、条文上は先生の御期待に沿うようはつきりとしたもののはございませんけれども、趣旨としては十分あるというふうに理解をしております。

○谷本觀君 ありがとうございました。

規模拡大が進んだ北海道は別として申し上げますと、この構造改善事業が行わたった当初でありますというと、東北、北陸、そして九州などから一挙に出稼ぎ者が出ました。機械化貧乏です、これは。では、規模拡大が進んだ北海道はどうだったんだと。特に顕著だったのは、畑作それから畜産であります。規模拡大が進んだところは農家戸数が減つて地域社会の維持が非常に難しくなってきた。過疎の現象が出てくるというような状況が見られました。

やっぱりここで考えていかなきやならぬのは、地盤沈下につながつたのではないかというふうに私は思います。

例えば、現行基本法が制定された昭和三十六年現在で申し上げますと、最終消費者が支払った代価のうち、農家が受け取つていたのは四%であります。最近はどうなのか。これは統計のとり方によりますけれども、二〇%前後というようなことで、半減の状況になつてきております。この点、私は反省を要する点ではないのかと思うのだが、当局はどうお考えでしょうか。

○政府委員(高木賢君) 現在の基本法におきましては、農産物の流通、加工の合理化ということは掲げておりますが、必ずしも流通、加工の加わった部分のいわば価値というものが地元に落ちるという点については、あるいは地元でリサーブするという点では、今、先生が原料生産の基地化といふ言葉で言われましたが、原料生産としては確かにある程度発達したけれども、その付加価値なり

いは農業者団体が生産から流通、加工、さらにはサービス部門まで進出をして地元にその価値をリザーブする、こういう動きが出てきました。意識が強く、十分に地元へのリザーブという意識が足りなかつたと思ひますが、最近若干各地域から地元の声としてそういう取り組みが進んできただらかというと、当初はいわば合理的になればいいというか、それで足りるというか、そういうふうに考えております。

○谷本觀君 そんな状況の中で単品大量生産、広域流通から外れた地域を中心にして、需給の社会化とも言われる直売市、それから直販等々が盛んになつてまいりました。この伸びが非常にまだ続いている。大変な伸びです。

生産の特徴は大産地の逆です。少量多品目生産、そして複合生産、そして環境型の農業だということであります。扱い手も違う。大産地とは違います。高齢者と御婦人が中心だといつたような特徴がござります。

新法の精神からしますと、農村政策も含めてどういうふうにこれを評価されるか、その点の考え方はどうなんでしょうか。

○政府委員(福島啓史郎君) 今、先生御指摘がありましたように、流通につきましては二つの動きといいますか、動向があるわけでございまして、一つは保冷技術の高度化なり高速道路網の発達、あるいは川下におきます量販店の進出等を背景としまして広域流通化が進展している。一方において、今、先生が言われましたように、より鮮度の高いもの、あるいは有機農産物等のこだわり商品、あるいは生産者の顔の見える商品、そういうものを求める消費者の意向を反映しまして、朝市なりあるいは産直の販売等の取り組みが広がつてきています。

こうした流通経路の多元化は、多様化する消費者ニーズに的確にこたえるということ、また農業者の所得安定、あるいは国産農産物の需要確保に寄与するわけでございまして、また農村の活性化なり国民の農業・農村への理解、関心を高めると

いう効果も期待できるわけでございます。したがいまして、今後の農産物の流通につきましては、今申し上げましたよつた大都市消費者向の多種多様かつ大量の農林水産物の広域的な卸売市場流通と、それから産直などの生産者と消費者が個々に結びついていきます流通、この二つの流通形態が共存し、相互に補完することが望ましいというふうに考えておりまして、今後ともそうした考え方沿って施策を展開してまいりたいと、いうふうに考えております。

○谷本謙君 食品流通局長としての答弁であればそれで及第点ということなんでしょうけれども、私は、流通上の問題だけじゃなくて、もう一つは農村政策という立場から見てどうなのか、この評価問題があると思うんです。

この種の問題に取り組んでいる地域で聞いた話を少々まとめながら申し上げますというと、一つは病院通りの年寄りの数が減りましたと、この話は大体共通しています。それは好きなことで体を使うんですけど元気になります。それにまた頭を使うから抜けだつて少なくなります。ですから、市町村長さんの問には、これで医療費が軽減できる可能性が出てきましたという声も聞いたことがあります。

それから一つ目の声は、地域農業という意味で申し上げますといふと、耕作放棄地が減りました、これはえらいことです。病害虫の巣になつていたようなところがうまく整理されてなくなつてしましからねという声が結構多いです。それにまた、年寄りと御婦人が頑張り出すと若い人が頑張り出します、これは各地とも大体共通しております。ここのこところがもう一つの注目点だと私は思いました。

それから三つ目は、地域社会の問題でありますといふと、こういう問題を契機にして、村の中の人と人の結び合いといいましょうか交わりといいましょうか、なくなつていただけたものが復活できました。だからあの地域では盆踊りが復活しました。というような話等々を聞くようになりました。

それに、さらに年に金プラスアルファ、やっぱり地場経済への貢献度が少々は出でてくるんだといつたような感想が多いのであります。市町村長さんがかけた金といえば運搬手段、これは助成しないといふややれません。それから場所の提供です。それは金に換算できぬものも含めてプラス・マイナスでいえば、大きなプラスですというのがほぼ共通しております。確かに、個々の生産を見てみますと、高コストのものは多いです。高コストのものは多いですけれども、農村社会や生活の原理由から見るとトータルでびしつとつじつが合っています。だから、私はこのところを注目してほしいと思うんですよ。

確かに、大量生産、広域流通の流れが都市へのこの種の食料供給の流れになつておりますけれども、住民と結びついた地域流通を重視しませんと、地域の中の循環、農村社会の活性化、これは生まれるという意味合いから、つまり農村対策という点からすると、私はこの種の動きといふのは積極的に評価されてよいのではないかと思うんです。これはいかがでしょうか。

○國務大臣(中川昭一君) 先生のお話のきっかけが、産直とか少量多品種が伸びていますねというところからスタートをしたわけでございますけれども、それが結果的に農村社会に住む人々、あるいは農村空間全体が非常にいい意味で、経済的な側面だけではなく、非経済的な面でも大変にいい効果を与えておられるという実際にお聞きになつたお話を、大変興味深く伺わせていただきました。そういう意味で申し上げますと、先ほど私が答弁したことと逆になりますけれども、消費者ニーズにこたえられるようなものをつくっていくことによって、逆に農村の多面的な機能がプラスになっていくと。さつきの論理と今度は逆になるような感じであります。ですから、先ほど、「一条から五条までが一体的ではありますけれども若干意味合いが違いますと申し上げたのと逆の意味で、また同じようなことを申し上げるこ

とになつて大変恐縮でございますが、先生のお話を伺つて、やはり農村の持続的な発展なり、国民全体あるいはそこに住んでいる人たちの伝統文化、あるいは健康も含めたいわゆる多面的な機能を果たすためにも、やはり先生がおつしやった共生といましようか、消費者、国民と生産者の間の共生関係というものが多面的機能あるいは農村の維持、発展に貢献するという大変有意義なお話を伺つたようで、冒頭の発言を若干修正した形に今後していかなきやいけないなと今思つているところでございます。

○谷本謙君 次に、流通、加工の問題について伺いたかったのですが、既に官房長が先に答えてくださいました。官房長がお答えしたさつきの話の中にありましたから、簡潔に済ませたいと思います。

もう一つお考えいただきたいのは、かつての農村社会における物の加工、農産物を原料とした加工というのは、地域社会の求心力といふか活力といふか、人と人との結びつけという意味で重要な意味を持つていました。それが今解体も同然の状況になつてしまつたということあります。ですから、一つは付加価値の問題だけじゃなくて、古い話でいりますと、もちろんどちらかみそづくりを集落の人が集まつてやる。これは人と人との結合する、地域社会の形成力につながつてゐるんです。

先ほど官房長が言われた六次産業というお話をありましたけれども、その種の取り組みをやつてみると、多様な産業構造を持つ地域づくり、これをひとつ進めるべきではないかということを提起しました。だから、どこでも同じようなものをつくらうとするというのではなく、この辺のところが私は重要な点ではないかということをつけ加えて申し上げておきたいと存じます。

さてそこで、大臣に伺いたいのありますけれども、多様な産業構造を持つ地域づくり、これをひつつ進めるべきではないかということを提起したいのであります。

先ほども官房長が、生産、加工、流通も含めた農業の六次産業化と、人呼んで総合産業化ということを言っておられる人もありますけれども、そういうことへの着目と同時に、それを基礎としたいろいろなものを持ち上げていくということが大事だらうと思うんです。

例えば、自然エネルギー開発もその一つの課題にこれからなつていくでしよう。宮崎県では畜産

ふん尿を活用した電力開発の仕事を始めている。それから、大臣の地元の北海道では風力発電に取り組もうと準備していますなんという話もちょいちょい出てくるようになつてまいりました。

何といいましても、オリジナルエネルギーを輸送で大部分失つてしまふという今のような大規模集中型電力システムというのはこれは長続きしません。何といつても、これから注目していかなきやならぬのは分散型システムだらうと思います。そして、その種の取り組みがヨーロッパなどでも成功している例があるわけでありますから、そうした取り組みを可能とする政策整備ということにこれから取り組んでいくべきだらうと思います。それから、この後提起をしたいと思いますグリーンツーリズムの問題、そしてもう一つは高齢化社会に見合う福祉、そして介護と年金、つまり雇用と生活保障といったようなものをうまく組み合わせていくということが大事になつてきてるんじゃないかな、こう思います。

これは大臣にも前にちょっと申し上げましたけれども、どうもこれから世界の行き方というのは、既にアメリカは物づくりよりも金融市場の経済になつた。どうやら日本もその後追いをするのかなという感じも少なくないのです。それで、既にアメリカは物づくりよりも金融市場の経済になつた。どうやら日本もその後追いをするのが、そういう経済体制になればなるほど巨大都市中心型の経済になつていきます。これはやっぱり意味でも今から考えていかなきやならない問題ではないのか。

さらにもう一つ、これから大臣に御苦労願わなきやならぬWTO交渉にしましても、公共事業への外国資本の参入を保障しろといったような問題提起等々が出ているわけです。これは大臣も御存じのようですね、OECで多国間投資協定、あそこには示された考え方、多国間投資協定はフランスなどの反対で棚上げになりましたけれども、今度はWTOの舞台でもつてやつていかなきやなりません。その手始めに出てきているのがいわゆる公共事業への外資の参入というふうに私は見ます。そ

ういうような多国籍企業主導型の国際化というのが進めば進むほど、これはやっぱり巨大都市集中型になつていくんです。

そういう意味では、自立型の地方経済というのをどう確立するか、これは今から私は考えていかなければなりません。何がお手伝いできるか、何が結果的な産業構造を持つた農村社会の建設ということについてひつ考えていただけないかということを提起したいのですが、いかがでしょうか。

○國務大臣(中川昭一君) 今、先生からも御指摘がありましたように、自然あるいはまた生き物、そしてそこに住む人々の伝統、歴史といったものを前提として、そこで一つの経済的要因だけではなく、今、福祉とかいろいろな御指摘がございました。まさに、アメリカのような広い国家も、日本のよう一極集中あるいは三極集中ではなくて、シリコンバレーとかワシントン州のような地域が今非常に活力があるというふうに言われておりますけれども、やはりアメリカが、先生御指摘の特色を生かして、結果的に世界のトップの位置にあるということだと思います。

日本は、アメリカとは随分与件が違います。

先ほどの問題にしましても、私は、大臣は政治家ですから農林水産を担当している政治家として考え方を聞かせていただきたいという意味で申し上げておるので、グリーンツーリズムの問題についても似たような点でございますので、あらかじめ申し上げておきたいと存じます。

グリーンツーリズム問題は、一つの問題としては、やっぱり私は日本の景気回復にとって非常に大事な意味を持つてゐるのではないかといふふうに思います。例えば、ことしのことで申し上げますというと、三連休が二つ新たにふえました。業界の皆さんに伺いますというと、三連休が二つふえたことによって初年度は八千百億の経済の動きが出てまいります。そして、その後は平均的に五千二百億前後の経済効果が出てくるだらうという話を伺いました。これは観光客が動くとお言葉をかりれば自立した自主的なもの、何をやつしていくかということについて、逆に上からこうすべきだということを、先生は豊富な経験と洞察いろいろな例を挙げました。少なくとも私のような者からは、こうすべきだといつてもむしろこういうものがあるからひとつバックアップしてもらいたいというものに対して、いろんな政策エートが高くなつていくのじやないのかなという

ふうに思います。

そういう意味で、こうすべきだということが申しあげられないのが自分自身歯がゆいわけありますけれども、先生がおっしゃられたようないろんな例につきまして、農林水産省だけではなく中央政府が一体何がお手伝いできるか、何が結果的に地域の人あるいはまた農業を中心とする産業や暮らしにお役に立てるかということについてこれから考えていく、そのバックアップの仕方を含めて、文字どおり多面性を生かしながら自立性を伸ばしていくようなお手伝いの方策というのを考えます。まさに、アメリカのような広い国家も、日本のよう一極集中あるいは三極集中ではなくて、シリコンバレーとかワシントン州のような地域が今非常に活力があるというふうに言われておりますけれども、やはりアメリカが、先生御指摘の特色を生かして、結果的に世界のトップの位置にあるということだと思います。

日本は、アメリカとは随分与件が違います。

先ほどの問題にしましても、私は、大臣は政治家ですから農林水産を担当している政治家として考え方を聞かせていただきたいという意味で申し上げておるので、グリーンツーリズムの問題についても似たような点でございますので、あらかじめ申し上げておきたいと存じます。

グリーンツーリズム問題は、一つの問題として

日本でもグリーンツーリズムが言られて久しくあります。それが、その辺の問題点をどうとらえておられるか、そして今後どう対処していかれるか。これは大臣でなくとも構いません。担当の方ひとつ答えていただけますか。

○政委員(渡辺好明君) 今、先生が御指摘されましたように、先ほどの多様な産業構造と相互通するものがありますけれども、農村サイドにとつてみれば、やはり就業なり所得の機会をそこまでふやすことができるという地域の活性化に重いましたように、先ほどの多様な産業構造と相互通するものがありますけれども、農村サイドにとつてみれば、やはり就業なり所得の機会をそこまでふやすことができるという地域の活性化に重要な問題でございます。

優良な事例が各地にふえてきておりますけれども、私自身は全体としてはまだいま一つといふふうに思つております。それは都市サイドと農村サイドにそれぞれ理由がございまして、都市サイドでは、今おっしゃられたように祝日三連休というものもありますけれども、まだまだ長期に休暇をとるという習慣が定着をしていないという点がございます。小中学校も間もなく週休二日ということがあります。国民の皆さんが生活必需以外の支出ということがあります。いわば農村、農家の特長を生かしたグリーンツーリズムというノウハウがまだ確立をされていないという問題がございます。

私の方ではいろいろソフト、ハードを含めて支

援もいたしますけれども、もう少しそういった双方向の成熟についてPRをするなり、一定の例えは

指導ができるような方々をつくるべくとか、そういうふうなことでグリーンツーリズムの推進をしたいと考えております。

○谷本義君 私は、去年の秋モスクワで行われましたIPUの会合の帰りにイギリスの農業漁業省を訪ねまして、グリーンツーリズムの話をいろいろと半日かかって聞いてまいりました。

日本との一番の違いというのは、日本には長期滞在がない。今、局長がおつしやられたとおりでしょう。これは休暇がとれないためです。ですから、滞在型の需要が出てこない。出でこないから現在の状況というのは、若い人や学生、それから超短期型の温泉旅行、こういうところが主流になつて、そこから抜け出すことができないというような状況が続いているわけですね。やっぱり子持ちの家族が家族ぐるみで長期滞在ができるような状況というのをどうつくっていくのか、ここにその意味で一番ネックになつてているのは何かといいますと、ILO百三十一号の条約批准、これが日本はされていないです。今、先進国では日本とアメリカぐらいじゃないですか、批准していないのは。これはよく調べてみていただきたいと思いますが、私の記憶ではそんなところであります。ですから、ここどころを批准をやつて、きちっとやっぱり長期的な休暇がとれるような状況をどうつくるか、これが第一の課題ではないか。それから、自治体が本格的にバックアップをするというふうにしたら、日本の場合も大きく事態は変わっていくだろうというふうに思われるということであります。長期休暇がとれますというと子持ち家族が動き出す、そして都市生活費プラスアルファぐらいで滞在できるような条件整備が出てきますというと、うんと状況というのは私は違つていくのではないかと思います。ただ問題は、株式会社進出型ではなくて地域コントロール型でやれるような体制をこつちがつくらないというと、これは何の意味もなくなってしまいます。

そして、もう一つ考えていいかなきやならぬのは、

やつぱり多様な変化に富んだ日本の自然的条件をどう生かしていくか、そこをどう武器にするかと

いうことがもう一つの問題だらうと思います。景色や文化や芸能ということになつていくわけです。

が、それぞれの地域に何といいましょうか、掘り起せばいっぱい日本の場合にはある。この点はイギリスの比ぢやないなというのが私の印象であります。そして、例えば流域ごとにサミットをやればいいんです。みんなが同じものをやらないで、別々なものをやつていく。専門店が五つ六つ集まればこれはデパートになるんですから、方法さえよければうまくやつていける。問題はILO百三

一二号条約の批准だと。

そしてもう一つ、イギリスと違うのは、日本の農村婦人が余りにも忙し過ぎる。イギリスの場合には、規模拡大を一氣呵成にやつたときに、大部分農婦人の暇な時間がとれるようになつてきた。そして、農業労働者はもう要らなくなつてきた。そういう中で、農業労働者が寝泊まりしたところを少々改造すれば町からの人を歓迎することができるといったような点があつてうまくいつたといふ話も聞いてまいりました。

ともかくも私は条件があると思うんです。だから、その条件を物にしていくには、農村婦人の忙しさをどう解決するかという問題とともに、ILO百三十一号の批准と、どうところが突破口になつていくんじゃないのかというふうに思うのですが、その点大臣、いかがでしようか。

○國務大臣(中川昭一君) 先ほど先生からお話をありましたように、去年三連休で景気対策も視点

にあつたと記憶しておりますけれども、農村で休暇をといましょうか、そういう形の目的も含め

て成人の日ともう一つ何でしたか、三連休にくつつけちゃおうということをやつたわけであります。どうもありがとうございます。

まさに、日本でグリーンツーリズムがまだ未成熟なのは、先生あるいは渡辺局長から話があつたように、歴史も浅いんでしょうけれども、行く側、

受け入れ側双方にまだまだ障害がある。

私も先日、フランスの農家民宿で実際に昼食事をし、また施設をずっと見てまいりましたけれども、本当に小さいで料理も大変おいしいですし、またガイドブックがイギリス、フランスとも大変充実をしておりまして、どこどこにどういうものが、それの地域に何といいましょうか、掘り起せばいっぱい日本の場合にはある。この点は

イギリスの比ぢやないなというのが私の印象であります。そして、例えば流域ごとにサミットをやればいいんです。みんなが同じものをやらないで、別々なものをやつていく。専門店が五つ六つ集まればこれはデパートになるんですから、方法さえよければうまくやつていける。問題はILO百三一二号条約の批准だと。

そしてもう一つ、イギリスと違うのは、日本の農村婦人が余りにも忙し過ぎる。イギリスの場合には、規模拡大を一氣呵成にやつたときに、大部分農婦人の暇な時間がとれるようになつてきた。そして、農業労働者はもう要らなくなつてきた。そういう中で、農業労働者が寝泊まりしたところを少々改造すれば町からの人を歓迎することができるといったような点があつてうまくいつたといふ話も聞いてまいりました。

ともかくも私は条件があると思うんです。だから、その条件を物にしていくには、農村婦人の忙しさをどう解決するかという問題とともに、ILO百三十一号の批准と、どうところが突破口になつていくんじゃないのかというふうに思うのですが、その点大臣、いかがでしようか。

○國務大臣(中川昭一君) 先ほど先生からお話をありましたように、去年三連休で景気対策も視点にあつたと記憶しておりますけれども、農村で休暇をといましょうか、そういう形の目的も含めて成人の日ともう一つ何でしたか、三連休にくつつけちゃおうということをやつたわけであります。どうもありがとうございます。

まさに、日本でグリーンツーリズムがまだ未成熟なのは、先生あるいは渡辺局長から話があつたように、歴史も浅いんでしょうけれども、行く側、

てみますと、たしか農家数は六百六万戸という数字があつたわけですが、今や大体三百三十万戸ぐらいに減少いたしておりますし、また農業就業人口も一千百九十六万人から大体三百三十万人前後という大変な激減ぶりでございます。また、この農業就業人口三百三十万人のうち六十五歳以上が四五回を占めるという高齢化も深刻になつてまいり、昭和一けた台という者がリタイアした後一体どうなるかというような大きな心配事もあるわけであります。

片や、食料自給率は七九%から四一%に低下をいたしておりまして、これは先進国の中では最低だということであり、耕地面積もいろんな理由で六百七万ヘクタールから五百萬ヘクタールそこそこというぐれに減少してまいりました。こういった中で、新しい法律の改正が必要なのれども、とにかく一人でやらずに二人で、あるいは息子さんも含めて数人で農業に従事しなきゃいけないという現状を、特に御婦人の立場からは何とか労働の軽減ができるかということを先ほど申し上げたところでありますと、問題点の認識については全く同じであります。さあそれを解決して日本もグリーンツーリズムによつて、特に家族、特にお子さんがそういう体験をすることの効果と

いうのは将来的に非常に大きいものがあると私は思っていますので、その辺をまた先生にも御指導をいただきながら、グリーンツーリズムの活性化といふふうに思つております。

○谷本義君 終わります。ありがとうございます。

○國務大臣(中川昭一君) 一言で申し上げますならば、今回の基本法案の名称にもありますように、食料というものに関係のない人はいわけございませんで、そういうものに関係のない人はいわけございませんで、そういう意味で、食料の国内生産を基本とした安定供給、あるいはすべての国民にこれまでた関係の深いであろう農村空間の役割というものを国民的な理解と合意のもとでやつていかななければならぬ。そのためには、国民の理解あるいは子供たちの理解、そして都市と農村との共生といった今までの基本法では想定していなかつた幾つかの理念を改めて立てまして、そして国民的な合意のもとで食料あるいは農業・農村のなりわい、そしてまた空間というものを発展させていくことが必要な時期になつてきましたというふうに考えております。

○石井一二君 おつしやることはごもつともですが、それであれば今までは法律でも私はやっていける、そのように感じるわけでありまして、だからといって新法に反対するという立場でもありませんが、一応指摘をしておきたいと思ったわけであります。

さて、総理府が食料・農業・農村の役割に関する世論調査というのを平成九年一月に公表いたしました。それを見ておきますと、国民の関心度といふものは、一番高いのが、農業の使用量を減らすなど安全な食料を供給することというのが五二一八%。できるだけ安定的に食料を供給することというのが二番目、これが四八一%。輸入に頼らないでよいようにより多くの食料を生産することというのが四四六%で三番目。生産コストを引き下げ、より安い食料を供給することといふのが四二一%で四番目。五番目が、味や新鮮さなど品質のよい食料を供給することで四〇・四%というように、以下いろいろまだほかにもございますが、続いておるわけであります。

こういった国民の要求というものを背景にして、今回の法案では「良質な食料が合理的な価格で安定的に供給されなければならない。」という表現を使つておられるわけであります。この「合理的な価格」というのは何を指すのか。特に、国際的に日本の農産物の価格が飛び抜けて高い、こういった中で、「合理的な」という表現を使われたこのあたりの背景なり解釈論について、所信があれば御披瀝をいただきたいと思います。

○政府委員(高木賀君) ただいま御指摘がございましたように、世論調査におきましては安定的な供給という量の問題とあわせまして、相応のコストといいますか、価格の問題も国民の皆さん方の関心の強い項目に挙げられています。

そういう意味で、食料が量的に安定して供給されるということと、安全を含めまして良質なもののが供給される、これが二つ目の重要な点だと思います。それから三番目には、購入する方にとりましては価格がリーズナブルでなければいけないとい

う意味で、合理的な価格であるといふことは三點セット、量と質と価格というふうに考えております。

そこで、「合理的な価格」とは何ぞやということでござりますが、これは別途三十条というところで農産物の価格形成という条項がござりますが、「農産物の価格が需給事情及び品質評価を通じて形成されるよう、必要な施策を講ずる」とあります。それが需給事情と品質評価が適切に反映された価格というふうに解釈をいたしております。

○石井一二君 須藤議員もおつしやっていましたが、官房長の答弁を聞いてみると余計わからなくなってくるような気がして、今一瞬戸惑つておりますが、ちょっとその問題は後に置いておいて、まずは、ちょっとその問題は後に置いておいて、先に進みたいと思います。

そういう中で、農業の振興のためにはどうして農業労働力と農地というところへ話が来るのではないかと思うかと思うわけでございますが、今農地というのはどのようないくつかの概念で、どういうものを定めておきたいと思います。

○政府委員(渡辺好明君) 私たちが農地と言いますときに、農地と言つたり農用地と言つたり、それから耕地、その三つぐらいを使っております。

農地というのは農地法における定義でございまして、「耕作の目的に供される土地」ということになつております。これは現に耕作されている土地は当然入りますが、一時に耕作されていない休耕地あるいは耕作放棄をされても復元がいつでも可能な土地というものは農地の概念に入ります。

あえて申し上げますと、それ以外の農用地といふ区分ですと、これは農地にプラスして採草放牧地が入ります。それから、耕地という言葉を使いますと、耕作放棄地は含まれないということです。

○石井一二君 いずれにしろ、二十一世紀において安定的に食料を供給するという中で、私は農地

というものがどんどん都市化の波に侵食されて減つていきつつあるのではないかということを心配するものであります。

ここに、ちょっととつまらぬ小さなあれですが、

人口の推移と農地の減少というものをちょっととパネルにつくつてみたわけであります。(図表掲示)

せっかく一生懸命つくったので一分ほどこのまま置いておきたいわけであります。別にどうといふことはないのですが、明らかに農地は過減しておる、人「もこのあたりからばっぽ非常にふえ方が減つて、やがてはダウンしていくんじゃないか」と思ひます。そういった中で、農地を確保していくといふことが非常に大事だと思ひますが、國土利用計画法等の絡みの中で、農地を確保していくためのいろんな配慮というものがなされなければなりません。私はそう考えるものでござります。

そういうふうに、私はどう考へておられるのではなかろうかと思うわけでございますが、今農地といふのはどのようないくつかの概念で、どういうものを定めておきたい、こう思つたわけであります。大臣におかれてももつとほかに重要な用事があることでお越しにならないようでござります。

○政府委員(渡辺好明君) そこで、計画・調整局長、未来の事務次官かもわかれませんが、責任あるこういった面について、國土利用計画上農地を減らさないようにするためにどういうお考えをお持ちかと。いうあたりをひとつ御披瀬願いたいと思います。

○政府委員(小林勇造君) 先生の御指摘のとおり、現在の國土利用計画は、國土利用計画法に基づいて定められてござりますが、これは國土の利用に関する基本構想等について定めたものでございませんが、責任あるこういった面について、國

土利用計画上農地を減らさないようにするためにどういうお考えをお持ちかと。いうあたりをひとつ御披瀬願いたいと思います。

○政府委員(渡辺好明君) 今回の基本法の中では、大臣におかれてももつとほかに重要な用事があることでお越しにならないようでござります。

○政府委員(渡辺好明君) 今回の基本法の中では、大臣におかれてももつとほかに重要な用事があることでお越しにならないようでござります。

○政府委員(渡辺好明君) 今回の基本法の中では、大臣におかれてももつとほかに重要な用事があることでお越しにならないようでござります。

○政府委員(渡辺好明君) 今回の基本法の中では、大臣におかれてももつとほかに重要な用事があることでお越しにならないようでござります。

○石井一二君 私は、面積で最低これは要るんだ

ございまして、國土庁としても、このよくな農業の生産力の維持強化あるいは必要な農地の確保というような観点から農用地の確保が適切になされると、農水省を初めとする関係機関と十分調整を図つてこの計画を決定し、かつこの計画を遂行していくという基本的な考え方でございます。

○石井一二君 農地が減つていく場合は、私は先ほど都市化の波と申しましたが、道がつく、あるほど都市化の波と申しますが、道がつく、あるいは家が建つ、いろんな要素があろうと思ひます。が、過疎化の流れの中で耕作放棄ということが中山間農地において起こる可能性がある。こういう

ようなことをずっと詰めていますと、優良農地といふものがどんどん減つて、現在、農水省が想定しておられます国民の胃袋を満足させていくたどりなんな農地が必要だというような數か

めにはこれだけの農地が必要だというような数かからなる減少していくのではないかといふこと。どういった意味で、建設大臣にその辺のお考へをお聞きしたい、こう思つたわけであります。大臣におかれてももつとほかに重要な用事があることでお越しにならないようでござります。

○政府委員(渡辺好明君) 今回の基本法の中では、大臣におかれてももつとほかに重要な用事があることでお越しにならないようでござります。

○政府委員(渡辺好明君) 今回の基本法の中では、大臣におかれてももつとほかに重要な用事があることでお越しにならないようでござります。

○政府委員(渡辺好明君) 今回の基本法の中では、大臣におかれてももつとほかに重要な用事があることでお越しにならないようでござります。

○政府委員(渡辺好明君) 今回の基本法の中では、大臣におかれてももつとほかに重要な用事があることでお越しにならないようでござります。

○石井一二君 私は、面積で最低これは要るんだ

というのがないかと聞いたんですが、大臣、いかがですか。

○國務大臣(中川昭一君) よく我々が申し上げるのは五百万ヘクタールですけれども、全部を自給するとするなら一千七百万ヘクタール必要だと。しかし、それは三千七百万ヘクタールで六割は山という中ではとても無理でしょう。したがつて、国内生産を基本としつつ輸入と備蓄を組み合わせて新しい日本の食料の安定供給をしていきたいということございます。

今、局長が申し上げたことがちょっとと説明としてわかりにくかったかもしませんが、とにかく必要な農地というのは、結論から申し上げますと、自給率をいずれきちんと基本計画の中に入れていかなければならぬわけでございますが、個別品目ごとに積み上げて、自給率を目標として、しかも実現可能なかつてできるだけ高い目標を出していただきたい。そのためにどのくらい農地が必要で、そのためにはこの品目がどのくらい増産といいましょうか新たに生産が必要かということを割り出しますもとしての農地という位置づけでございます。優良農地が四百三十五万ヘクタールとか農用地が五百萬弱あるとかいうことが現状でございますが、日本の食料を自給するために、自給といふか自給率を出すための一つの前提としての個別品目ごとに必要な農地を積み上げていくというやり方で、必要な農地というものを基本計画の中でお示していきたいということで、現在、検討会の結論を待ちながら、今後作業をしていくということございます。

○石井一二君 中山間地域には耕作放棄地がある、それから市街化調整区域はだんだん町になっていく。そういう中で、私は今全国の道路マップを持っているんですが、道路というものがどんどんくらしていく。そういう中で、トンネルを掘つたりして山の下をくぐつたりするとどうしてもなヶースが多いわけあります。そういう意味で好まざるだけれども、売らなきやしようがない、

しかも相手は公共事業だという中で、宅地、山林その他原野、雑種地等で、大体聞いてみますと、三割はどうしても農地をつぶしていかなきやいかぬ。そういう中で、今全国挙げて高規格道路等を含めて新しい開発が進みつつある。それはそれでまた別の利益を国民にもたらすわけであります

が、どうかひとつ最低限これだけは必要だという農地をぜひ確保して今後進めていただくようお願いをしておきたいと思います。

それで、農地に統いて今度は農家ですが、これもどんどん減少しておりますが、農家の定義とは何ぞやということになるとどういうふうになるでしょうか。

○政府委員(渡辺好明君) 実は私が今ちょっとと手間取つておりましたのは、農家の定義というのは、農地の方から見る定義と、それから販売、つまり農地にかかるわらず施設型のものもございますので、販売面からとらえるものとがあるわけでございます。

土地の方からいいますと、主業農家では十アール以上の農業、あるいは農産物販売金額が十五万円以上というのが農家の定義になつております。

○石井一二君 今のはどうも自信のなさそうな答えですが、大臣のお答えも一緒ですか。

○國務大臣(中川昭一君) 同じであります。

○石井一二君 ちなみに、高木官房長はいかがですか。

○政府委員(高木賢君) 同じでございます。

○石井一二君 私はここに一冊の本を持っておりますが、そう大した本じゃないんですけど、「農業問題のことがわからない」という本で、P.H.P.か

ら出て、箱崎道朗氏という方で、産経新聞の編集委員ですが、この方は農水省は農家の数について

もうそつついでいる、こう指摘しているわけ

ですね。東日本では十アール以上だけれども、西日本では五アールで農家と勘定しておる。今、構造改善局長の言われた農産物の販売額が十五万と言

うふうに感ずるわけあります。

そこで、農家の定義の違いを、どちらがどうかさうことを産経新聞に電話をかけなきやいかぬとあります。そういうふうなことをお聞きたいと思います。

そうなると、言う人によつて農家の定義が違う

のかということにもなつてこようと思うんです。

その定義は多少違つてもいいんでですが、問題点として指摘しておかなければならぬことは、ともすれば農水省は農家の数を多く言つたがる。その結果、先ほど申した耕地面積というのは決まって

いますから分母が多くなればなるほど一家当たりの面積は小さい、だから日本は価格が割高になつてもしようがないんだ、世界的な農業価格競争で負けるんだ、だから予算を余計につけなければ

いかぬのだという論理を根拠に、農家の数をより多く誇張することによってエクスキューズを求めておるというのがこの方の指摘なんです。それで、私はどちらが正しいとも言ひませんが、定義ぐら

いはどうが正しいか白黒つけておきたいと思うんですね。

それで、先ほど言われた農業予算の中で、例えば水田農業確立対策にウン千万、水田営農活性化対策、名前がころころずっと過去変わってきましたから、新生産調整推進対策、それから緊急生産調整推進対策というようにじやぶじやぶ補助金がついて、そのこと自体はいいんですけど、農業に金をつき込み過ぎじゃないかというような国民の意見もあります。にもかかわらず、あれだけ食料自給率が低いではないか、こういう論理にのつたがつてくるわけでございます。

私は戦時中、ある岡山の寒村で疎開生活をしておりましたが、芋を食べ、おかゆをすつておりましたけれども、もしそのような状態であれば、自給率は一〇〇%なんぢやないかなと思ふんです。だから、必要な農地さえ確保しておけば、非常に大きな激変があつた場合でも国民は飢えなね。むしろ、銀座のこじきでも糖尿病になるといふことは中川大臣のお父上の言われた言葉ですが、そういった飽食日本というものが自給率の低さというものを招いておるのではないか、このよ

うに感ずるわけあります。

そこで、農家の定義の違いを、どちらがどうかさうことを産経新聞に電話をかけなきやいかぬとあります。そういうふうなことをお聞きたいと思います。

具体的に申し上げますと、農業振興地域制度の中で農用地区域を策定いたしますと、その中の農地は転用が原則禁止ということになりますし、その区域以外の農地でありましても、農地の置かれている状況、農地の性格、そういうものに応じて

いことと、私の言つた水膨れ的に農家の数というものを多く見積もつて一つの理論的根拠のもとにしているのかいなかつてあたりの御所見をお聞きたいと思います。

○政府委員(渡辺好明君) 二点御質問がございました。

恐らく先生がお手持ちの本は平成二年以前の本ではないかと思つております。平成二年に統計上の区分が変わりました。先ほどおつやられた西日本の五アール、十万円というのが、私が先ほど御説明したところにそろえられました。つまり、これは旧定義と言つております。ですから、新しいのは私が御説明申し上げたとおりでございました。

それから、水膨れという御指摘がございましたけれども、やはり世の中全体として、例えば一定の物価の上昇もありますし、農家の規模その他も変わつてしまりますので、社会経済情勢に合わせて一定程度の期間を置いて定義を世の中の情勢に合わせた形に切りかえていくというのも、これは統計を進めていく上で必要なことではないかと思つております。

○石井一二君 そこで、農地転用というものを都市近郊でよく行うわけでありますが、今後、農地転用というものはどんどん認めていく方向であるのか、極力抑えたいという考え方であられるのか、その辺の方向性についての基本的なお考えをお教えいただきたいと思います。

○石井一二君 そこでは、農地転用についてはさきの国会におきました農地法の改正をさせていただきました。その中で農地転用の基準と

いうものを法律上明定するという形で、それが見ても一定の場合にのみ転用を認めるというふうにされたわけでございます。

具体的に申し上げますと、農業振興地域制度の中で農用地区域を策定いたしますと、その中の農地は転用が原則禁止ということになりますし、その区域以外の農地でありましても、農地の置かれている状況、農地の性格、そういうものに応じて

転用がそれぞれ区分をされて明確な基準のもとに運用されているところでございます。

○石井一二君 農業生産について考えるときは、農地とそれから耕していただく農民の方々と、それからやはり技術ということがあろうと思いますが、昨今、行政改革の結果、数多くの試験研究機関といふものが将来、独立行政法人となっていくというようになつております。こういった中で、農水省関係の研究、試験においてどのようなこれまで成績が上がり、今後こういった行政改革といふものがどのような新たな変化の波を起こしつつあるとお考えか、その辺の御所見を承りたいと思います。

○国務大臣(中川昭一君) 先生御指摘のように、農水省の研究機関は一つを除きまして独立行政法人化することになつております。独立行政法人化によつてのメリットは、先生、一般論としては御承知だと思いますが、農林水産、自然、生き物、地域、それぞれ特色がありますし、研究方法も多岐にわたりますので、これから国民に対する安定的な食料の供給、あるいはまた、先ほど先生御指摘になつた安全性とか新技術の開発、あるいはその新技術の与える影響等について、それぞれ必要な研究をこれからもやつしていく上で必要な研究機関として存続が必要だというふうに考えております。

○石井一二君 それと、先ほど私は冒頭、その食料の安定供給ということに対する不安があるのではないかということを申し上げましたが、通常そういうことは起つてないわけですが、一たん緊急事態というようなことが起きた場合に、そういうことが想定し得る。そういう中で、新法の第二条第四項の理念と第十九条、不測時における食料安全保障という中で、具体的な危機管理計画といふものを策定しておられるのかどうか、もしされている場合はどのようなものであるか、若干御説明いただきたいと思います。

○政府委員(高木賢君) 危機管理の対応といいますか計画につきましては、現在省内で作業中でござ

ります。

具体的にどういうことをやつてあるかというところでございますが、まず平時におきましては、国内外の食料需給の動向を適切に把握するというた

めの体制整備をしなくてはいけないとということでございます。また、本院で今御議論をいただいておりますが、食料自給率の平時におきます目標を立てて、それに向かつて着実に推進しなければいけないということがあります。

ただ問題は、そういう平時、平穡のときでなく

あります。

まさに凶作とか輸入、特に輸入の減少、途絶

といった事態にどう対応するかということが今日

一番重要な課題であると思ひます。そのときには、まさに凶作とか輸入、特に輸入の減少が長

引きなるわけですから、それは輸入の減少が長

てそれがある程度整理されますとこれは関係省庁いろいろ出てまいりますので、また御協力も願わなくちゃいけない事態にもなりますので、次の段階としては関係省庁間で協議をいたしまして、危機管理のプログラムをつくつていただきというふうに考えております。

○石井一二君 我々は、この委員会でかつてウルグアイ・ラウンドのWTO交渉について論議もいたしました。そういつた中で、日本として、次の段交渉は二〇〇一年ですか、始まるまでに具体的な提案すべきプログラム、プランを持つて当たるべきだということを申し上げたわけがありますが、そういう意味で、先般來の交渉の結果を見てみますと、どうも輸入国には不利で農産物の輸出國には有利だというのが過去の交渉結果であつたと思いますが、食料輸入国としてばつばつWTOの次期交渉に向けて準備を始めるべきだし、省内の考え方、あるいは内閣としての考え方というものが骨子ができてしかるべきだと思います。

そういう具体的なスケジュールあるいは内容について、大臣の御所見があれば承りたいと思いますが、いかがですか。

○国務大臣(中川昭一君) 次期WTO交渉に向けては、先般、我が国のWTOに対する提案という形で、政府として取りまとめをし、与党との調整も終わり、公表したところでございます。

そのポイントの一つは、農業の果たす多面的な役割というものが各国において大事なのではないか。あるいはまた食料の安全保障、これまた輸入が数ヵ国に限られ、残りは何らかの形で食料を輸入しておるという現状でございますので、その国の中の食料の安定供給というものは、どの国にとつても安全保障上極めて大事なのでないか。

あるいはまた、今御指摘がありましたように、特に日本は世界一の食料純輸入国でございますが、WT.O協定上、例えばミニマムアクセスのように義務的に多量なお米を輸入しなければならない。一方、輸出国の方には都合が悪いときにはいつも輸出をストップすることができるといった

ようなことを含めまして、輸出国と輸入国との間の権利義務が非常にアンバランスであるというよ

うなこと。また、発展途上国の扱いをどうするかとかいうことを含めまして、林産物、水産物も含めまして、農、林、水という形で次期交渉に向かう基本的な考え方を提案としてまとめました。

これは、交渉に臨む一つの原則としての扱いをしながら各國にお示しをし、少しでも多くの国々に御理解をいただきながら、国民的合意が大前提でございますけれども、次期交渉に臨んでいきたまでは、交渉に臨む一つの原則としての扱いをめまとい、うふうに考えております。

○石井一二君 あと一、二分あろうかと思いますが、以上で終わります。

○阿曾田清君 自由党の阿曾田でございます。本日最後の質問になりますので、よろしくお願ひいたします。

WTO体制下の自由貿易、そして市場原理の導入ということが今回の基本法の中身の根底に流れておりますが、今まで産地におきましては、産地間競争ということももう一、三十年、一生懸命各産地に負けないように量と質を上げるように努力をしてきたわけであります。そこで、産地銘柄が通つていくところもある、それに負けたところもあるわけであります。また今度は海外から入つてくるものにも一緒に戦つていかなければならぬという状況に、これから二十一世紀になるというようなことだと私は認識をいたしております。

そんな中で、生産者の人たちとよく話すんですが、そうなつたら、これ以上に産地間競争、また国際競争の中にのみ込まれてしまつていくんじゃないだろうかというような生産者の方もいらっしゃいます。

そこで、今回、自給率向上を明記されたことは私は大変意義があると思います。自給率向上にどう取り組むか、その仕組みをどのように考えてお

られるのかなというようなことをまずお伺いいた

したいと思います。

この自給率を目標設定するには、基本計画を立てておることになりますが、いかに立派な基本計画を立てたとしても、農業者の生産なくしては達成できないわけあります。

そういう中で、今まで国の農政、現行農業基本

法では、全国的に国が施策を講じてきただけで、

今は公共団体が相協力して、そしてそれの

基本計画をそれぞれの地域が立てて、そしてそれを

国と一緒にやってやっていく、こういうような

相協力するというようなことになつております

が、私は、そういう側面と、むしろ地域は地域の

独自性を出した農政の一つの展開というものが

もつと強く出されるべきじゃなかろうかなという

ように感じるわけであります。そして、それを政

策説を国がしていくということの方が私は地方

に元気が出てくるのではなかろうかというふうに

思いますが、いかがなものであらましようか。

○政府委員(高木賢君) 御指摘の趣旨はよく理解

できているつもりです。

ただ現実問題として、手順を申し上げますと、

生産は地域がありますけれども、需要という

のは全国ベースで見ないといけない性質のものだ

らうと思つています。現実に農産物も、地域だけ

で消費されているだけではなくて全国各地に広域

流通をしているという実態があります。

したがいまして、主要作物別の需給、まさに需

要の見通しのもとにどれだけ全体として国内生産

一たんは全国ベースで立てないといけないのでは

ないかというふうに思つています。

ただ、まさに実効確保といいますか、その地域

地域で農業者の皆さんを取り組まなければ実現で

きないことは明白でありますから、当然各地域で、

例えば県段階なり市町村段階で、あるいはもつと

プロックかもしれません、生産者だけでなく行政あるいは需要の側の実需者、あるいは試験研究機関なり普及組織なり、こういった関係の方々

からなります協議組織をつくりまして、その地域の生産目標というものを積み上げていくとい

うこととはぜひ必要だと思います。

ただ、それを積み上げていって全国ということになりますと、手順としても大変時間も要しますし、先ほど申し上げましたように、需要の動向を的確に見通すことが、各地域だけで全國を見ると

いうのはなかなか難しいのではないか。また、需給バランスを乱しますと結果的に生産者に御迷惑がかかる、こういうことにもなりますので、手順としては、全国段階で見通した上で、その上で各

地域も同時並行的に取り組んでいただく、こうい

うことを描いているわけございます。

○阿曾田清君 市場原理の導入というようなことを今回前面に押し出してきて、需給バランスを国

で調整しますよというようなこと等が果たしてど

れだけできるのか私は大変疑問なんですね。

今まで県は県で、国が各県に対して各作物ごと

に、五年後はどういう生産計画を考えておるか、

計画を立てておるかというのを検討させていま

たね。私はそのときの委員をしていましたが、

なんです。五年に一回しか会つていませんでした。

それは何でもない、ただ仲介したいのをどれくら

い伸ばすかなと、各作物ごとに思惑の数字を入れ

て国に報告していました。それは現行農業基本

法の時代ですから、国がすべて全国的にやつ

ていたことなんですね。こういうのはくだらぬなど

思つていました。

今回、そういうことを外して、それぞれ地方に

でそれをカバーしていくかということは、やはり

ないかというふうに思つています。

ただ、まさに実効確保といいますか、その地域

地域で農業者の皆さんが取り組まなければ実現で

きないことは明白でありますから、当然各地域で、

例えば県段階なり市町村段階で、あるいはもつと

プロックかもしれません、生産者だけでなく行政あるいは需要の側の実需者、あるいは試験研究機関なり普及組織なり、こういった関係の方々

生産の方々も、消費者の方々もいろんな食品関係の方々も、さまざまなる各界各層の方々でいわゆるラウンドテーブルあたりを設置して、そこで議論されることによって地域の活性化、農政に対する活性というのが生まれてくると思うんです。そう

いうようなことを考えて、むしろ中央よりも地方に私はそのエネルギーを持つていつた方がこの基

本法が達成していく道になるんじやないかなと思

うですが、いかがでしょうか。

○國務大臣(中川昭一君) 基本法で考えている設

定の仕方は官房長から今申し上げたとおりでござ

いますけれども、先生も先ほどおっしゃいました

ように、やはり自然条件が違うわけございました

て、その中で農家がつくらなければこれはしよう

がないというのが大前提にあります。一方、消費者なり実需者の方が買わなければこれまた成り立

たないという面もあるわけございます。

そういう意味で、全体のニーズといいましょう

か、あるいはまた、よく大豆や小麦の例を出しま

すけれども、これから自給率を上げるためにほど

ういうふうにしていつたらいいかというようなこ

とについては、国民全体のニーズなりまた生産条

件を、国全体としてやはりきちっと全体の枠とい

うものを品目ごとにまず総合的に積み上げていく

べきならぬわけでござります。

そういう意味で、この自給率設定に当たっては、

何も国が上から一方的に押しつけるというわけで

はなくして、全体的な枠組みというものの精査をし

て、自給率の目標を全体として品目ごとにやる。

その過程におきましては、基本法にも書いてござ

いますように、食料・農業・農村政策審議会の意

見も聞かなければいけないということで、そこに

はおのずからいろいろな立場の方、国民を代表され

る方が委員として御出席になられるであります

しょう。

そういうことで、全体としての自給率というも

のを設定させていただきたいというふうに考えております。

○阿曾田清君 もう既に産地の段階では、つくる

た物を売る時代はもうとつくなっているんで

す。いかに高く売れる物をつくるかということに

を、地域が独自性を出して取り組んでいくとい

うのを国がサポートしてやる、これが基本だとい

うふうに思いますし、そういう基本法になつてい

るものだと私は信じておるんですが、答弁を聞い

ていると、何となく後ずさつていつているなど、

ものを国がサポートしてやる、これが基本だとい

うふうに思いますし、そういう基本法になつてい

ますよ。

J A グループも生産者も自己努力をやつているん

です。

ですから、そういうものをいわゆる各地域、各

県なら各県段階が中心になつて、我が県はこうい

うような農業振興を図つてやつていくとい

うのを、地域が独自性を出して取り組んでいくとい

うのを国がサポートしてやる、これが基本だとい

うふうに思いますし、そういう基本法になつてい

ますよ。

○政府委員(高木賢君) 各地域でお取り組みにな

ることを大いに奨励したいと、いうことはそのとお

りです。ラウンドテーブルでやつていただくとい

うことなんですね。

官房長、もうちょっとびしやつと言つてください

い。

○政府委員(高木賢君) 各地域でお取り組みにな

ることを大いに奨励したいと、いうことはそのとお

りです。ラウンドテーブルでやつていただくとい

うことなんですね。

ただもう一つ、先ほどから言つておるよう

に、需要が全国流通なものですから、言葉としては

ござります。

るわけでございまして、そういう兼ね合いで考えさせていただきたいと思います。

○阿曾田清君 そういう思いの中では、國は國の自給率を上げる、地方は地方の活性化をしながら自給率に貢献していく、その相乗効果が出るようになります。

ひとつ國の御指導をいただきたいと思います。価格政策から所得政策へということの転換が図られておるわけですが、ついせんだけて、米作農家の若い人たちの会合の中で、經營安定対策というもので、いわゆる価格が暴落したときの緩衝対策といいますか、補給するという意味で資金対策ができてきているわけですが、これは下がるときに対策を講じられるわけで、二十世紀、海外の米と戦つていかなきやならぬというなら、この対策だけじゃ安樂死させられるのと一緒にやないかといったきつい言葉も生産者から聞いておりますが、その見解をお聞きいたします。

○政府委員(堤英隆君) 經営安定対策としましては、稻作と麦作がござります。かなり性格が違いますので御説明申し上げます。

稻作につきましてはとにかく、全体的な価格が下がっていくという状況の中で、稻作農家に与える影響を緩和するということで対応しておりますけれども、これは基本的には生産調整、米の場合でございますから、生産調整をきちんとして需給均衡を図つてもなおかつ、農作が例えば連年続くといった場合に価格が下がる、それが農家経営に対する悪影響を及ぼす。そういうことのために、緩和対策として稻作經營安定対策はできておりますので、そういう意味では生産調整対策と稻作經營安定対策というのは全体として見なされると、それは稻作經營安定対策とかなり違いまして、民間

流通に移ります場合には、当事者間で話をしています。

ただくんですけれども、基本的には政府の売り渡し価格、今の二千四、五百円という形になるわけ

でございますけれども、これにプラス・マイナス五%の範囲の中で安定的な運営をし、かつ、麦に

つきましては大幅な逆さやになつておりますの

で、その間を麦作經營安定資金という形で、実際の取引価格とかけ離れた形で、一応切り離してお支払いをするという形で農家を支えたい、こういうことでござります。

○阿曾田清君 米、麦の安定対策資金の内容を私は質問したんじゃなくて、今の制度のありようの見解を求めたわけです。私は、これじゃ十分ではないと。前から大臣に申し上げているのは、別の所得補償、農家の所得補償政策というものを当然らば納得する、そういう意味の見解を求めるたといふことでありますので、私は、そういうものを農林省として当然頭に入れてこれからひとつお取り組み願いたいということを御要望申し上げたい。

例えば、先ほど申し上げましたように、農家の方々が自分たちの将来は不安だらけだというような中で、木材と同じように米もなつてしまふんじやなかろうかといったような発言をする方々もおる。その中で、少なくとも再生産の可能な価格形成というのがどうしても私は必要だと思うんです。つまり、再生産可能な条件整備を私は具体的に打ち出さなければならぬというふうに思ひますが、この点について御見解を求めます。

○国務大臣(中川昭一君) もちろん再生産ができるなくして何年も所得が減り、赤字が出るということは我々としても避けなければいけないことは言ふべきです。

それからもう一つは、麦作經營安定資金は、これは稻作經營安定対策とかなり違いまして、民間

が連携をとつて、しかも水田が守れるようにしていくことが自給率向上にもつながることなんだと

いうことで、IRR-Iに行つたこともお話をいたしました。

農林省で、いわゆる技術会議の方で開発研究をどれくらいされているのか、その実践されている状況、そして可能性、さらには經營試算もはじめておられるのか、その二点をまずお聞かせください。

○政府委員(三輪喜太郎君) 第一の研究開発の成果でございますが、どこまで行つているのかといふことでございますが、先生のおっしゃった重たい米、多収の米という意味で研究開発をしてまいりましたが、現在十アール当たり七百から八百キログラムの収量、すなわち主食用の一般品種に比べまして約三割程度玄米重で高い品種、ハバタキとかオオチカラ、タカナリ、こういったものが育成されておりました。これが現状の成果でござります。

○阿曾田清君 従来の価格政策を言つておるわけ

じやありませんで、むしろ所得政策の方に全体が移行してきているわけだから、そういう中で再生産確保といふのは、私は、最低価格の支持というものが、生産費、直接費用部分くらいは最低限確保といふのではなくて、その下支えはあるんですけど、その下支えがあるんではないかというふうに思ひます。この点を踏まえた取り組みを示していくことが、これから若い方々に対する一つの安心感と、取り組むのに大いに励みになるだろうというふうに思います。よろしくお願ひいたします。

○阿曾田清君 何か私から言わせると技術会議は全然本気で取り組んでいない。

私は、IRR-Iのレベルよりも国の研究機関の研究者の方がレベルは上だと思いたい。IRR-I

そういう意味で、三十条の一項で、需給といふものの結果として価格が決定される、つまりいいものをつくれば高い値段になる。また、先ほど食糧庁長官が答弁いたしましたように、農作が続けば需給のバランスが崩れて価格が下がる。そのためでございますけれども、これにプラス・マイナス五%の範囲の中で安定的な運営をし、かつ、麦につきましては大幅な逆さやになつておりますので、その間を麦作經營安定資金といふ形で、実際に支払いをするという形で、実際の取引価格とかけ離れた形で、一応切り離してお支払いをするという形で農家を支えたい、こういうことでござります。

○阿曾田清君 米、麦の安定対策資金の内容を私は質問したんじゃなくて、今の制度のありようの見解を求めたわけです。私は、これじゃ十分ではないと。前から大臣に申し上げているのは、別の所得補償、農家の所得補償政策といふのを当然らば納得する、そういう意味の見解を求めるたといふことでありますので、私は、そういうものを農林省として当然頭に入れてこれからひとつお取り組み願いたいということを御要望申し上げたい。

例えば、先ほど申し上げましたように、農家の方々が自分たちの将来は不安だらけだというような中で、木材と同じように米もなつてしまふんじやなかろうかといったような発言をする方々もおる。その中で、少なくとも再生産の可能な価格形成というのがどうしても私は必要だと思うんです。つまり、再生産可能な条件整備を私は具体的に打ち出さなければならぬというふうに思ひますが、この点について御見解を求めます。

○国務大臣(中川昭一君) もちろん再生産ができるなくして何年も所得が減り、赤字が出るということは我々としても避けなければいけないことは言ふべきです。

それからもう一つは、麦作經營安定資金は、これは稻作經營安定対策とかなり違いまして、民間

が連携をとつて、しかも水田が守れるようにしていくことが自給率向上にもつながることなんだと

いうことで、IRR-Iに行つたこともお話をいたしました。

農林省で、いわゆる技術会議の方で開発研究をどれくらいされているのか、その実践されている状況、そして可能性、さらには經營試算もはじめておられるのか、その二点をまずお聞かせください。

○政府委員(三輪喜太郎君) 第一の研究開発の成果でございますが、どこまで行つているのかといふことでございますが、先生のおっしゃった重たい米、多収の米という意味で研究開発をしてまいりましたが、現在十アール当たり七百から八百キログラムの収量、すなわち主食用の一般品種に比べまして約三割程度玄米重で高い品種、ハバタキとかオオチカラ、タカナリ、こういったものが育成されておりました。これが現状の成果でござります。

○阿曾田清君 従来の価格政策を言つておるわけ

じやありませんで、むしろ所得政策の方に全体が移行してきているわけだから、そういう中で再生産確保といふのは、私は、最低価格の支持といふのが、生産費、直接費用部分くらいは最低限確保といふのではなくて、その下支えはあるんではないかというふうに思ひます。この点を踏まえた取り組みを示していくことが、これから若い方々に対する一つの安心感と、取り組むのに大いに励みになるだろうというふうに思います。よろしくお願ひいたします。

○阿曾田清君 何か私から言わせると技術会議は全然本気で取り組んでいない。

私は、IRR-Iのレベルよりも国の研究機関の研究者の方がレベルは上だと思いたい。IRR-I

でさえも、あの亜熱帯地域で一・二トンとれるという。向こうの方は、日本だったら恐らく二割か三割は高くとれますよ、こういうような話まであつたんです。このモンスーン地帯でそれができないということは、いかに研究開発に取り組んでいないかということを実証しているようなことでございます。私は、日本だったら一・五トンはとれないことはないというふうに思つておるんです。そういう取り組みをしないからこそ水田が三五%も荒れて、そして水を張ることができない。多面的機能どうのこうのと言ふ前に本当にやるべきことはちゃんとあるんじやないか、そういう思いを強く持つております。

とにかく、重たい米の開発研究に力を入れてください。そしてそれができさえすれば畜産農家も耕種農家もやろうと構えているんです。それが今研究機関の姿とするならば、本当に嘆かわしい、私はそのように思いますので、一層の取り組みをお願いしたいと思います。

時間がありませんので次に移ります。
第十八条のところをございますが、緊急に必要があるときは、関税率の調整、輸入の制限というものが、これは現行基本法の中にも同じように載つてゐるわけでありますけれども、セーフガードがラウンド合意ができる以来一度も発動されていない。特別セーフガードについては価格ベースで七回、数量ベースで十四回発動されております。私がこれはやるべきじゃないかと思つたのがイグサとショウガのセーフガードであったわけですが、これがとうとうできなかつたわけであります。通産省、おいでですね。

イグサとショウガがあんなに暴落し、イグサの農家が十数人も自殺せざるを得ないような状態になつたとき、何でこのセーフガードができなかつたのか。そして、セーフガードができるような法律になつておるのにとうとう今までできなかつた、できなかつたのをえてまた新基本法の中に入れてある。将来大事なときに使えないものを入れておくことは意味がないじやないかとまで思ひ

たいたいぐらいであります。それについて、セーフガードがそんなに実行されないものであるのかどうか、まずお尋ねいたします。

○説明員(北爪由紀夫君) ただいまのセーフガードのお尋ねでございますが、先生が質問の中で触れられましたように、セーフガードは特別セーフガードと、それから織維のセーフガードと一般セーフガードとございます。

今、御議論になつておりますのは一般のセーフガードでございまして、一般のセーフガードは、特別セーフガード、織維のセーフガードに比べましてかなり要件が厳しく書いてございます。輸入が急増し、かつ、それによりまして国内の産業が重大な損害を受ける、それから国民生活上それを是正することが必要である、こういうかなり厳しい基準が書いてございます。

それで、私もたまたま、今、審議官でございまが、農林省からイグサとショウガの御相談を受けたときに貿易局の総務課長でございまして、この問題を担当しております。その際、一番問題になりますのは輸入の急増の要件でございまして、確かに御地元が大変だというのは非常によくわかるのでございますが、当時のショウガ、それからイグサの輸入の状況、そういうもののを見ますと、やはり要件に該当してセーフガードを発動するのではなく、要件の見直しもせひお願ひいたしました。

それと並行しまして、ただ御地元が大変なものですから、片や日本に出しています中國とむしろ交渉をするということを農林水産省の方でやられていましたので、その動きを見ながら対処してきました。

今後につきましては、いずれにしても要件に該当しますれば一般セーフガードを発動するということにつきましては、通産省としてもやぶさかでございまして、確かに今まで一回も発動したことにはございませんけれども、要件に該当するかどうかであつて、該当すれば我々としては

ございます。

○阿曾田清君 要件が非常に難しいからという話であるわけですが、実際に日本は全然発動していないんですね。それは要件が満たされたといふ答えが返ってくるんでしょうが、あれだけの価値の暴落、ショウガだってそうです、イグサは自殺者まで十数名出すというような事態になつてゐる。これが要件に該当せぬなら、セーフガードを

出す要件に該当する対象作物はないんじやないかというふうに感じざるを得ません。

ですから、今度WTOの交渉のときにおいては、このセーフガードの一つの要件といいますか条件を、国内のそういう作物に大きな打撃を与える結果として農家そのものがそういう悲惨な目に遭う、そういうような要件の問題についても、ちゃんと今度それをキープしてきてもらわないと、関税の調整とか輸入の制限とかいうのは、書いただけで実行できないということがまた今後とも引き続いていくことになる。

農家の方々はこれで大変期待しているかもしれません。外国から大量に安いのが入ってきたときはこの十八条で救つてくれるものだと期待しているかも知れません。それが前の基本法と同じよう

で、今までの被害状況ぐらいじやだめなんですよということになつてしまふ。今度のWTO交渉において、そういう要件の見直しもぜひお願いいたしました。

農家の方々はこれで大変期待しているかも知れません。それが前の基本法と同じよう

で、今までの被害状況ぐらいいじやだめなんですよということになつてしまふ。今度のWTO交渉において、そういう要件の見直しもぜひお願いいたしました。

ことを申されました。私もそのとおりだと思います。ところが、女性の七割の方がいわゆるただ働きといいますか、無給の家族従事者であります。

総理府、おいでですか。

農村の女性のいわゆる地位の現況はどのようになっておりますか。そして、この男女共同参画社会基本法を契機といたしまして、女性の地位の向上のための実践というものはどのように考えておられるか、簡単に御説明ください。

○政府委員(佐藤正紀君) お答えいたします。

先生おっしゃいましたように、女性は農業就業人口の六割を占めておりますとともに、農業や農村社会の活性化に大きく貢献しておりますけれども、重要な役割を果たしているにもかかわらず、見合った評価がされていないと考えられます。

男女共同参画社会の実現に向けました国内行動計画であります男女共同参画二〇〇〇年プランにおきましては、重点目標の一つといたしまして、農山漁村におけるパートナーシップ確立を掲げております。

先生もおっしゃいましたが、男女共同参画社会基本法が成立いたしまして、先ごろ公布、施行いたしました。総理府といたしましては、この基本法の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備等を掲げておるところでございます。

先生もおっしゃいましたが、男女共同参画社会基本法が成立いたしまして、先ごろ公布、施行いたしました。総理府といたしましては、この基本法の基本理念を踏まえまして、またこのプランの内容等に沿いまして総合的な施策を推進してまいりたいと考えております。

○阿曾田清君 そこで、農林水産省にお尋ねいたしますが、女性のいわゆる社会保障、中でも先ほど言いました七割の方がただ働きをしているような現況というものを、どうやって農家の女性に対して報酬ができるように道を開こうと思っておられるのか。ただ、家族労働協定とか父子契約とかといったような範疇じゃない形で私はやらなきやならぬだろうと思うんです。それが一点。

それから、現実的には、親が子供に経営権を譲つたときに、御主人の方には経営移譲年金が参りま

すけれども、御主人が亡くなつたときに、じゃその經營移譲年金が奥様に来るかということは来ないんですね。他産業の方々とその点が違うわけあります。ですが、農業者年金あたりも、みどり年金に奥さんがかかるというだけじゃなくて、經營移譲年金というのが、やめた人は六十万ばかり来ます。御主人が途中で亡くなられたら、その後は奥さんは適用にならない。こういうことでは極めて私はアンバランスじやなからうかなと思うんです。が、そういう点について見解を求めるといいます。

○政府委員(樋口久俊君) それでは、私の方から何点かお答えをいたしまして、年金の方は担当の局長が参つておられますのでお答え申し上げます。

社会保障、広い意味でいろんなことがあります。いますが、私どもの方で幾つかお答えをしたいと思います。

まず、報酬の方からお話をしますと、お答えしたいところを先生に先に言われてしまつた部分があるんですけれども、最大の力を入れておりますのは、家族經營協定の中できちつと位置づけてもらう、これが我々の当面の目標でございます。逆に言いますと、月々きちつとしたものを受け取つていい人がかなりおられますので、最初にそこをまず一つのステップとしたいと思っております。

それから次に、農作業に従事をされますものですから、どうしても農作業の場合は災害に遭われるということがあつたりいたします。したがつて、いわゆる労災に特別加入制度というのがございまして、そういう特別の扱いの中に入れないとどうかということで、これは男女差なく私どもの方としては今実態を調査いたしておりまして、その中で改善ができることが見つかれば労働省と御相談をしてようという、社会保障といいますか労災の仕組みで対応しようと思つておるところがござります。

それから、例えば健康保険等ございますが、これは国民保険で入つておられるわけでございま

すけれども、仮にさらに有利な扱いができるのかどうかということになると思いますと、実は家族經營じやなかなか無理でございまして、法人の經營ということを一つ考えて、その中で例えれば農事組合法人等々というものの中に入られまして、今のそういう保障よりも有利なことが受けられるかどうかと。

実は、これは常にメリットだけあるわけじやございませんでデメリットの部分もございますので、それは選択をしていただかないといけないんですけれども、そういう余地はございますので、そこは御判断かなと思つておるのでございます。等々、私どもの方でもいろんなことを考えたいなと思つておられるところでございます。

○政府委員(渡辺好明君) 農業者年金についてのお尋ねがございましたので、その点についてお答え申し上げたいと思います。

結論から申し上げますと、配偶者への經營移譲というのは、この制度の趣旨が經營規模の拡大と經營の若返りということでございますので、適当ではないということで經營移譲等を認めていないわけでございます。

先ほど例に引かれました死亡時における遺族年金の問題等も、実は長い検討の経過がございました。現況は、死亡されますと死亡一時金という形で大体掛金の三割ぐらいが残された遺族に渡るというふうなことになつておりますけれども、農業者サイドからは遺族年金について強い要望があるわけでございます。ただ、この年金の性格がいわゆる被用者年金ではなくて自営業者の年金という性格を持つておりますので、その点につきましてこれまでそういったことは実現をされてこなかつたわけでございます。

私どもがお勧めしておりますのは、現況もそうなつておりますけれども、御夫婦で家族協定を結んでいただいて年金に加入していただく、そしてこれまでそういったことは実現をされてこなかつたわけでございます。

○委員長(野間赳君) 本案に対する本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後四時四十七分散会

れるというふうな仕組みを平成七年からつくりたところでございまして、現況、三千三百三十人ほどの女性の配偶者の方が入つております。女性全体は一万五千人ぐらいですから、家族協定による配偶者の年金加入も少しずつ上昇しているという状況にございます。

この問題は、平成十二年度が財政再計算の年に当たっておりますので、この基本法案を受けまして、いかなる年金のあり方とするか検討したいと考えております。

○阿曾田清君 私もそれは大変勉強になりました。夫婦で家族協定を結んでおれば、夫婦でかかるということをすればもらえるということですね。勉強不足で申しわけありませんでした。

私も若妻グループを持つていて、若妻グループには私はいつも言つておるんです。三つの自由、これを家庭の中で整備させてくれと。一つは自由に使えるお金、そしてもう一つは自由に語れる場所、もう一つは自由に使える時間、この三つを家族の中で確立するようにと。そうすると農家の嫁対策も非常にスムーズにできやすいし、また農村の活性化といいますか、家族も明るくなつてくれる。そういうことをやつておるので、農水省の方もそういうところをもつと取り入れてPRしていくと全国が変わっていくんじやなからうかと思いますので、申し上げて終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○委員長(野間赳君) 本案に対する本日の質疑は

平成十一年七月十六日印刷

平成十一年七月十九日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

F